

平成 26 年度

包括外部監査結果報告書

県税の賦課徴収事務について

岡山県包括外部監査人

公認会計士 井上 信二

《 目 次 》

第 1 包括外部監査の概要	1
1 外部監査の種類	1
2 選定した特定の事件（テーマ）	1
3 監査の対象	1
4 包括外部監査の対象期間	1
5 事件（テーマ）を選定した理由	1
6 包括外部監査の方法	2
7 包括外部監査の実施期間	2
8 包括外部監査従事者の資格等	2
9 利害関係	3
第 2 包括外部監査対象の概要	4
1 県税の種類と概要	4
(1) 税の種類.....	4
(2) 税の徴収（納付）方法.....	5
(3) 県税の概要.....	7
(4) 各税目の内容.....	8
2 県の財政状況と税収	35
(1) 歳入額の状況.....	35
(2) 県税収入の推移.....	36
(3) 収入率の推移.....	40
(4) 収入未済額、不納欠損額の状況.....	44
(5) 徴税費の推移.....	49
(6) 収入率向上のための取組.....	50
(7) 電子申告制度について.....	59
(8) ふるさと納税.....	61
3 総務部税務課及び県民局税務部の組織体制	65
(1) 組織体制及び業務内容.....	65
(2) 各税目と業務を担当する事務所の関係.....	69
(3) 徴収事務の概要.....	71

第 3	実施した監査手続の概要	73
1	監査手続の概要	73
第 4	監査の指摘事項及び意見	75
1	不動産取得税課税権の消滅	76
2	不動産取得税の期限内申告義務	78
3	ゴルフ場利用税の等級の認定方法	81
4	軽油引取税の課税免除	85
5	自動車税の課税免除の取扱い	94
6	課税誤り事例（個人事業税、自動車税）の再発防止	100
7	預り金であるゴルフ場利用税の滞納	103
8	延滞金についての対応	105
9	財産調査の方法	107
10	差押可能財産等に対する執行停止	110
11	執行停止後の再調査	113
12	滞納整理推進機構の今後の在り方	121
13	事業税の医療機関への調査方法	128
14	産業廃棄物処理税及びゴルフ場利用税の調査方法の在り方	131
15	目的税に係る職員費の算定方法	134
16	産業廃棄物処理税報償金の在り方	138
17	産業廃棄物処理税の使途の優先順位	141
18	公会計を通じた債権分類と徴収業務への活用	144
第 5	平成 17 年度包括外部監査の状況	147
1	平成 17 年度包括外部監査の指摘等のうち、改善が十分でないもの	147
第 6	総 括	164

(注) 金額の表示単位未満は切り捨て、比率の表示単位未満は四捨五入により表記している。このため、本報告書中の数値は、県の公表数値と端数処理により差が生じている場合がある。

主な用語の内容

用 語	内 容
調定	地方自治法第 231 条により、地方公共団体の歳入を収入する際に、納入義務者に対して行う納入の通知に必要な事項（年度、科目、金額等）を調査し、決定することをいう。
賦課	租税などを割りあてて負担させることをいう。
収入済額	当該年度の歳入として調定された金額のうち、当該年度中（地方自治法第 235 条の 5 に基づく出納整理期間 4 月 1 日～5 月 31 日を含む。）に収納された額をいう。
収入未済額	当該年度の歳入として調定された金額のうち、当該年度中（地方自治法第 235 条の 5 に基づく出納整理期間 4 月 1 日～5 月 31 日を含む。）に収納されなかった額をいう。
督促	債務者が納期限までに債務を履行しない場合に、期限を指定してその納付を催告する行為をいう。地方自治法第 231 条の 3 第 1 項による公債権の督促及び地方自治法第 240 条第 2 項、地方自治法施行令第 171 条に基づく督促とともに、督促を行うだけで確定的に時効中断の効力が生じる。県税のような強制徴収公債権の場合は、督促を行うことが滞納処分的前提要件とされており、督促後、滞納処分手続に入ることができる。
調査	滞納整理を進める過程における納付資力の判定、滞納処分をするための前提となる調査をいう。この調査結果により差押財産の特定、納付の猶予、滞納処分の執行停止等の滞納整理方針を決定することになる。
催告	督促をしてもなお納付がなされない債務者に対して、弁済を促すために行われる請求行為であり、文書による催告、電話による催告及び口頭による催告等がある。
滞納処分	強制徴収公債権が納期限までに完納されず、滞納となっている場合に、裁判上の手続を経ることなく債務者の財産を差押、これを換価し、その換価代金をこれらの公法上の収入に充当する一連の強制徴収の手続をいう（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項）。

用 語	内 容
差押	<p>滞納処分の第1段階として、徴税職員等が滞納者の財産の処分権を制限し、換価できる状況におくことをいう。</p> <p>督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに滞納者が完納しないときに行われる（国税徴収法第47条第1項）。</p>
交付要求	<p>滞納者の財産について、既に他の執行機関による強制換価手続が開始されている場合に、その同一財産に重ねて差押を執行することの煩雑を避け、これらの換価手続に参加して租税債権等の弁済を受けるため、配当の交付を受け、これにより租税等を徴収する制度をいう。</p>
徴収猶予	<p>納税者等が一定の要件を満たす場合において、納税者の申請に基づき、徴収権者が、原則として1年以内の期間に限りその徴収を猶予することをいう（地方税法第15条第1項）。</p>
分割納付誓約書	<p>やむを得ぬ事情により一括納付等が困難である納付者が、納付計画に則った弁済納付を条件に債務承認行為として地方団体の長に対して誓約する書面のことをいう。分割納付申請書の差し入れには、時効を中断させる効果がある（民法第147条第3号）。</p>
滞納処分の執行停止	<p>一定の事由により、徴収権者の職権により滞納処分の執行を一時的に停止することをいう。ここで一定の事由とは滞納者につき、①滞納処分をすることができる財産がないとき、②滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、③その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき、とされている（地方税法第15条の7第1項）。滞納処分の執行を停止した後3年以内に、滞納者につき①から③に該当する事実がないと認められたときは、その停止を取消して滞納処分を再開する（地方税法第15条の8第1項）。滞納者の資力が回復しないまま執行停止が3年間継続したときは、滞納者の納付義務は消滅する（同法第15条の7第4項）。</p>
延滞金	<p>納期限までに県税を納めないときに徴収されるもので、納期限の翌日から納付（納入）の日までの期間に応じて計算される。</p> <p>（延滞金の割合）</p> <p>納期限の翌日から1カ月を経過する日まで…原則として年7.3%</p> <p>その後納付の日まで …原則として年14.6%</p>

用 語	内 容
時効	ある事実上の状態が一定期間継続した場合に、真実の権利関係にかかわらず、その継続してきた事実関係を尊重して、これに法律効果を与え、権利の取得又は消滅の効果を生じさせる制度をいう。
時効の中断	<p>一定の事実状態が継続している場合、それと相容れない内容の事実が発生したことにより時効の進行が阻止され、既に進行した時効期間の効力が消滅することをいう。なお、時効の中断事由が消滅した場合は既に進行した時効期間を通算せずに、新たに時効期間が進行を開始することとなる。</p> <p>時効の中断事由としては、民法第 147 条において①（裁判上の）請求、②差押、仮差押又は仮処分、③承認が挙げられている。</p>
不納欠損	<p>既に調定された歳入が徴収できなくなった場合に、その調定の金額を消滅させることをいう。税に関する不納欠損処理は、次の 3 つに分類される。</p> <p>① 税の徴収権は法定納期限の翌日から 5 年間行使しないことによって時効により消滅する（地方税法第 18 条第 1 項）</p> <p>② 滞納処分の執行停止期間継続（3 年間）により滞納債権が消滅するとき（地方税法第 15 条の 7 第 4 項）</p> <p>③ 滞納処分の執行停止をした場合で、その徴収金が限定承認に係るものであるときや、徴収金を徴収することができないことが明らかであるときに滞納債権を消滅させたとき（地方税法第 15 条の 7 第 5 項）</p>

第 1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第 252 条の 37 第 1 項及び第 2 項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

県税の賦課徴収に係る事務の執行について

3 監査の対象

岡山県総務部税務課及び県民局税務部

なお、特定の事件（テーマ）に関係する組織として、次の部署も監査の対象とした。

環境文化部循環型社会推進課、環境文化部自然環境課、農林水産部林政課

4 包括外部監査の対象期間

平成 25 年度における執行事務（自平成 25 年 4 月 1 日 至平成 26 年 3 月 31 日）

ただし、必要に応じて過年度及び平成 26 年度の一部についても監査対象としている。

5 事件（テーマ）を選定した理由

平成 24 年度の県税収入額は 1,928 億 5 千 1 百万円であり、一般会計歳入額の 28.9% を占めており、県政を推進していく上での重要な財源となっている。平成 24 年度の収入率は全税目平均 96.9% と全国平均を上回っているものの、平成 24 年度末の県税収入未済額は 55 億 5 千 8 百万円となっている。

県税の賦課徴収事務については、平成 17 年度包括外部監査においてテーマに選定され、各種の指摘や意見が提出され、その後約 10 年の間に、県では県税に係る組織変更や収入率向上に向けての取組が実施された。

これらの状況から、過去の包括外部監査の結果に対する県の改善状況の検証も含め、

収入の確保と課税及び徴収の公平性の観点から、県税の賦課事務及び滞納整理事務の適切性について監査を実施する意義は大きいと判断し、特定の事件として選定した。

6 包括外部監査の方法

(1) 監査の視点

- ア 県税の賦課及び徴収が法令等に準拠しているかどうか。
- イ 県税の賦課及び徴収が効率的に行われているかどうか。
- ウ 県税の賦課及び徴収に関する事務が全ての納税者に対して公平に行われているかどうか。
- エ 県税の滞納に係る管理、手続が適切に行われているかどうか。
- オ 目的税が対象となる事業に適切に執行されているかどうか。

(2) 主な監査手続

監査の視点に基づき、関係者への質問、関係書類・帳票類等の閲覧・突合、現地調査の実施等を通じて、その実態を調査・検討した。

7 包括外部監査の実施期間

自 平成 26 年 5 月 28 日 至 平成 27 年 3 月 31 日

8 包括外部監査従事者の資格等

包括外部監査人	公認会計士	井上	信二
包括外部監査人補助者	公認会計士	青木	靖英
	公認会計士	奥田	講平
	公認会計士	蒲生	武志
	公認会計士	黄	壽容
	公認会計士	川端	謙太
	公認会計士	大下	俊樹

9 利害関係

外部監査の対象とした事件につき、包括外部監査人及び監査補助者は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

第2 包括外部監査対象の概要

1 県税の種類と概要

(1) 税の種類

税は一般に、課税主体により、国が課税主体となる「国税」と、地方公共団体が課税主体となる「地方税」に分類される。さらに「地方税」は道府県に対する「道府県税」と市町村に対する「市町村税」に分類される。

また、税の用途により、その収入の用途を特定せず、一般経費に充てるために課される「普通税」と、特定の費用に充てるために課される「目的税」とに分類される。なお、普通税のうち、地方税法により税目が法定されているものを法定普通税といい、それ以外のもので地方団体が一定の手続、要件に従い独自に課するものを法定外普通税という。また、目的税のうち、地方税法により税目が法定されているものを法定目的税といい、それ以外のもので地方団体が一定の手続、要件に従い独自に課するものを法定外目的税という。

さらに、納税方式の違いにより、納税義務者と実質的な税負担者が同じになる「直接税」と、これらが異なる「間接税」とに分類される。

【地方税の体系】

一般的な地方税の体系は、次のとおりである。

区分			税目
地方税	道府県税	普通税	道府県民税 事業税 地方消費税 不動産取得税 道府県たばこ税 ゴルフ場利用税 自動車取得税 軽油引取税 自動車税 鉦区税 道府県法定外普通税 固定資産税（特例分）（注）

		目的税	狩猟税 水利地益税 道府県法定外目的税
	市町村税	普通税	市町村民税 固定資産税 軽自動車税 市町村たばこ税 鉱産税 特別土地保有税 市町村法定外普通税
		目的税	入湯税 事業所税 都市計画税 水利地益税 共同施設税 宅地開発税 租税国民健康保険税 市町村法定外目的税

(注) 固定資産（償却資産）の価格の合計額が一定の限度額を超える場合に、その超える部分について道府県が課するもの（地方税法第740条～第747条）。

(2) 税の徴収（納付）方法

主な税の徴収（納付）方法は、次のとおりである。

【徴収方法】

	内容	主な該当税目
普通徴収	徴税吏員が納税通知書を当該納税者に交付することによって地方税を徴収する方法（地方税法第1条第1項第7号）。	<ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税（給与以外の所得者分） ・個人事業税 ・不動産取得税 ・自動車税（新規登録以外）
特別徴収	地方税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、かつ、その徴収すべき税金を納入させる方法（同第9号）。	<ul style="list-style-type: none"> ・個人住民税（給与所得者分） ・軽油引取税 ・ゴルフ場利用税
証紙徴収	地方公共団体が納税通知書を交付しない	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車税（新規登録分）

	<p>で、地方公共団体が発行する証紙をもって地方税を払い込ませる方法（同第 13 号）。証紙徴収は、その税の納税義務が発生することを証する書面に証紙を貼付することにより徴収する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・狩猟税
--	---	--

【納付（納入）方法】

	内容	主な該当税目
申告納付	<p>納税者がその納付すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納付すること（同第 8 号）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・法人住民税 ・法人事業税 ・自動車取得税
申告納入	<p>特別徴収義務者がその徴収すべき地方税の課税標準額及び税額を申告し、及びその申告した税金を納入すること（同第 11 号）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・軽油引取税 ・ゴルフ場利用税

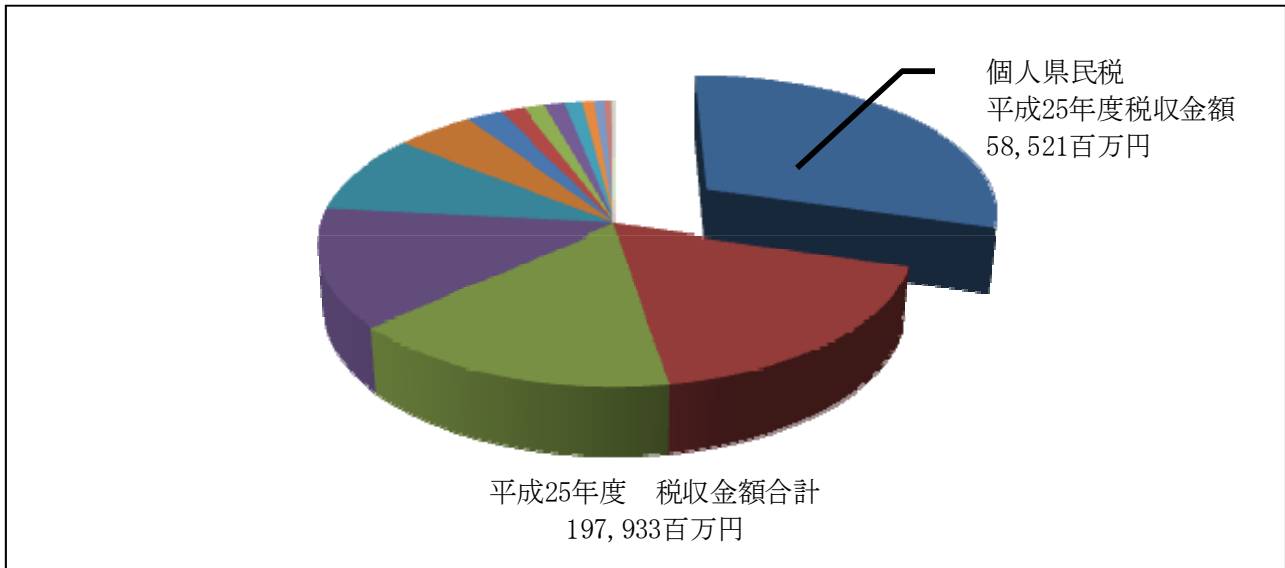
(3) 県税の概要

県において賦課・徴収される税目及びその概要は、次のとおりである。なお、各税目の詳細な内容については、「(4) 各税目の内容」にて記載している。

区分	税目		概要
普通税	県民税	個人県民税	県内に住所を有する個人に対して、前年の所得等に基づき課される税
		法人県民税	県内に事務所等を有する法人に対して、法人税額等に基づき課される税
		おかやま森づくり県民税	県民税均等割が課される個人及び法人に対して、均等割に加算して課される税
		利子割県民税	支払を受けるべき利子等の額に基づき課される税
		配当割県民税	支払を受ける一定の上場株式等に係る配当等の額に基づき課される税
		株式等譲渡所得割県民税	源泉徴収選択口座内の株式等の譲渡による所得に基づき課される税
	事業税	個人事業税	事業を行う個人に対して、前年の所得に基づき課される税
		法人事業税	事業を行う法人に対して、法人の規模や所得等に基づき課される税
		地方消費税	課税資産の譲渡等に対して課される税（このうち、地方税部分）
		不動産取得税	不動産の取得者に対して、取得した不動産の価格に基づき課される税
		県たばこ税	卸売販売業者等に対して、売渡し等に係る製造たばこの本数に応じて課される税（このうち、県税部分）
		ゴルフ場利用税	ゴルフ場の利用者に対して課される税
		自動車取得税	自動車の取得者に対して、自動車の取得価額に基づき課される税
		軽油引取税	軽油の引取りを行う者に対して、軽油の数量に基づき課される税
	自動車税	自動車の所有者に対して課される税	
	鉱区税	鉱業権者に対して、鉱区の面積に応じて課される税	
目的税	狩猟税	狩猟者の登録を受ける者に対して課される税	
	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の搬入に対して課される税	

(4) 各税目の内容

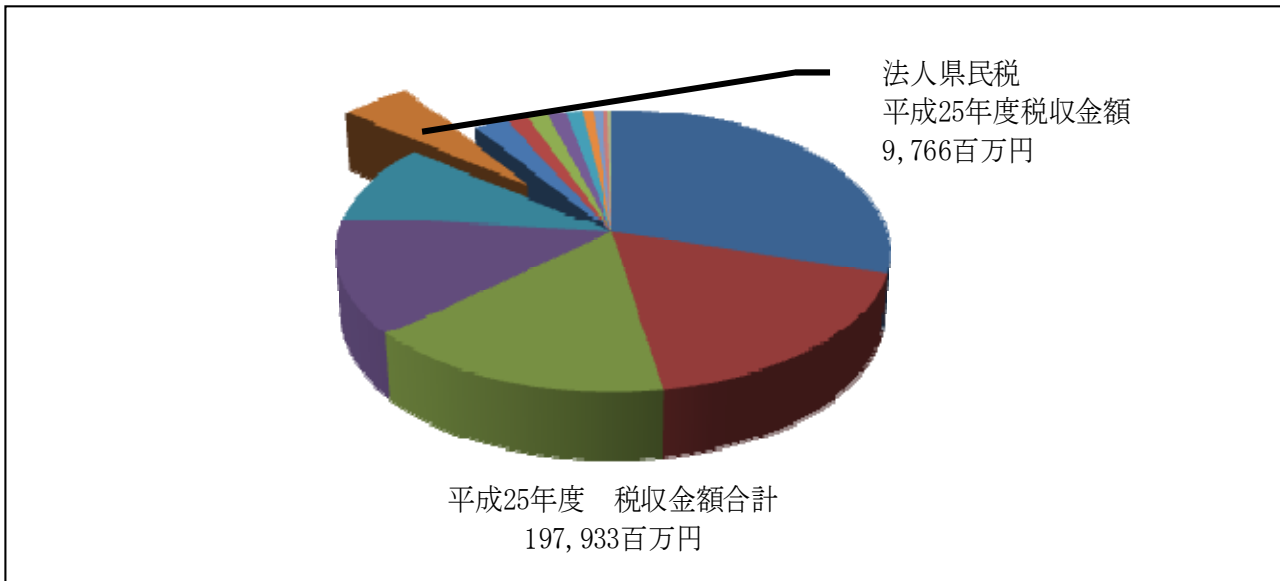
ア 個人県民税



納税義務者	県内に住所を有する個人		均等割・所得割
	県内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人 (県内に住所を有する個人を除く)		均等割
課税方式	賦課課税方式(市町村が税額を計算し確定させる)		
課税標準	(所得割) 前年中の所得金額		
税率	所得割	4% (総合課税分)	
	均等割	1,500円 (おかやま森づくり県民税を除く)	
非課税	(ア) 生活保護法の規定により生活扶助を受けている者 (イ) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の者(退職所得等の分離課税に係る所得割を除く。)		
所得控除	(ア) 雑損控除 (イ) 医療費控除 (ロ) 社会保険料控除 (ハ) 小規模企業共済等掛金控除 (ニ) 生命保険料控除 (ホ) 地震保険料控除 (ヘ) 障害者控除	(ク) 寡婦(寡夫)控除 (ケ) 勤労学生控除 (コ) 配偶者控除 (サ) 配偶者特別控除 (シ) 扶養控除 (ス) 基礎控除	

課税最低限	夫婦子 2 人の給与所得者（子のうち 1 人が一般扶養控除、1 人が特定扶養控除の対象）…270 万円	
税額控除	二重負担を調整する主旨のもの	
	(ア) 配当控除	(ウ) 配当割額控除
	(イ) 外国税額控除	(エ) 株式等譲渡所得割額控除
	税源移譲に伴う調整	
	(ア) 調整控除	
	その他	
	(ア) 寄附金税額控除	
	(イ) 住宅借入金等特別控除	
申告	3 月 15 日までに住所地の市町村に申告書を提出 所得税の確定申告書提出者又は給与所得のみの県民は申告書の提出は不要	
納付	給与所得者	6 月から翌年 5 月までの 12 回に分割、給与から天引き（特別徴収）
	65 歳以上の公的年金受給者	4 月から翌年 2 月までの 6 回に分割、公的年金から天引き（特別徴収）
	その他	市町村から送付される納税通知書（納付書）により、原則として 6 月、8 月、10 月、1 月の年 4 回、市町村民税と併せて納付

イ 法人県民税



納税義務者	県内に事務所・事業所を有する法人		均等割と法人税割		
	県内に事務所・事業所を有さないが、寮・宿泊所・クラブなどを有する法人		均等割		
	法人課税信託の引受けを行うことにより、法人税を課される個人で県内に事務所・事業所を有するもの		法人税割		
課税方式	申告納付				
課税標準	連結申告法人以外の法人	法人税額			
	連結申告法人	個別帰属法人税額			
税率	均等割	法人の区分		納付金額 (おかやま森づくり県民税除く)	
		資本金等の額が 50 億円を超える法人		800,000 円	
		資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人		540,000 円	
		資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人		130,000 円	
		資本金等の額が 1,000 万円を超え 1 億円以下の法人		50,000 円	
		その他の法人 (資本金等の額が 1,000 万円以下の法人)		20,000 円	
	法人割	法人の区分		納付金額	
				H26. 9. 30 以前に 開始する事業年度	H26. 10. 1 以後に 開始する事業年度
	(ア) 資本 (出資) 金の額が 1 億円を超える法		法人税額の	法人税額の	

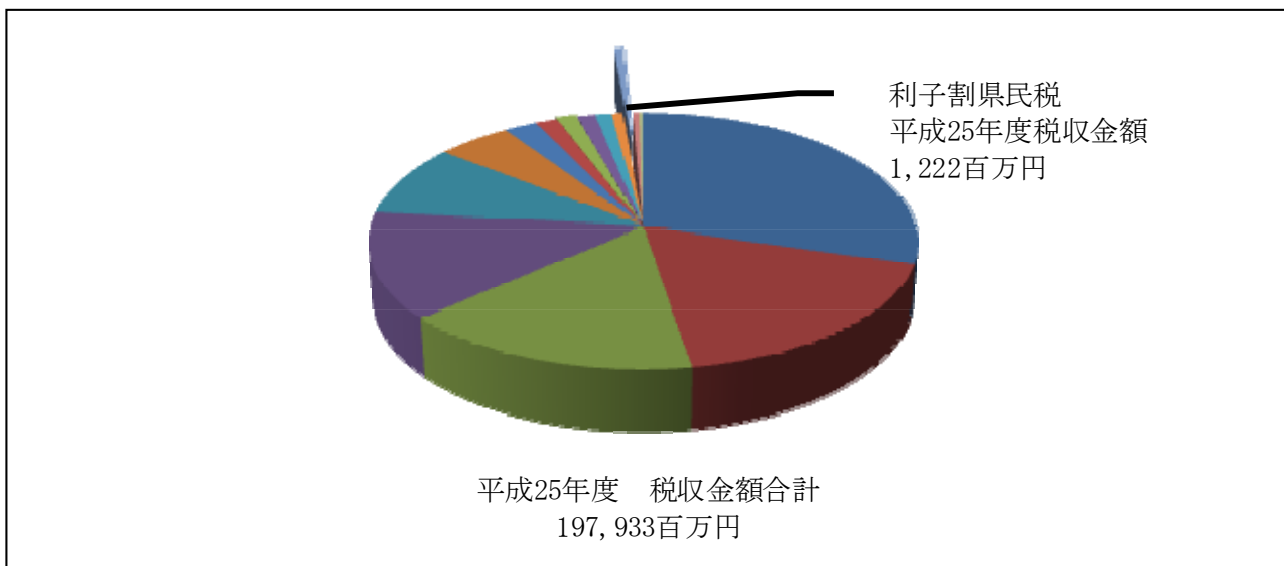
	人	5.8/100	4/100
	(イ) 保険業法に規定する相互会社 (ウ) 法人税割の課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額が年1,500万円(中間申告については750万円)を超える法人		
	上記以外の法人	法人税額の 5/100	法人税額の 3.2/100
申告と納付	申告の種類		申告と納付の期限
	確定申告		事業年度又は連結事業年度終了の日から2カ月以内
	中間申告 (事業年度又は連結事業年度が6カ月を超え、法人税の中間申告を必要とする法人)	(ア) 予定申告 (イ) 仮決算に基づく中間申告(連結法人を除く)	事業年度又は連結事業年度開始の日から6カ月を経過した日から2カ月以内
	清算法人の申告 (解散した法人)	清算中に事業年度が終了した場合の申告	事業年度終了の日から2カ月以内
		残余財産が確定した場合の申告	残余財産確定の日から1カ月以内と残余財産の最終分配日の前日のいずれか早い日
	修正申告	法人税について修正申告したとき、又は更正決定を受けたとき	法人税額を納付すべき日
公共法人・公益法人等で均等割のみを課税されるもの		4月30日	

※個人県民税及び法人県民税と同時にわかやま森づくり県民税も申告、納付される。

おokayama森づくり県民税

納税義務者	県民税の均等割を納める者	
納付金額	個人	年額 500 円
	法人	均等割額の 5%相当額
課税期間	個人	平成 26 年度分～平成 30 年度分まで
	法人	平成 31 年 3 月 31 日までに開始する事業年度分まで
納付	個人	県民税（均等割）に加算して、住民税の一部として納付
	法人	法人県民税の申告の際に、県民税均等割額に加算して納付
使途	税収は「おokayama森づくり県民基金」に積み立て、森林の保全に関する施策に限定して充当	

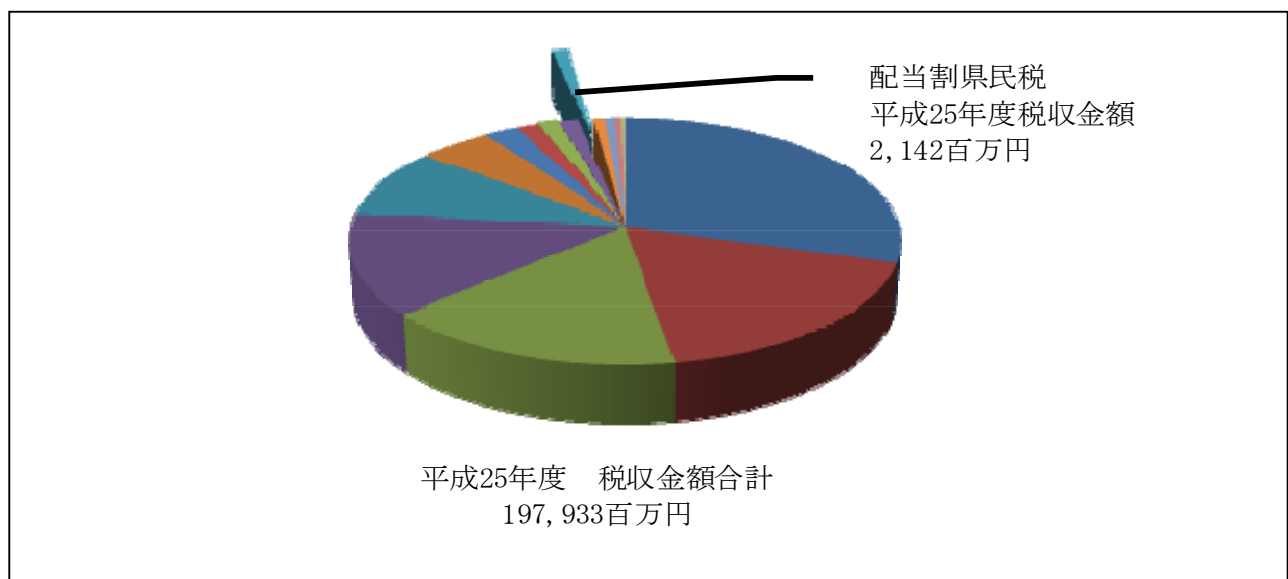
ウ 利子割県民税



納税義務者	利子等の支払を受ける者（法人も含む） （県内に所在する金融機関等を通じて支払を受ける者に限る。）
課税標準	支払を受けるべき利子等の額
税率	5%
非課税	(ア) 遺族年金を受けることができる妻である県民や身体障害者手帳の交付を受けている者等一定の要件に該当する県民に対しては、次の非課税制度の適用を受けることができる。 少額預金非課税制度（マル優）……………350万円

	少額公債非課税制度（特別マル優）……350 万円 (イ) 勤労者が行う財産形成貯蓄に対しては、次の非課税制度の適用を受けることができる。 財産形成住宅貯蓄、財産形成年金貯蓄……550 万円
特別徴収義務者	利子等の支払又はその取扱いをする金融機関
納入先	利子等の支払の事務等を行う営業所等所在地の県
申告と納入	金融機関等が、毎月分を翌月 10 日までに申告し納入
市町村への交付	県に納入された県民税利子割のうち個人に対する部分の 59.4%を県内の市町村に対し交付
法人税割との調整	法人に課された利子割については、法人税割との二重課税を調整するため、法人道府県民税の申告の際、利子割額の法人税割額からの控除又は還付等を実施

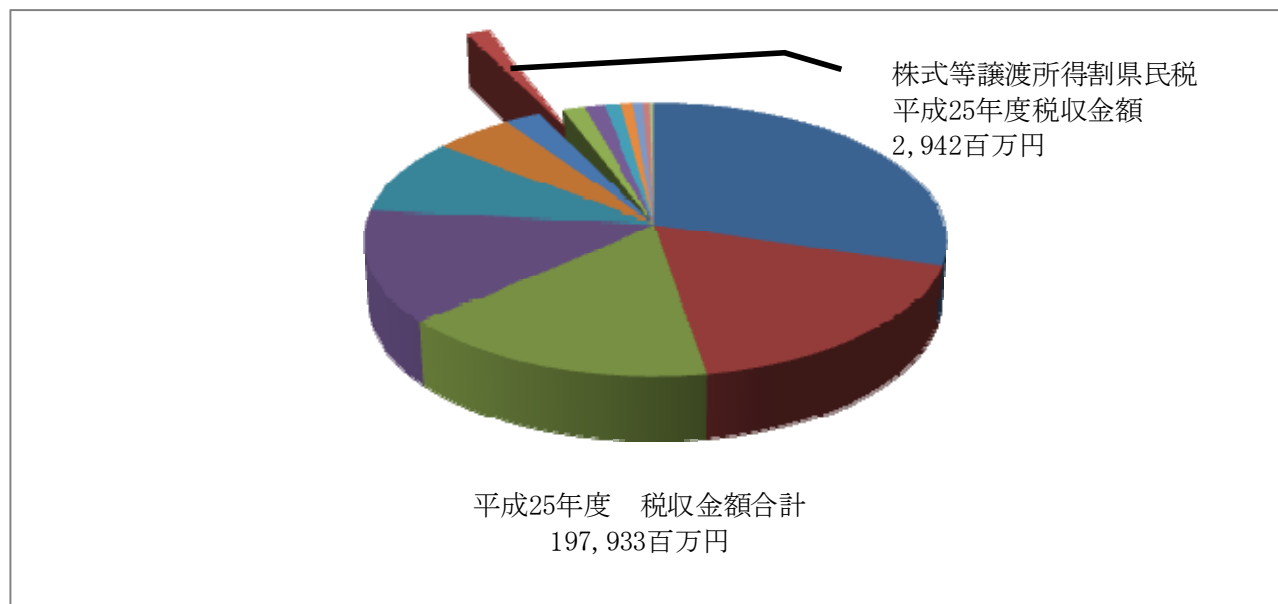
エ 配当割県民税



納税義務者	一定の上場株式等の配当等（特定配当等）の支払を受ける者（県内に住所を有する個人に限る。）
課税標準	特定配当等の額
税率	5%
非課税	NISA（少額投資非課税制度） （平成26年1月1日から平成35年12月31日までの間に、年間100万円を上限とし

	て専用の口座（非課税口座）で新規に取得した上場株式や公募株式投資信託について、その配当と譲渡益に係る所得税及び住民税が、取得した年から最長で5年間非課税となる制度。）
特別徴収義務者	特定配当等の支払をする株式の発行会社等
納入先	特定配当等の支払を受ける者の支払時の住所地の県
申告と納入	配当等を支払う株式会社等が、毎月分を翌月 10 日までに申告し納入
市町村への交付	県に納入された県民税配当割のうち 59.4%を県内の市町村に対し交付
所得税割との調整	納税義務者が特定配当等、特定株式等譲渡所得金額について申告した場合には所得割で課税し、所得割額から配当割額及び株式等譲渡所得割額を控除

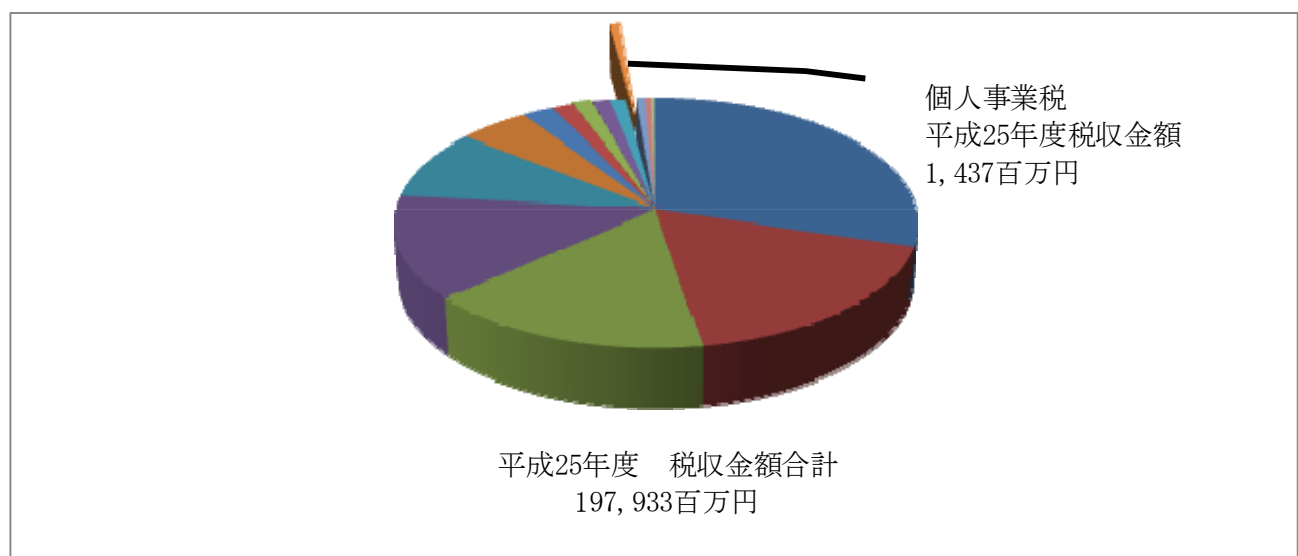
オ 株式等譲渡所得割



納税義務者	所得税におい源泉徴収を選択した特定口座（源泉徴収口座）における上場株式等の譲渡の対価等の支払を受けるもの（県内に住所を有する個人に限る。）
課税標準	源泉徴収口座における上場株式等の譲渡にかかる所得等の金額（特定株式等譲渡所得金額）
税率	5%
非課税	NISA（少額投資非課税制度） ※詳細は「エ 配当割県民税」参照
特別徴収義務者	源泉徴収口座を開設している金融証券会社等

納入先	その支払を受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の県
申告と納入	証券会社等が、年間の損益を通算し年間分を一括して翌年の1月10日までに 申告し納入
市町村への交付	県に納入された株式等譲渡所得割のうち59.4%を県内の市町村に対し交付
所得税割との調整	納税義務者が特定配当等、特定株式等譲渡所得金額について申告した場合には所得割で課税し、所得割額から配当割額及び株式等譲渡所得割額を控除

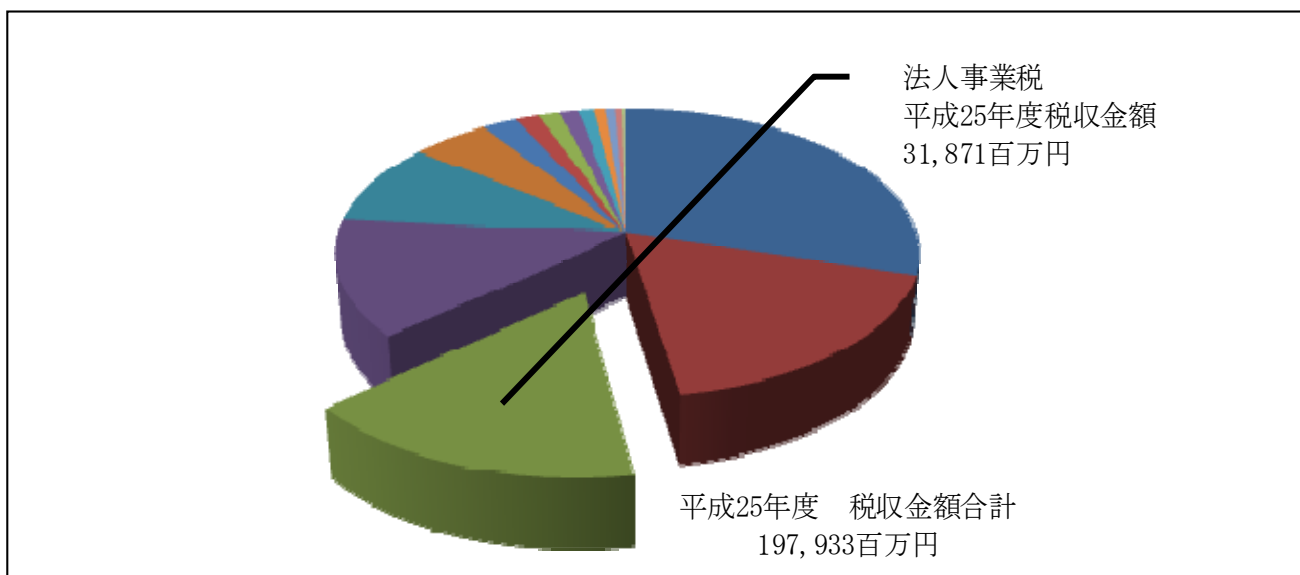
カ 個人事業税



納税義務者	県内に事務所・事業所を有し事業を行う個人		
課税方式	賦課課税方式		
課税標準	事業所得金額－その他の控除（損失の繰越控除等）－事業主控除 ※事業所得金額＝前年の事業の総収入額－事業の必要経費（専従者控除を含む。）		
税率	区分	事業の種類	税率
	第一種事業	物品販売業、不動産貸付業、製造業、駐車場業、請負業、飲食店業、その他一般の営業	5%
	第二種事業	畜産業、水産業、薪炭製造業	4%
	第三種事業	医業、弁護士業、コンサルタント業、理容業、美容業、その他の自由業	5%
あんま、はり、きゅう等の業		3%	

所得控除	(ア) 損失の繰越控除 (イ) 被災事業用資産の損失の繰越控除 (ロ) 事業用資産の譲渡損失の控除 (エ) 事業用資産の譲渡損失の繰越控除 (オ) 事業主控除
申告	前年1年間の事業による所得について3月15日までに申告 所得税の確定申告書、あるいは、市町村民税・県民税の申告書を提出した場合には、個人の事業税の申告書の提出は不要 年の中途に事業をやめた者は、やめた日から1カ月以内（死亡により事業をやめたときは4カ月以内）に申告
納付	8月と11月の2回に分けて、納付書により納付（税額が10,000円以下の場合には8月に一括納付）

キ 法人事業税



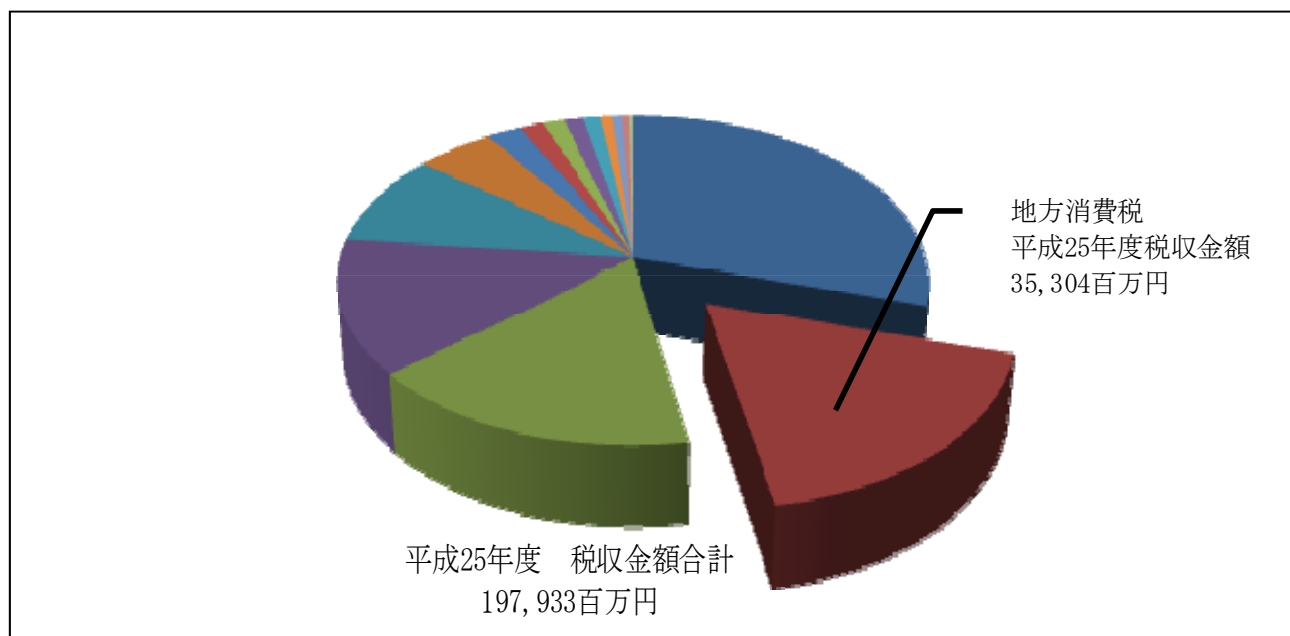
納税義務者	県内に事務所・事業所を設けて事業を行っている法人、法人でない社団又は財団で代表者又は管理者の定めがあり、かつ、収益事業又は法人課税信託（法人税法第2条第29号の2に規定する法人課税信託をいう。）の引受けを行っているもの、及び法人課税信託の引受けを行う個人	
課税方式	申告納付	
課税標準	付加価値割	付加価値額

		※付加価値額=報酬給与額+純支払利子+純支払賃借料±単年度損益			
	資本割	資本金等の額（法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額）			
	所得割	所得			
	収入割	収入金額			
税率	区分	所得区分等	税率		
			H20.10.1以後に開始する事業年度から	H26.10.1以後に開始する事業年度から	
	資本金1億円超の普通法人	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	1.5%	2.2%
			所得のうち年400万円超年800万円以下の金額	2.2%	3.2%
			所得のうち年800万円超の金額	2.9%	4.3%
			資本金の額又は出資金の額が1千万円以上で、3以上の都道府県に事務所等を有する法人	2.9%	4.3%
		付加価値割		0.48%	
		資本割		0.2%	
	資本金1億円以下の普通法人、公益法人等、投資法人等	所得のうち年400万円以下の金額		2.7%	3.4%
		所得のうち年400万円超年800万円以下の金額		4.0%	5.1%
		所得のうち年800万円超の金額		5.3%	6.7%
		資本金の額又は出資金の額が1千万円以上で、3以上の都道府県に事務所等を有する法人		5.3%	6.7%
	特別法人	所得のうち年400万円以下の金額		2.7%	3.4%
		所得のうち年400万円超の金額		3.6%	4.6%
		資本金の額又は出資金の額が1千万円以上で、3以上の都道府県に事務所等を有する法人		3.6%	4.6%

	電気供給業・ ガス供給業 及び保険業 を行う法人	収入金額	0.7%	0.9%
申告と納付	法人県民税と同様			

※平成20年10月1日以後に開始する事業年度から、法人事業税の税率の引下げが実施され、引下げ分相当の地方法人特別税（国税）が課税される。

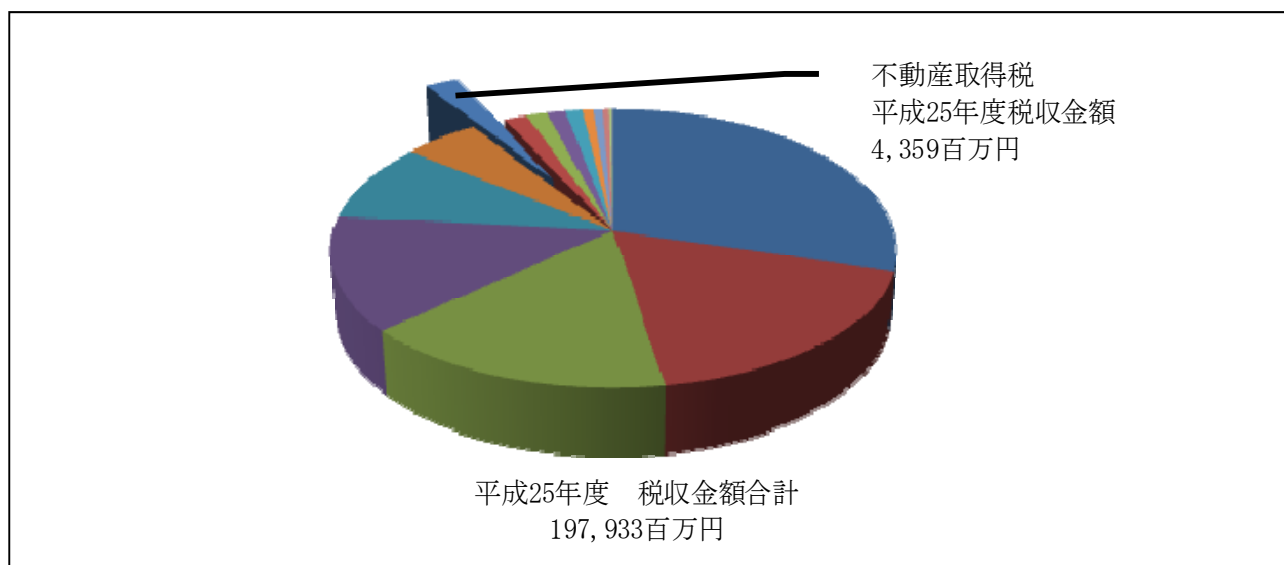
ク 地方消費税



課税客体	国内での販売やサービスの提供及び輸入される貨物	
納税義務者	消費者 譲渡割（国内取引）…国内での販売、サービスの提供等を行う事業者 貨物割（輸入取引）…輸入される貨物を保税地域から引き取る者	
納付金額	消費税額の 17/63 譲渡割…国内での販売、サービスの提供等に係る消費税額から仕入れ等に係る消費税額等を控除した後の消費税額の 17/63 貨物割…輸入される貨物に係る消費税額の 17/63	
申告と納付	譲渡割	消費税の確定申告書等を提出する義務がある事業者の者は、消費税の申告期限までに、消費税の申告書と併せて税務署に申告し、申告

		した地方消費税を消費税と併せて納付
	貨物割	輸入される貨物を保税地域から引き取る者は、国の消費税の申告書と併せて税関に申告し、申告した地方消費税額を消費税と併せて納付
市町村への交付	収入額のうち50%を県内の市町村に交付	

ケ 不動産取得税



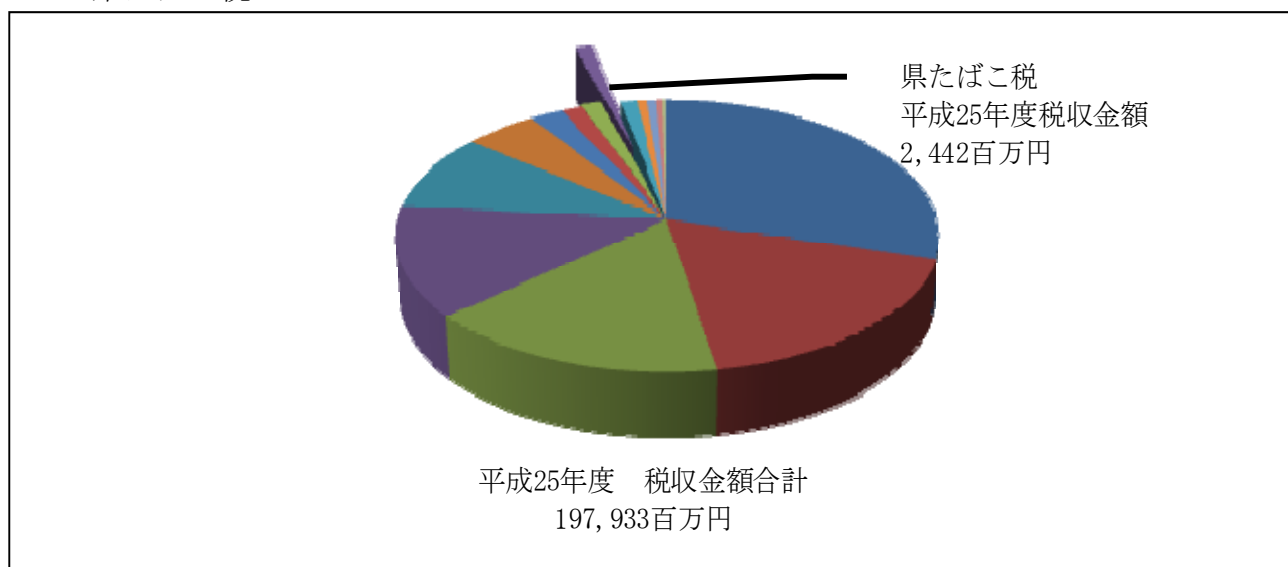
納税義務者	土地や家屋を売買・交換・贈与等により取得した者、家屋を新築や増改築により取得した者 (土地や家屋を取得した際に登記していない場合も課税される。)	
課税方式	課税客体	不動産の取得
	徴収方法	普通徴収の方法による
課税標準	家屋の新築、増改築の場合は、総務大臣が定める固定資産評価基準に基づき評価して決定した価格	
	土地や家屋を売買、交換及び贈与等により取得した場合は、原則として市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格 (ただし、平成27年3月31日までに宅地や宅地並に評価することとされている土地を取得した場合は、本来の価格の2分の1とする。)	
税率	種類	取得日が平成20年4月1日から平成27年3月31日の場合

	土地	3%								
	家屋(住宅)	3%								
	家屋(住宅以外)	4%								
免税	取得した不動産の課税標準額が次の額に満たない場合は免税となる。									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土地</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>家屋(新築、増改築の時)</td> <td>23万円</td> </tr> <tr> <td>家屋(売買、交換及び贈与等の時)</td> <td>12万円</td> </tr> </tbody> </table>		種類	金額	土地	10万円	家屋(新築、増改築の時)	23万円	家屋(売買、交換及び贈与等の時)	12万円
種類	金額									
土地	10万円									
家屋(新築、増改築の時)	23万円									
家屋(売買、交換及び贈与等の時)	12万円									
軽減措置	次の要件を満たす住宅や宅地を取得した場合、不動産取得税が軽減される。									
	住宅： $(\text{住宅の価格} - \text{控除額}) \times 3\% = \text{税額}$									
	対象・要件	価格から控除される額								
特例適用住宅	<p>建築又は購入(新築未使用のものに限る。)に係るもので床面積(既存の住宅部分を含む。)が50m^2(集合型の貸家住宅は40m^2、一定のサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅は30m^2)以上240m^2以下のもの。</p> <p>(ア) 新築住宅(業者等から購入したのものも含む。)</p> <p>(イ) 増改築した住宅</p> <p>(ウ) 認定長期優良住宅</p> <p>(ア)のうち長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条第2号に規定する認定長期優良住宅に該当するものであり、平成21年6月4日から平成28年3月31日までの間に取得するもの</p>	<p>(ア)及び(イ)は1,200万円</p> <p>(ウ)は1,300万円</p> <p>(共同住宅等の場合は、一戸ごとの価格から控除する。)</p>								

	既 存 住 宅	<p>購入等に係るもので床面積（住宅用附属家を含む。）50㎡以上240㎡以下の中古住宅で次の全ての要件を満たすもの。</p> <p>(7) 取得した個人が自己の居住の用に供するもの</p> <p>(イ) 登記上の新築年月日が昭和57年1月1日以降のもの</p> <p>なお、(イ)の要件を満たさないものであっても、取得日の前2年以内に、昭和56年に導入された新耐震基準に適合していることが建築士などにより証明されているものは、控除の対象となる住宅と認められる。</p>	新築年月日	控除額
			昭和56年7月1日～	420万円
			昭和60年7月1日～	450万円
			平成元年4月1日～	1,000万円
			平成9年4月1日～	1,200万円
			昭和56年12月31日以前に新築されたものは(イ)なお書きの要件に該当しなければ控除されない。	
住宅用土地：(土地の価格×3%)－減額される額＝減額後の税額				
		対象・要件	税額から減額される額	
新 築 住 宅 用 土 地 の 取 得	(7) 住宅を新築する場合	<p>a 土地を取得した日から3年以内に、その土地の上に住宅を新築した場合</p> <p>b 住宅を新築した人が1年以内にその敷地を取得した場合</p>	<p>次の(a)、(b)のうちいずれか大きい額が減額される。</p> <p>(a) 45,000円</p> <p>(b) 土地1㎡当たりの価格×(住宅の床面積×2)(上限200㎡)×3%</p>	
	(イ) 業者等から新築住宅を取得する場合			
	a 業者等が住宅を新築してから1年以内に当該未使用の住宅とその敷地を取得した場合			

	既存住宅用土地の取得	土地を取得した人が自ら居住するために、その土地の上にある中古住宅（※上記の要件に該当する既存住宅）を取得した場合（同時又は土地の取得前後1年以内）	
申告	不動産を取得した日から60日以内に「不動産取得税申告書」を不動産の所在地を管轄する県民局税務部に提出し、申告しなかった場合、各種の軽減措置が受けられなくなることがある。		
納付	取得した不動産の所在地を管轄する県民局税務部から税額や納期限等を記載した納税通知書を送付し、納期限までに指定された金融機関や県民局税務部の窓口などで納付		

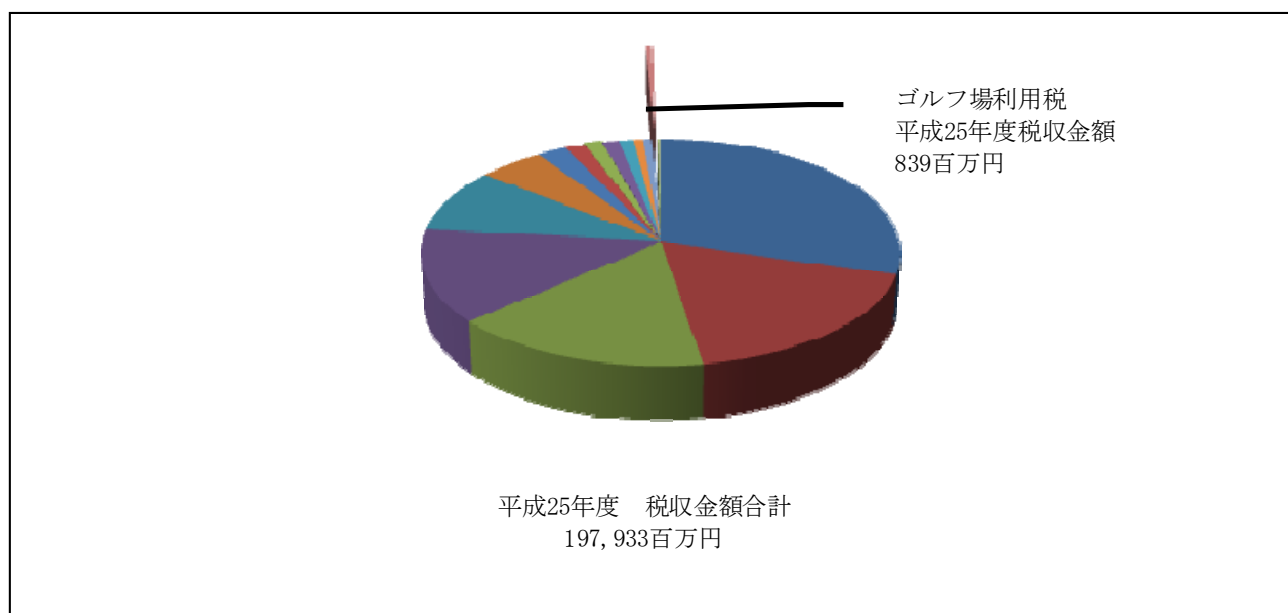
コ 県たばこ税



課税客体	売渡し等に係る製造たばこ
納税義務者	製造たばこにつき、小売販売業者若しくは消費者等に売渡しをし、又は消費等をする製造たばこの製造者、特定販売業者及び卸売販売業者

税率	喫煙用の紙巻きたばこ等	1,000 本につき 860 円
	旧 3 級品の紙巻きたばこ	1,000 本につき 411 円
申告と納付	卸売販売業者等が毎月分を翌月末までに申告し納入	

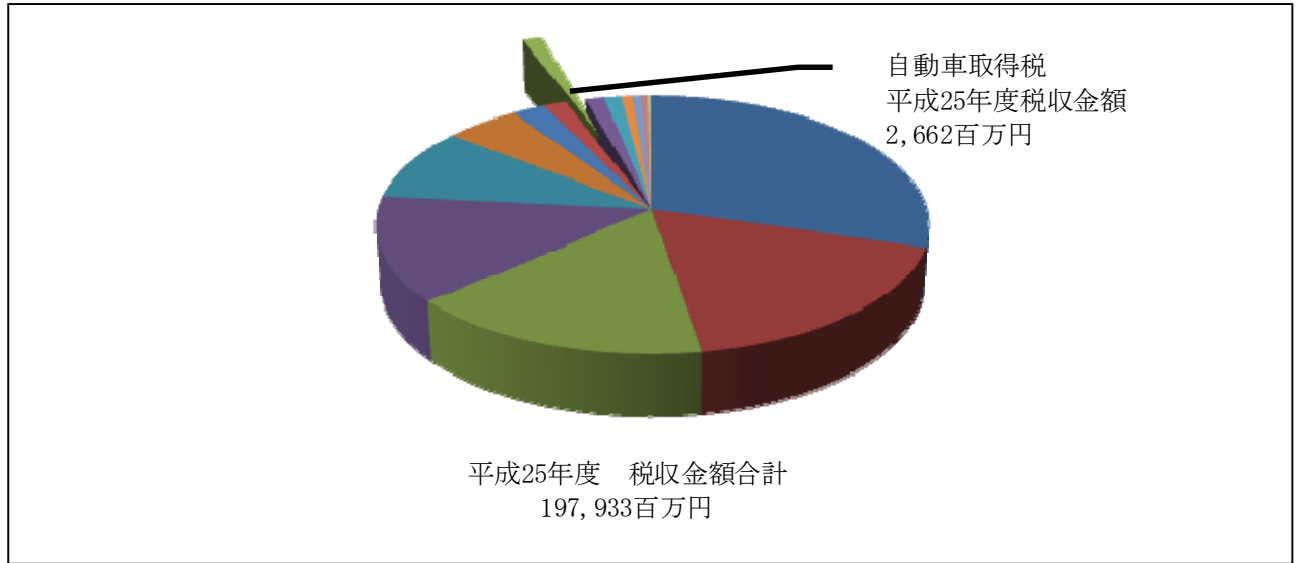
サ ゴルフ場利用税



課税客体	ゴルフ場の利用行為		
納税義務者	ゴルフ場を利用した者（ゴルフ場の経営者が特別徴収義務者となり利用料金と一緒に税金を徴収し、県に納入）		
非課税	次の利用者については、ゴルフ場に証明書を提示し、申出書に必要事項を記載することにより、非課税となる。 (ア) 年齢が 18 歳未満の者 (イ) 年齢が 70 歳以上の者 (ウ) 障害のある者 (エ) 国民体育大会参加選手の同大会ゴルフ競技としての利用 (オ) 学生、生徒、教員などが学校の教育活動としてゴルフを行う場合の利用		
税率	等級	税額	
	1 級	1,200 円	
	2 級	1,100 円	

	3級	950円	
	4級	800円	
	5級	650円	
	6級	500円	
	7級	400円	
課税の特例	<p>次の利用については、その利用料金が通常の利用料金と比較して20～50%軽減されて定められており、その旨がゴルフ場の利用者の見やすい箇所に表示されている場合に限り税率が2分の1となる。なお、(イ)～(エ)の利用にあつては、セルフプレーである必要がある。</p> <p>(ア) 年齢が65歳以上70歳未満の者のゴルフ場の利用</p> <p>(イ) 早朝利用（午前7時30分以前に利用を開始するもの又は午前9時までに利用を終了するもので、セルフプレーに限る。）</p> <p>(ウ) 薄暮利用（午後4時以後に利用を開始するもので、セルフプレーに限る。）</p> <p>(エ) ゴルフ場の定休日に当該ゴルフ場を利用するもの（セルフプレーに限る。）</p> <p>(オ) 国民体育大会の予選会及び公益財団法人日本ゴルフ協会が主催する競技会などでのゴルフ場の利用</p>		
市町村への交付	県に納められたゴルフ場利用税の70%をゴルフ場が所在する市町村に交付		

シ 自動車取得税



課税客体	自動車の取得（二輪の小型自動車、二輪の軽自動車、大型特殊及び小型特殊自動車を除く）	
納税義務者	県内に主たる定置場のある自動車を取得した者（軽自動車を含む。）ただし、割賦販売などで売主が所有権を留保しているときは、買主が自動車の取得者とみなされて課税される。	
課税標準	自動車の取得価額	
税率	自家用自動車（軽自動車除く）	3%
	営業用自動車及び軽自動車	2%
減税措置	新エコカー減税・中古車特例（排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る特例）※詳細は表欄外記載	
免税	取得価額が50万円以下の場合	
課税免除	<p>(ア) 医療法（昭和三十二年法律第二百五号）第三十一条の規定により厚生労働大臣が定める者が、その業務の用に供する自動車のうち次の各号のいずれかに該当するものを取得した場合における該当自動車の取得に対しては、自動車取得税の課税を免除する。</p> <p>a 救急自動車</p> <p>b 患者の輸送の用に供する自動車</p> <p>c 血液事業の用に供する自動車</p> <p>d 巡回診療又は成人病検診の用に供する自動車</p>	

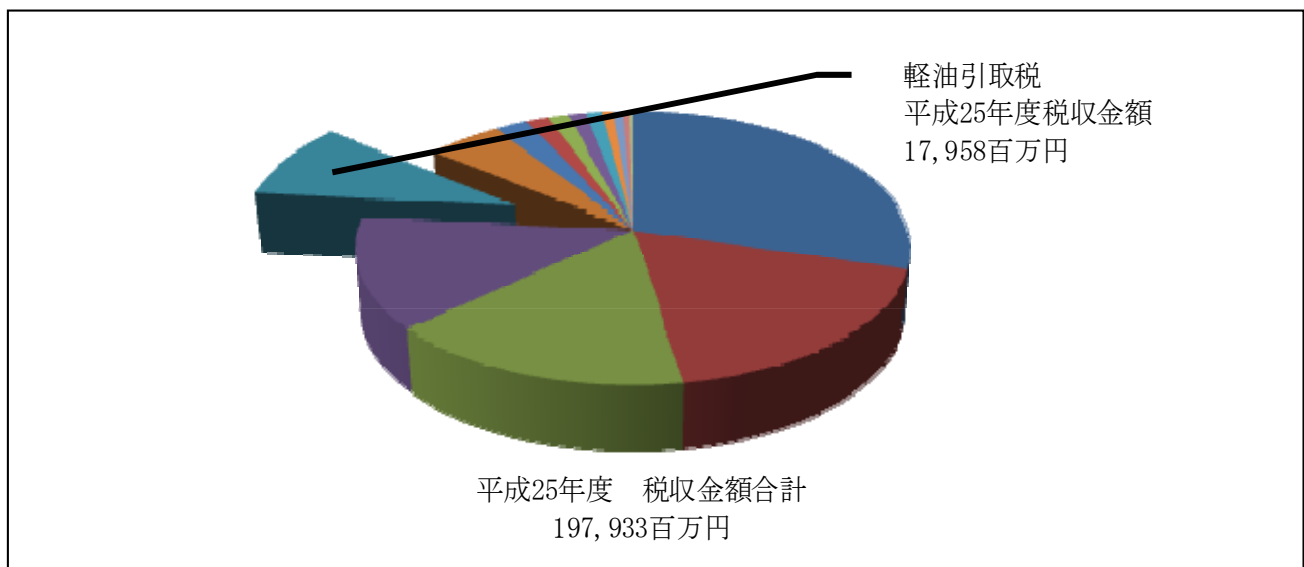
	(イ) 身体障害者等が運転する自動車または身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が当該身体障害者等のために運転する自動車で当該身体障害者等が取得するもの（当該身体障害者等が年齢 18 歳未満の身体障害者である場合又は知的障害者等である場合には、当該身体障害者等と生計を一にする者が取得するものを含む。）。
申告と納付	自動車を取得した者が、運輸支局で新規登録等の申請を行う際、県に申告し納付
市町村への交付	県に納められた自動車取得税のうち 66.5%を、市町村道の延長及び面積に応じて県内の市町村に交付。 さらに、岡山市に、県に納められた自動車取得税の 28.5%に、県内の国道・県道に占める岡山市内の国道・県道の延長及び面積の割合を乗じて得た額を加算して交付。

※ 平成24年4月1日から平成27年3月31日までに次の低公害・低燃費自動車を取得した場合は、次のような特例措置がある。

自動車の種類		特例措置の内容	
		新車	中古車
電気自動車	—	非課税	取得価額から 45 万円控除
プラグインハイブリッド自動車	—		
天然ガス自動車	平成 21 年排出ガス規則 NOx10%以上低減		
クリーンディーゼル乗用車	平成 21 年排出ガス規制適合の乗用車		
ガソリン自動車 (ハイブリッド車を含む)	2.5t 以下 (乗用車等)		

	2.5t 超 3.5t 以下 (中量車)	平成 17 年排出ガス基準値より有害物質を 75%以上低減させた車であつ平成 27 年度燃費基準 10%向上達成	
ディーゼル自動車(ハイブリッド車を含む)	2.5t 超 3.5t 以下 (中量車)	平成 21 年排出ガス規制 NOx 及び PM10%以上低減かつ平成 27 年度燃費基準 10%向上達成	—
	3.5t 超 (重量車)	平成 21 年排出ガス規制 NOx 及び PM10%以上低減かつ平成 27 年度重量車燃費基準 10%向上達成	取得価額から 45 万円控除 (ハイブリッド車に限る)

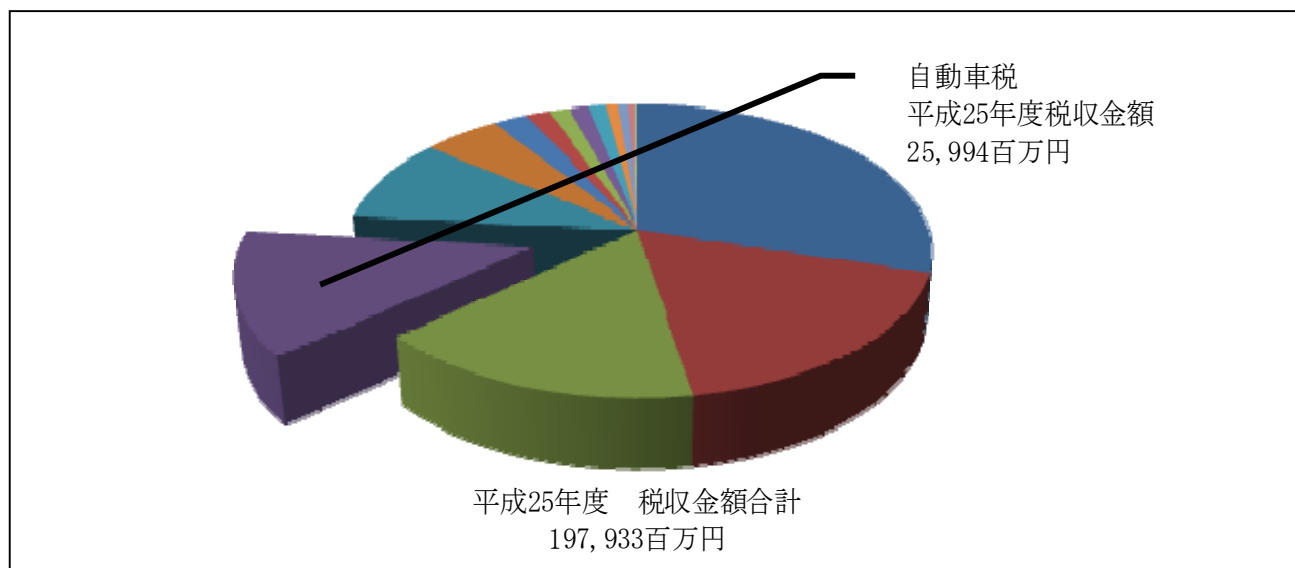
ス 軽油引取税



課税客体	元売業者又は特約業者からの軽油の引取りで、当該引取りに係る軽油の現実の納入を伴うもの
納税義務者	(ア) 特約業者又は元売業者から軽油の現実の納入を伴う引取りを行った者 (イ) 軽油に軽油以外の油(灯油・重油など)を混和するなどして製造された軽油(混和軽油)を販売した者

	(ウ) 軽油又はガソリン以外の油（灯油・重油など）を自動車の燃料として販売又は消費した者	
課税標準	軽油の数量	
税率	1 キロリットルにつき 32,100 円	
課税免除	石油化学製品の製造、農業、林業、漁業、鉱物の掘採事業等、法令で定める特定の用途に使用される軽油は課税が免除される。	
申告と納入（納付）	納入申告及び納入	特約業者又は元売業者が、軽油を引き取った者から代金と一緒に税金を受取り、毎月分を翌月末までに申告し、納入
	納付申告及び納付	販売業者が混和軽油を販売、軽油又はガソリン以外の油（灯油・重油など）を自動車の燃料として販売した場合、自動車の所有者が軽油又はガソリン以外の油（灯油・重油など）を自動車の燃料として消費した場合などは、販売業者又は自動車の所有者が毎月分を翌月末までに申告し、納付
交付金	県に納められた軽油引取税の 90%に、県内の国道・県道に占める岡山市内の国道・県道の面積の割合を乗じて得た額を岡山市に交付	

セ 自動車税



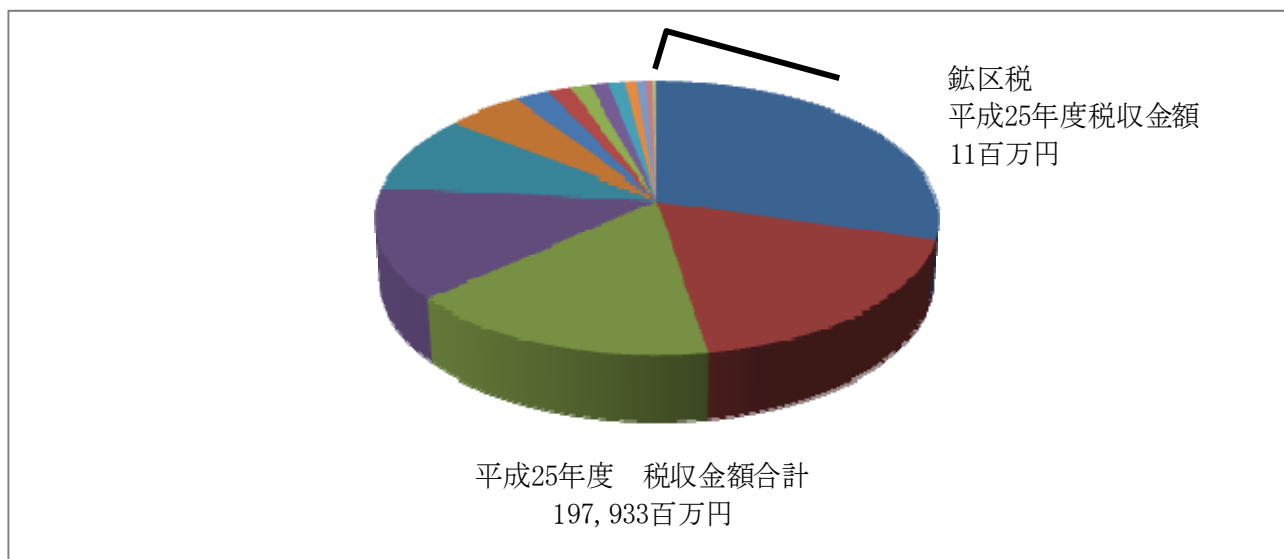
納税義務者	<p>県内に主たる定置場のある自動車の所有者（軽自動車税は市町村に納付）</p> <p>ただし、割賦販売などで売主が所有権を留保しているものは、買主を自動車の所有者とみなして課税する。</p> <p>所有者かどうかは、毎年4月1日現在の状況で判断。</p>
課税客体	自動車（二輪の小型自動車、軽自動車、大型特殊及び小型特殊自動車を除く）
税率	<p><標準税率></p> <p>自動車の種別、排気量等ごとに設定</p> <p>※表欄外記載</p> <p><グリーン化による特例税率></p> <p>排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置</p>
納付	<p>4月1日（賦課期日）現在の住所地を管轄する県民局税務部から送付される納税通知書で、毎年5月末日までに納付</p> <p>また年度途中で自動車を購入した場合は、運輸支局に新規登録の申請の際、備前県民局税務部分室（自動車審査班）に申告し、</p>

	<p>月割りで納付</p> <p>4月1日（賦課期日）以降に抹消の登録をされた場合は、月割りで税金を還付（又は減額）</p>
課税免除	<p>(ア) 消防専用自動車</p> <p>(イ) 救急専用自動車</p> <p>(ウ) 巡回診療の用に供するレントゲン車</p> <p>(エ) 私立学校、私立専修学校又は私立各種学校が所有する自動車のうち、専ら学生又は生徒の教育練習の用に供するもの</p> <p>(オ) 地方税法第146条第1項の規定によって自動車税を課することのできない者に対し無料貸与している自動車</p> <p>(カ) 身体障害者等が所有する自動車（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は知的障害者等と生計を一にする者が所有する自動車を含む。）で、当該身体障害者等が運転するもの又は当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。）を常時介護する者が当該身体障害者等のために運転するもの。</p> <p>(キ) 医療法第31条の規定により厚生労働大臣が定める者、社会福祉法人（社会福祉法人恩賜財団済生会を除く。）又は公益社団法人若しくは公益財団法人が所有する自動車で、その業務の用に供するもののうち、次のいずれかに該当するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 救急自動車 b 患者の輸送の用に供する自動車 c 血液事業の用に供する自動車 d 巡回診療又は成人病検診の用に供する自動車 <p>(ク) 社会福祉事業又は更生保護事業を行う者が所有する自動車で、その事業の用に供するもの</p>

※ 自動車税の標準税率は次のとおりである。

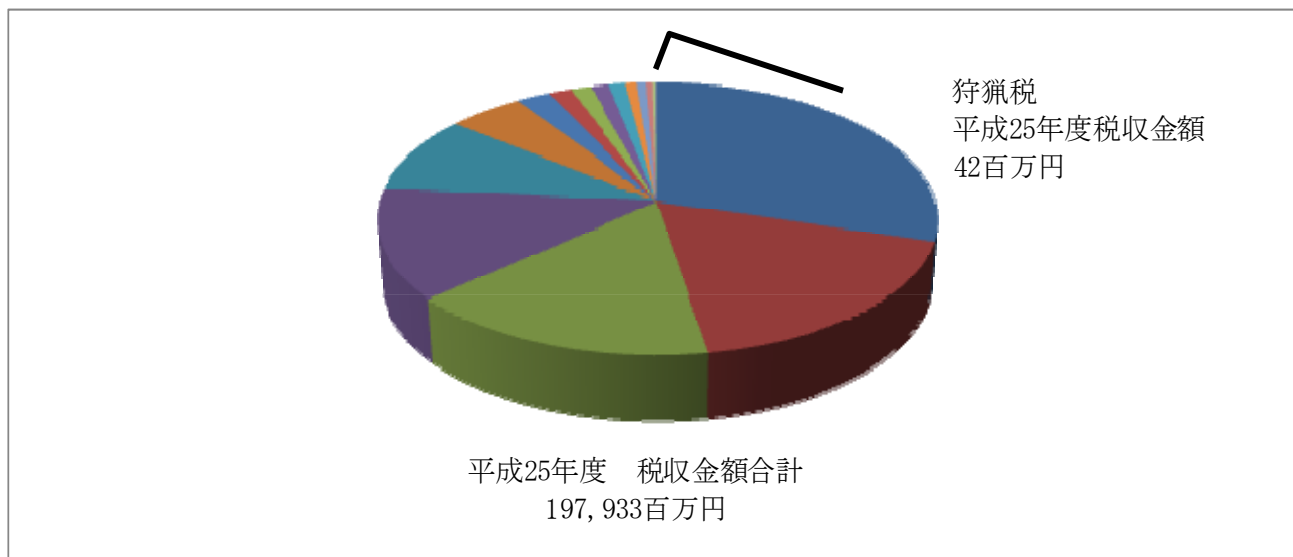
	主な区分	自家用	営業用
乗 用 車	総排気量が1リットル以下のもの	29,500円	7,500円
	総排気量が1リットル超1.5リットル以下のもの	34,500円	8,500円
	総排気量が1.5リットル超2リットル以下のもの	39,500円	9,500円
	総排気量が2リットル超2.5リットル以下のもの	45,000円	13,800円
	総排気量が2.5リットル超3リットル以下のもの	51,000円	15,700円
	総排気量が3リットル超3.5リットル以下のもの	58,000円	17,900円
	総排気量が3.5リットル超4リットル以下のもの	66,500円	20,500円
	総排気量が4リットル超4.5リットル以下のもの	76,500円	23,600円
	総排気量が4.5リットル超6リットル以下のもの	88,000円	27,200円
	総排気量が6リットル超のもの	111,000円	40,700円
ト ラ ック	最大積載量が5トン以下のもの	8,000円～	6,500円～
		25,500円	18,500円
	最大積載量が5トン超8トン以下のもの	30,000円～	22,000円～
		40,500円	29,500円

ソ 鉱区税



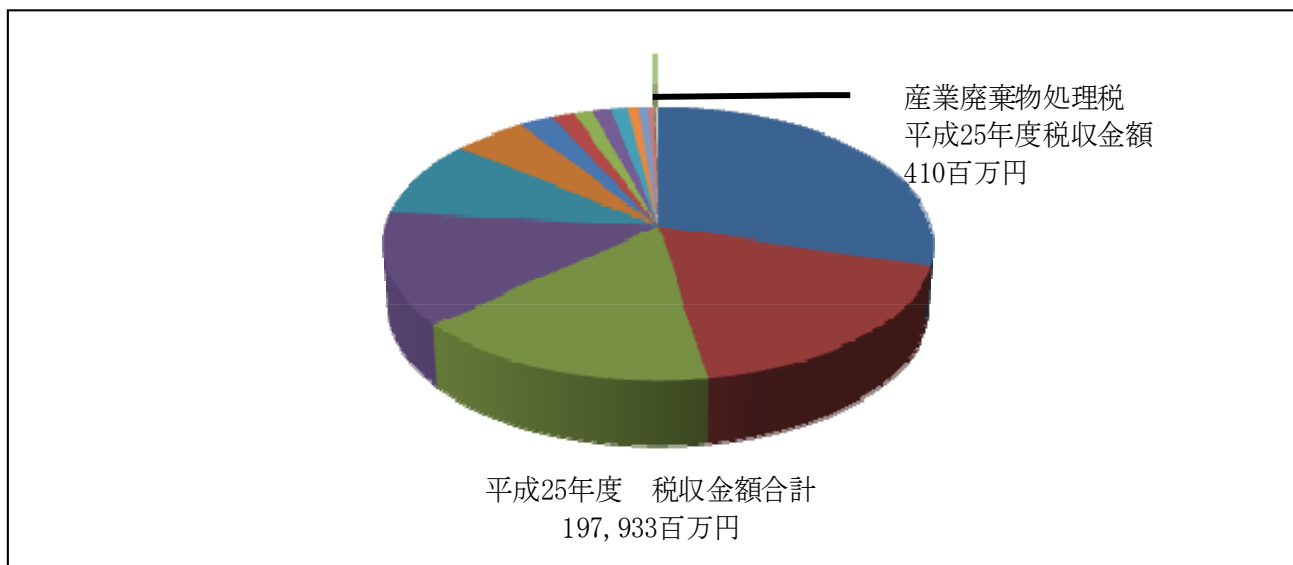
課税客体	鉱区（鉱業権者が鉱物の採集を行いうる登録を受けた一定の土地の区域）		
納税義務者	県内に石灰石、ろう石、金、マンガン等の鉱区を持っている鉱業権者		
納付金額	鉱区の種類		納付金額
	砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積 100 アールごと…年 200 円
		採掘鉱区	面積 100 アールごと…年 400 円
	砂鉱を目的とする鉱区	河床	延長 1,000 メートルごと…年 600 円
その他のもの		面積 100 アールごと…年 200 円	
申告	鉱業権の取得、消滅又は変更の日から 15 日以内		
納付	5 月に納税通知書により納付		

タ 狩猟税



課税客体	狩猟者の登録		
納税義務者	狩猟者の登録を受ける者		
納付金額	種類		納付金額
	第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	(ア) 県民税の所得割額の納付を要する者	16,500円
		(イ) 県民税の所得割額の納付を要しない者	11,000円
	網猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	(ア) 県民税の所得割額の納付を要する者	8,200円
		(イ) 県民税の所得割額の納付を要しない者	5,500円
	わな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	(ア) 県民税の所得割額の納付を要する者	8,200円
		(イ) 県民税の所得割額の納付を要しない者	5,500円
第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者		5,500円	
納付	狩猟者の登録を受ける際、納付書に岡山県収入証紙を貼付し、納付		

チ 産業廃棄物処理税



課税客体	最終処分場への産業廃棄物の搬入	
納税義務者	最終処分場へ産業廃棄物を搬入する排出事業者又は中間処理業者	
納付金額	最終処分場へ搬入される産業廃棄物 1 トンにつき 1,000 円	
申告と納入	納入申告及び納入	最終処分業者が、産業廃棄物の排出事業者又は中間処理業者から、処分料金と一緒に税金を受け取り、毎月分を翌月末までに申告、納入
	納付申告及び納付	最終処分を自ら行う排出事業者及び中間処理業者は、毎月の最終処分量を翌月末までに申告し、納付
交付金	産業廃棄物行政を担っている岡山市、倉敷市に、それぞれの市域から収入される税額の 46.5%を交付	

2 県の財政状況と税収

(1) 歳入額の状況

県における過去5年間の一般会計歳入額の推移は、次のとおりである。

(単位：百万円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
県税	202,637	192,255	191,399	192,851	197,933
地方消費税清算金	35,651	35,617	35,427	35,419	35,166
地方譲与税	12,966	24,544	25,978	26,734	31,577
地方特例交付金	2,774	2,391	1,892	714	732
地方交付税	157,708	165,429	171,397	169,460	169,229
交通安全対策特別交付金	707	677	658	648	614
分担金及び負担金	5,655	5,223	5,473	5,423	5,676
使用料及び手数料	10,224	6,280	6,251	6,154	6,071
国庫支出金	131,133	88,366	80,616	75,918	86,552
財産収入	2,720	1,616	2,076	1,804	3,398
寄附金	493	65	44	1,697	1,532
繰入金	20,302	30,663	33,861	21,531	25,403
諸収入	19,401	14,442	13,203	12,153	12,006
県債	116,099	122,079	102,661	106,728	103,195
繰越金	1,355	3,725	7,007	9,165	6,580
合計	719,833	693,380	677,950	666,405	685,669

平成 25 年度の歳入額は、合計 6,856 億 6 千 9 百万円で、前年度比 192 億 6 千 4 百万円（前年度比+2.9%）の増加となっている。

平成 25 年度の歳入額のうち、県税は 1,979 億 3 千 3 百万円であり、歳入全体の 28.87% を占めている。国庫支出金は、前年度比 106 億 3 千 4 百万円（前年度比+14.0%）の増加となっており、地域経済活性化・雇用創出臨時交付金を活用した事業を実施したことが主な要因である。地方譲与税は、前年度比 48 億 4 千 3 百万円（前年度比+18.1%）の増加となっており、景気回復による法人事業税の増加に伴う地方法人特別譲与税の増加が主な要因である。繰入金は、前年度比 38 億 7 千 2 百万円（前年度比+18.0%）の増加となっており、地方経済活性化・雇用創出臨時基金繰入金及び財政調整基金の繰入が主

な要因である。県債は、前年度比 35 億 3 千 3 百万円(前年度比△3.3%)の減少となっており、退職手当債を発行しなかったことが主な要因である。

(2) 県税収入の推移

ア 税目別県税収入の推移

過去 5 年間の税目別県税収入の推移は、次のとおりである。

(単位：千円)

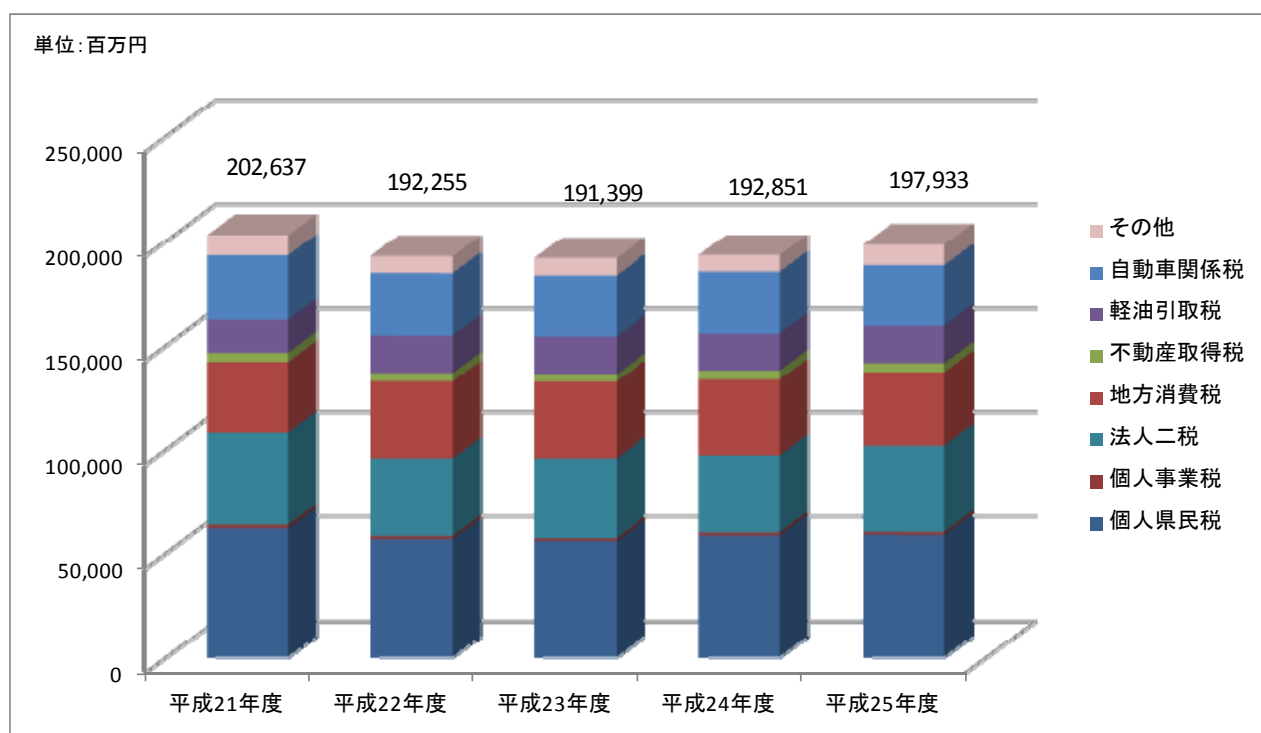
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
個人県民税	61,691,835	56,566,547	55,617,732	58,258,327	58,521,978
法人県民税	9,190,084	9,807,776	10,185,807	9,661,136	9,766,995
利子割県民税	1,960,444	1,868,663	1,628,260	1,317,690	1,222,816
配当割県民税	677,364	861,675	986,229	1,021,309	2,142,316
株式等譲渡所得割県民税	339,909	306,915	202,254	229,535	2,942,429
県民税 計	73,859,637	69,411,578	68,620,283	70,488,000	74,596,536
個人事業税	1,678,131	1,411,924	1,405,688	1,454,926	1,437,972
法人事業税	35,259,398	27,613,427	28,346,093	27,533,218	31,871,179
事業税 計	36,937,530	29,025,352	29,751,781	28,988,145	33,309,152
地方消費税	34,088,856	36,899,401	36,646,437	36,336,809	35,304,385
不動産取得税	4,471,202	4,150,377	3,739,597	4,515,450	4,359,869
県たばこ税	3,560,036	3,611,689	4,146,730	4,091,529	2,442,694
ゴルフ場利用税	1,073,785	982,565	934,309	918,372	839,348
自動車取得税	3,490,684	2,840,442	2,515,723	3,097,822	2,662,912
軽油引取税	15,743,020	18,071,057	18,021,040	17,702,313	17,958,118
自動車税	27,175,113	26,738,441	26,483,000	26,208,143	25,994,968
鉱区税	12,713	12,643	12,311	11,585	11,386
狩猟税	51,120	48,051	47,581	44,855	42,946
産業廃棄物処理税	420,294	451,013	480,377	448,460	410,918
旧法による税 (注)	1,753,489	12,995	-	-	-
合計	202,637,487	192,255,609	191,399,174	192,851,486	197,933,236

(注) 料理飲食等消費税、旧法による軽油引取税が含まれる。

平成 25 年度の県税収入は合計 1,979 億 3 千 3 百万円であり、前年度比 50 億 8 千 1 百万円（前年度比+2.6%）の増加となっている。市町村への税源移譲により県たばこ税が 16 億 4 千 8 百万円減少、個人消費及び貨物輸入額の伸び悩みなどの影響により、地方消費税が 10 億 3 千 2 百万円減少した一方で、円安を受けての景気回復による企業収益の改善により法人事業税が 43 億 3 千 7 百万円増加、景気回復による株式取引の活性化及び軽減税率廃止前の駆け込み等による影響から株式等譲渡所得割県民税が 27 億 1 千 2 百万円増加、景気回復による配当額の増加により配当割県民税が 11 億 2 千 1 百万円増加している。

平成 25 年度の税目別の構成をみると、個人県民税が 585 億 2 千 1 百万円（構成比:29.6%）と最も多く、続いて地方消費税 353 億 4 百万円（17.8%）、法人事業税 318 億 7 千 1 百万円（16.1%）、自動車税 259 億 9 千 4 百万円（13.1%）となっている。

【県税収入の推移】



(注) 法人二税＝法人県民税＋法人事業税

自動車関係税＝自動車取得税＋自動車税

イ 事務所別県税収入の推移

過去5年間の事務所別県税収入の推移は、次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
備前県民局	74,733,640	71,191,601	69,594,694	71,919,378	95,023,636
備中県民局	48,189,806	39,361,044	41,054,079	40,175,699	50,396,304
美作県民局	11,399,349	11,612,988	10,958,508	11,022,104	14,766,215
自動車税事務所(注)	30,665,798	29,578,883	28,998,723	29,305,965	
本庁税務課	37,648,892	40,511,091	40,793,168	40,428,338	37,747,079
合計	202,637,487	192,255,609	191,399,174	192,851,486	197,933,236

(注) 平成 25 年度より、自動車取得税・自動車税関係業務は、自動車税事務所から各県民局に移管されている。なお、このうち自動車取得税全般及び新規登録時の自動車税に係る業務は、備前県民局税務部分室(自動車審査班)が県内全域を一括して担当している。

平成 24 年度末で自動車税事務所が廃止となり、平成 25 年度からは各県民局にて自動車税・自動車取得税関係業務が実施されることとなった。

主な業務の移管状況は、次のとおりである。

税目		平成 24 年度	平成 25 年度
自動車取得税に係る業務		自動車税事務所	備前県民局 (県内全域を担当)
自動車税に係る業務	新規登録時に係るもの		
	上記以外	備前県民局 備中県民局 美作県民局	それぞれの所管地域を担当

自動車取得税に係る業務及び新規登録時の自動車税に係る業務が、備前県民局へ移管された影響により、備前県民局の税収入として、自動車税 138 億 2 千 8 百万円、自動車取得税 26 億 6 千 2 百万円が新たに計上され、税収合計は 950 億 2 千 3 百万円 (前年度比

231 億 4 百万円の増) となっている。

また、自動車税（新規登録時を除く）に係る業務については、他の県民局にも引き継がれているため、備中県民局では、自動車税 92 億 4 千 3 百万円が計上されており、税込合計は 503 億 9 千 6 百万円（前年度比 102 億 2 千万円の増）、美作県民局では、自動車税 29 億 2 千 2 百万円が計上されており、税込合計は 147 億 6 千 6 百万円（前年度比 37 億 4 千 4 百万円の増）となっている。

平成 25 年度の事務所別県税収入の構成比をみると、備前県民局が 48.0 %と最も大きい割合となっており、続いて備中県民局 25.5%、本庁税務課 19.1%、美作県民局 7.5%、となっている。

(3) 収入率の推移

ア 税目別収入率の推移

過去5年間の税目別収入率の推移は、次のとおりである。

(単位：%)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
個人県民税	現年課税分	97.4	97.5	98.0	98.1	98.3
	滞納繰越分	24.2	24.2	22.6	23.4	22.4
	合計	93.2	92.4	92.4	92.8	93.1
法人県民税	現年課税分	99.5	99.1	99.2	99.6	99.7
	滞納繰越分	28.1	31.0	28.1	31.0	37.9
	合計	98.7	98.4	98.5	99.1	99.3
利子割県民税	現年課税分	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
配当割県民税	現年課税分	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
株式等譲渡所得割県民税	現年課税分	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
県民税 計	現年課税分	97.8	97.8	98.3	98.4	98.6
	滞納繰越分	24.3	24.4	22.7	23.5	22.6
	合計	94.1	93.5	93.6	93.8	94.5
個人事業税	現年課税分	96.2	96.9	98.1	97.7	98.0
	滞納繰越分	23.4	24.7	23.7	22.6	16.6
	合計	83.2	84.7	88.8	90.5	91.3
法人事業税	現年課税分	99.8	99.3	99.2	99.6	99.9
	滞納繰越分	18.5	28.6	15.3	12.9	35.1
	合計	99.0	98.5	98.7	99.2	99.6
事業税 計	現年課税分	99.6	99.2	99.2	99.5	99.8
	滞納繰越分	21.1	26.7	19.5	18.3	26.2
	合計	98.2	97.7	98.1	98.8	99.2
地方消費税	現年課税分	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
不動産取得税	現年課税分	98.2	97.9	98.3	99.0	99.1
	滞納繰越分	36.9	28.4	27.5	26.2	29.1
	合計	92.7	93.3	94.0	96.0	96.8

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
県たばこ税	現年課税分	100.0	99.9	100.0	100.0	100.0
	滞納繰越分	-	-	100.0	-	-
	合計	100.0	99.9	100.0	100.0	100.0
ゴルフ場利用税	現年課税分	99.4	99.6	99.0	99.1	98.6
	滞納繰越分	18.2	28.8	64.9	100.0	42.0
	合計	98.7	98.6	98.8	99.1	98.0
自動車取得税	現年課税分	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
軽油引取税	現年課税分	98.7	98.9	98.8	98.8	98.5
	滞納繰越分	-	100.0	100.0	99.8	100.0
	合計	98.7	98.9	98.8	98.8	98.5
自動車税	現年課税分	97.9	98.7	99.2	99.4	99.5
	滞納繰越分	30.5	36.9	33.3	26.2	19.3
	合計	94.1	95.6	96.7	97.4	97.7
鉱区税	現年課税分	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
狩猟税	現年課税分	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
産業廃棄物処理税	現年課税分	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	滞納繰越分	-	-	-	-	-
	合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
旧法による税	現年課税分	100.0	-	-	-	-
	滞納繰越分	96.0	1.8	-	-	-
	合計	99.5	1.8	-	-	-
合計	現年課税分	98.7	98.8	99.0	99.1	99.2
	滞納繰越分	28.5	29.5	26.9	26.6	25.5
	合計	96.4	96.4	96.7	96.9	97.2

(単位：%)

		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
全国平均（全税目）	現年課税分	98.6	98.7	98.9	99.0	
	滞納繰越分	26.4	25.8	26.0	26.6	
	合計	96.1	96.0	96.2	96.5	

(出典：総務省ホームページ 各年度の「道府県税徴収実績調」)

県全体の収入率（現年課税・滞納繰越合計）は、96.4%（平成21年度）から97.2%（平成25年度）となっており、過去5年間をみると概ね上昇傾向にある。これは、県税収入の構成割合の上位を占める、個人県民税や法人事業税、自動車税の収入率がいずれも上昇傾向にあるためと考えられる。また、全国平均（全税目）との比較においても、過去5年間の収入率はいずれも全国平均を上回っている。

現年課税分・滞納繰越分に区分した場合の収入率をみると、県全体では、現年課税分が98.7%（平成21年度）から99.2%（平成25年度）と0.5ポイント上昇しているのに対し、滞納繰越分は28.5%（平成21年度）から25.5%（平成25年度）に3.0ポイント低下している。

滞納繰越分の収入率が低下傾向にある主な税目としては、個人県民税（平成21年度との比較で1.8ポイント低下。以下同様。）、個人事業税（6.8ポイント低下）、不動産取得税（7.8ポイント低下）、自動車税（11.2ポイント低下）等が挙げられる。ただし、これらの税目は、いずれも現年課税分の収入率は上昇しており、税目ごとの合計をみると、収入率は概ね上昇している。

一方、滞納繰越分の収入率が上昇傾向にある主な税目としては、法人県民税（9.8ポイント上昇）、法人事業税（16.6ポイント上昇）、ゴルフ場利用税（23.8ポイント上昇）等が挙げられる。

イ 事務所別収入率の推移

過去5年間の事務所別収入率の推移は、次のとおりである。

(単位：%)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
備前県民局	現年課税分	98.4	98.3	98.7	98.7	99.0
	滞納繰越分	32.5	32.0	30.3	30.0	26.6
	合計	95.9	95.7	96.0	96.2	96.8
備中県民局	現年課税分	98.5	98.2	98.4	98.7	99.1
	滞納繰越分	21.8	22.4	19.9	21.3	23.0
	合計	95.8	94.5	94.5	94.9	95.9
美作県民局	現年課税分	98.6	98.9	98.9	99.2	99.3
	滞納繰越分	22.3	22.2	24.2	30.4	31.5
	合計	95.5	95.8	96.0	96.7	97.5
自動車税事務所 (注)	現年課税分	98.2	98.8	99.3	99.5	
	滞納繰越分	30.5	36.9	33.3	26.2	
	合計	94.8	96.0	97.0	97.6	
本庁税務課	現年課税分	100.0	99.9	100.0	100.0	100.0
	滞納繰越分	-	-	100.0	-	-
	合計	100.0	99.9	100.0	100.0	100.0
合計	現年課税分	98.7	98.8	99.0	99.1	99.2
	滞納繰越分	28.5	29.5	26.9	26.6	25.5
	合計	96.4	96.4	96.7	96.9	97.2

(注) 平成 25 年度より、自動車取得税・自動車税関係業務は、自動車税事務所から各県民局に移管されている。なお、このうち自動車取得税全般及び新規登録時の自動車税に係る業務は、備前県民局税務部分室（自動車審査班）が県内全域を一括して担当している。

事務所別収入率をみると、各県民局ともに近年は上昇傾向にあると言える。ただし、平成 25 年度における収入率の上昇には、自動車取得税・自動車税関係業務が、自動車税事務所から各県民局に移管されたことも影響を与えていると考えられる。

本庁税務課については、所管する税目（地方消費税、県たばこ税）の性質上、収入未済が発生することが少なく、いずれの年度も収入率はほぼ 100%の推移となっている。

(4) 収入未済額、不納欠損額の状況

ア 収入未済額の状況

収入未済額とは、当該年度の歳入として調定された金額のうち、当該年度中（地方自治法第 235 条の 5 に基づく出納整理期間 4 月 1 日～5 月 31 日を含む。）に収納されなかった額をいう。

過去 5 年間の事務所別収入未済件数及び金額の推移は、次のとおりである。

(単位：件、千円)

		平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
備前県民局	現年課税分	1,736	1,218,599	1,296	1,027,072	990	897,754	882	937,640	2,495	973,796
	滞納繰越分	3,454	1,761,356	2,884	1,831,241	2,179	1,785,877	1,685	1,693,075	6,823	1,905,468
	合計	5,190	2,979,955	4,180	2,858,313	3,169	2,683,631	2,567	2,630,716	9,318	2,879,265
備中県民局	現年課税分	963	716,642	894	722,818	558	454,140	504	499,502	2,279	458,919
	滞納繰越分	1,796	1,313,300	1,364	1,435,627	1,144	1,601,592	923	1,498,805	4,171	1,484,320
	合計	2,759	2,029,943	2,258	2,158,445	1,702	2,055,733	1,427	1,998,307	6,450	1,943,240
美作県民局	現年課税分	296	152,027	287	123,689	203	110,025	160	88,572	481	97,465
	滞納繰越分	563	344,112	431	325,342	345	291,275	249	248,439	1,467	242,166
	合計	859	496,139	718	449,032	548	401,300	409	337,011	1,948	339,632
自動車税事務所 (注)	現年課税分	14,508	557,770	9,394	345,425	5,952	214,520	4,439	158,912		
	滞納繰越分	27,819	939,286	21,731	709,129	16,940	545,311	13,492	433,271		
	合計	42,327	1,497,056	31,125	1,054,554	22,892	759,831	17,931	592,183		
本庁税務課	現年課税分	-	-	5	113	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	-	-	5	113	-	-	-	-	-	-
合計	現年課税分	17,503	2,645,039	11,876	2,219,119	7,703	1,676,440	5,985	1,684,627	5,255	1,530,182
	滞納繰越分	33,632	4,358,055	26,410	4,301,340	20,608	4,224,056	16,349	3,873,591	12,461	3,631,955
	合計	51,135	7,003,094	38,286	6,520,460	28,311	5,900,497	22,334	5,558,219	17,716	5,162,137

(注) 平成 25 年度より、自動車取得税・自動車税関係業務は、自動車税事務所から各県民局に移管されている。なお、このうち自動車取得税全般及び新規登録時の自動車税に係る業務は、備前県民局税務部分室（自動車審査班）が県内全域を一括して担当している。

県全体でみると、平成 21 年度の収入未済額合計は 70 億 3 百万円（51,135 件）であったが、平成 25 年度では 51 億 6 千 2 百万円（17,716 件）となっており、金額、件数ともに減少傾向にある。

なお、平成 25 年度において、いずれの県民局においても収入未済の件数が大幅に増加しているが、これは平成 24 年度末に自動車税事務所が廃止されたことによるものである。

現年課税分と滞納繰越分に区分した場合の収入未済額をみると、平成 25 年度では、県

全体で現年課税分 15 億 3 千万円 (5, 255 件)、滞納繰越分 36 億 3 千 1 百万円 (12, 461 件) となっており、収入未済額全体に占める滞納繰越分の割合は 70. 4%である。

現年課税分と滞納繰越分の構成比を示すと、次のとおりとなる。平成 21 年度と比較して、収入未済額全体に占める滞納繰越分の割合は概ね上昇傾向にある。

【現年課税分と滞納繰越分の構成比】

(単位：%)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
県全体 (全税目)	現年課税分	37. 8	34. 0	28. 4	30. 3	29. 6
	滞納繰越分	62. 2	66. 0	71. 6	69. 7	70. 4
	合計	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0	100. 0

平成 25 年度における税目・事務所別の収入未済額の状況は、次のとおりである。

(単位：件、千円)

		備前県民局		備中県民局		美作県民局		本庁税務課		合計	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
個人県民税	現年課税分		554,984		358,465		66,281		-		979,730
	滞納繰越分		1,531,562		1,291,549		184,701		-		3,007,813
	合計		2,086,547		1,650,014		250,982		-		3,987,543
法人県民税	現年課税分	333	16,157	292	7,305	62	1,808	-	-	687	25,272
	滞納繰越分	606	24,568	348	8,467	89	2,365	-	-	1,043	35,401
	合計	939	40,725	640	15,773	151	4,174	-	-	1,730	60,673
県民税 計	現年課税分	333	571,141	292	365,771	62	68,089	-	-	687	1,005,002
	滞納繰越分	606	1,556,130	348	1,300,017	89	187,066	-	-	1,043	3,043,214
	合計	939	2,127,272	640	1,665,788	151	255,156	-	-	1,730	4,048,217
個人事業税	現年課税分	156	17,978	141	9,508	22	1,155	-	-	319	28,642
	滞納繰越分	361	51,666	253	29,865	23	1,165	-	-	637	82,697
	合計	517	69,645	394	39,373	45	2,320	-	-	956	111,339
法人事業税	現年課税分	66	29,122	39	4,104	11	1,113	-	-	116	34,340
	滞納繰越分	92	77,314	42	10,230	14	1,091	-	-	148	88,636
	合計	158	106,436	81	14,335	25	2,204	-	-	264	122,977
事業税 計	現年課税分	222	47,101	180	13,612	33	2,268	-	-	435	62,982
	滞納繰越分	453	128,980	295	40,096	37	2,257	-	-	785	171,334
	合計	675	176,082	475	53,709	70	4,525	-	-	1,220	234,316
不動産取得税	現年課税分	139	24,007	101	12,072	40	4,031	-	-	280	40,111
	滞納繰越分	253	42,142	122	33,394	63	9,830	-	-	438	85,367
	合計	392	66,149	223	45,467	103	13,861	-	-	718	125,479
ゴルフ場利用税	現年課税分	-	-	-	-	11	12,282	-	-	11	12,282
	滞納繰越分	-	-	-	-	3	4,733	-	-	3	4,733
	合計	-	-	-	-	14	17,016	-	-	14	17,016
軽油引取税	現年課税分	2	266,842	2	6,091	-	-	-	-	4	272,934
	滞納繰越分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	合計	2	266,842	2	6,091	-	-	-	-	4	272,934
自動車税	現年課税分	1,799	64,703	1,704	61,371	335	10,793	-	-	3,838	136,868
	滞納繰越分	5,511	178,213	3,396	110,307	1,275	38,278	-	-	10,182	326,799
	合計	7,310	242,917	5,100	171,678	1,610	49,071	-	-	14,020	463,668
旧法による税	現年課税分	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	滞納繰越分	-	-	10	505	-	-	-	-	10	505
	合計	-	-	10	505	-	-	-	-	10	505
合計	現年課税分	2,495	973,796	2,279	458,919	481	97,465	-	-	5,255	1,530,182
	滞納繰越分	6,823	1,905,468	4,171	1,484,320	1,467	242,166	-	-	12,461	3,631,955
	合計	9,318	2,879,265	6,450	1,943,240	1,948	339,632	-	-	17,716	5,162,137

(注) 個人県民税については、市町村が徴収事務を行っているため、県では件数を把握していない。

税目別に収入未済額をみると、合計 51 億 6 千 2 百万円のうち、全体の 77.2%を占める

39億8千7百万円が個人県民税であり、次いで自動車税4億6千3百万円(全体の9.0%)、軽油引取税2億7千2百万円(全体の5.3%)と続いている。

自動車税は比較的少額の収入未済が数多く発生する傾向にあり、いずれの県民局においても自動車税に係る件数が最も多い。県全体でも、収入未済の件数合計17,716件のうち14,020件(全体の79.1%)が自動車税となっている(ただし、個人県民税の件数は除く。)

イ 不納欠損額の状況

過去5年間の事務所別不納欠損件数及び金額の推移は、次のとおりである。

(単位：千円)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
備前県民局	件数	750	669	698	476	2,876
	金額	213,296	358,346	203,987	233,252	279,239
備中県民局	件数	216	405	252	176	1,993
	金額	104,967	121,727	333,201	152,740	202,694
美作県民局	件数	82	119	155	67	245
	金額	41,431	61,085	57,246	35,598	34,073
自動車税事務所 (注)	件数	6,154	5,018	4,066	3,511	
	金額	200,927	167,332	132,196	114,893	
本庁税務課	件数	-	-	-	-	-
	金額	-	-	-	-	-
合計	件数	7,202	6,211	5,171	4,230	5,114
	金額	560,623	708,492	726,632	536,483	516,007

(注) 平成 25 年度より、自動車取得税・自動車税関係業務は、自動車税事務所から各県民局に移管されている。なお、このうち自動車取得税全般及び新規登録時の自動車税に係る業務は、備前県民局税務部分室(自動車審査班)が県内全域を一括して担当している。

平成 25 年度より自動車税事務所が廃止されたことに伴い、自動車取得税及び自動車税関係業務は、各県民局に引き継がれている。平成 25 年度に各県民局の不納欠損件数が大幅に増加しているのは、そのためである。

県全体としては、収入未済額が減少傾向にあることに伴い、不納欠損額も減少している。

平成 25 年度における税目・事務所別の不納欠損額の状況は、次のとおりである。

(単位：千円)

	備前県民局		備中県民局		美作県民局		本庁税務課		合計	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
個人県民税		167,754		130,135		19,760		-		317,650
法人県民税	165	3,899	55	1,372	20	1,584	-	-	240	6,856
県民税 計	165	171,654	55	131,507	20	21,344	-	-	240	324,507
個人事業税	217	18,809	90	6,526	17	1,015	-	-	324	26,352
法人事業税	34	2,513	8	459	5	3,830	-	-	47	6,803
事業税 計	251	21,322	98	6,986	22	4,846	-	-	371	33,155
不動産取得税	48	8,550	43	6,104	24	2,138	-	-	115	16,794
自動車税	2,412	77,711	1,797	58,096	179	5,743	-	-	4,388	141,550
合計	2,876	279,239	1,993	202,694	245	34,073	-	-	5,114	516,007

(注) 個人県民税については、市町村が徴収事務を行っているため、県では件数を把握していない。

税目別に不納欠損額をみると、いずれの県民局においても、個人県民税の不納欠損額が最も多く、県合計 5 億 1 千 6 百万円のうち、3 億 1 千 7 百万円 (県全体の 61.6%) が個人県民税である。続いて自動車税 1 億 4 千 1 百万円 (27.4%)、個人事業税 2 千 6 百万円 (5.1%) となっている。

また、不納欠損処理件数をみると、県合計 5,114 件の 85.8% に当たる 4,388 件が自動車税に係るものであり、不納欠損案件の大部分を占めていることが分かる (ただし、個人県民税の件数は除く。)

(5) 徴税費の推移

過去5年間の徴税費の推移は、次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
県税収入	202,637,487	192,255,609	191,399,174	192,851,486	197,933,236
徴税費					
人件費	1,898,245	1,938,843	1,841,625	1,878,007	1,901,597
旅費	4,432	3,832	4,093	3,823	3,548
物件費	321,860	325,201	318,742	477,696	456,135
徴収取扱費等	3,614,176	3,665,830	3,464,791	3,416,493	3,446,329
計	5,521,679	5,563,312	5,629,251	5,776,019	5,807,609
徴税吏員数	251 人	251 人	248 人	236 人	223 人
徴税費／県税収入	2.72%	2.89%	2.94%	3.00%	2.93%
徴税吏員1人当たり徴税額	807,321	765,959	771,771	817,167	887,592

平成 23 年度に徴収取扱費等が大幅に減少しているのは、個人道府県民税の徴収取扱費の算定基礎の改定が主な要因である。

平成 24 年度に物件費が大幅に増加しているのは、新しい電算システムの開発費の発生が主な要因である。

(6) 収入率向上のための取組

ア 岡山県行財政経営指針

県は、これまでの行財政改革の成果を維持するとともに、将来を見据え、限られた資源を最大限に有効活用し、より効率的、効果的な行財政経営を行い、全ての県民が明るい笑顔で暮らす「生き生き岡山」の実現を支え、また、社会経済情勢の変化や県民ニーズに即応できる行財政基盤を確立するため、行財政経営全般にわたる依るべき指針として、平成 25 年 11 月に「岡山県行財政経営指針～行革の成果を維持しつつチャレンジする県庁へ～」(以下、「県指針」という。)を策定している。

県指針の推進期間は、平成 26 年 4 月から平成 29 年 3 月までの 3 年間とされている。

以下、県税に関連する箇所を中心に、県指針の内容を抜粋する。なお、県税の収入率の向上に関しては、中長期目標として、全国順位一桁台の収入率を目指すことが掲げられている。

a 県行財政の現状と課題

県行財政の現状と課題として、『これまでの行財政改革の取組により、収支不足が大幅に縮小するなど、本県財政は改善しているものの、高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の累増などから今後も収支不足が見込まれている。さらには、国の財政状況等を踏まえれば、今後の地方一般財源総額の確保も予断を許さないことから、持続可能な財政運営を行うためには、引き続き、財政健全化の取組が求められている。

また、社会経済情勢の変化を捉えた施策を積極的に展開していくためにも、これまでの行財政改革の取組の成果を維持するとともに、コスト意識の徹底を図り、不断の改革・改善に取り組むことで、経費支出の効率化に徹することはもとより、県税をはじめとした歳入確保に努め、財政運営の健全化を図る必要がある。

さらに、南海トラフ巨大地震等の災害をはじめ、教育県岡山の復活や産業の振興・雇用創出など本県が直面している課題、地方分権改革に伴う国と地方の役割分担の見直し、国による各種制度の変更等に的確に対応することが求められている。』と述べられている。

b 行財政経営の基本理念

行財政経営の基本理念について、次の内容が掲げられている。

「顧客重視」、「コスト意識」、「スピード感」の3つの視点を持ち、不断の改革・改善に取り組み、「生き活き岡山」を実現するため、県民の要請に応えることのできる行財政経営を目指す。

顧客重視…職員一人ひとりがアンテナを高くして幅広く顧客のニーズを把握し、現場の実情を十分に踏まえ、満足度を高める、相手に響く経営を行う。

コスト意識…同じコストであればより大きな成果を、同じ成果であればより少ないコストでの実施に努めるなど、コスト意識を持った経営を行う。

スピード感…時代の変化に即座に対応し、県民の求めるタイミングで行政サービスを提供するなど、スピード感のある経営を行う。

※顧客…県民はもとより、本県への移住希望者や進出意欲を持った企業、国内外からの観光客などを含む。

c 行財政経営のための基本方針

県財政の現状や行財政経営の基本理念を踏まえ、次の5項目を行財政経営のための基本方針としている。

(1) 不断の改革姿勢

職員一人ひとりとはもとより県庁組織全体で、不断の改革・改善に取り組む姿勢を持つ。

(2) チャレンジする組織風土

職員の意識改革や能力開発を図り、複雑多様化する行政需要に的確に対応するとともに、慣例や前例にとらわれず自由な着想で積極果敢にチャレンジする組織風土を醸成する。

(3) 執行体制の整備

「晴れの国おかやま生き活きプラン」を積極的かつ着実に推進する執行体制の構築に取り組む。

(4) 持続可能な財政運営

これまでの行財政改革の成果を維持し、財政規律を守った持続可能な財政運営に努める。

(5) 将来も見据えた全体最適化

防災対策、高齢化の進展による社会保障関係費の増、国の動向など将来も見据えなが

ら、幅広い県民の意見・ニーズを踏まえつつ、事業の選択と集中を徹底し、全体最適化を図る。

※全体最適化…広い視野を持って、本県の現状や将来を見据えながら、限りある資源を効果的に配分し、県勢全体の発展を目指す。

d 県財政の現状と今後の見通し等（県税に関連する箇所を抜粋）

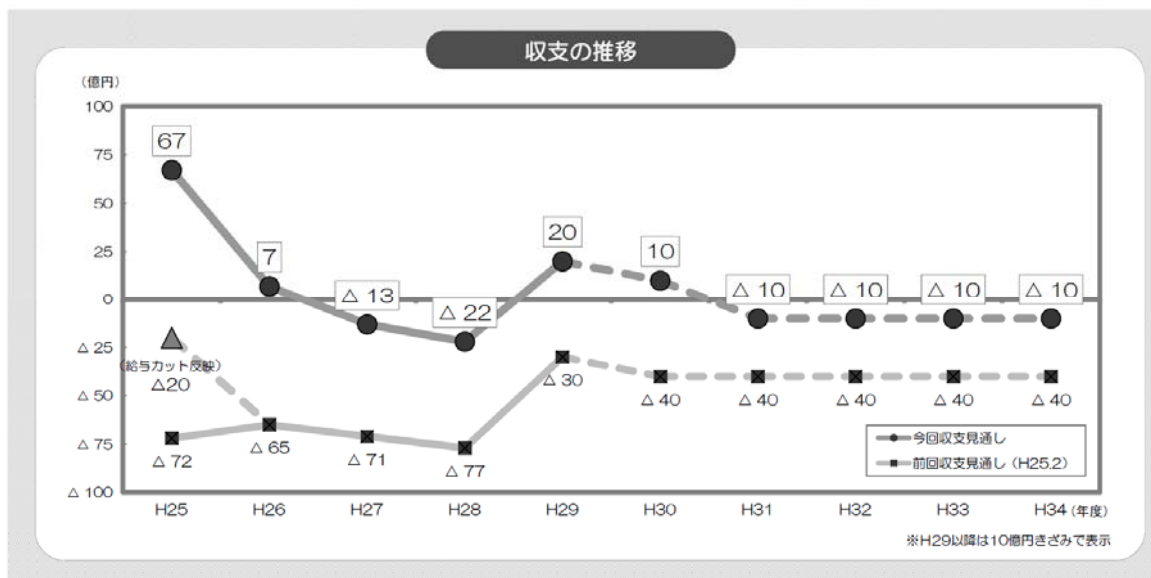
<財政状況分析>

・今後の収支見通し

景気回復傾向により税収が増加の見込みであることなどから、収支は改善しているものの、高齢化の進展等に伴う社会保障関係費の累増などから今後も収支不足が見込まれている。

平成 25 年度の税収や地方交付税等の増加見込みにより、平成 25 年度以降の収支についても、前回見通し（平成 25 年 2 月）より改善する見込みである。

中期的には、社会保障関係費の増加により改善幅は小さくなるものの、全体としては前回とほぼ変わらない傾向となっている。



(出典：岡山県行財政経営指針【参考資料 1】「岡山県の今後の収支見通し（粗い長期試算)）」

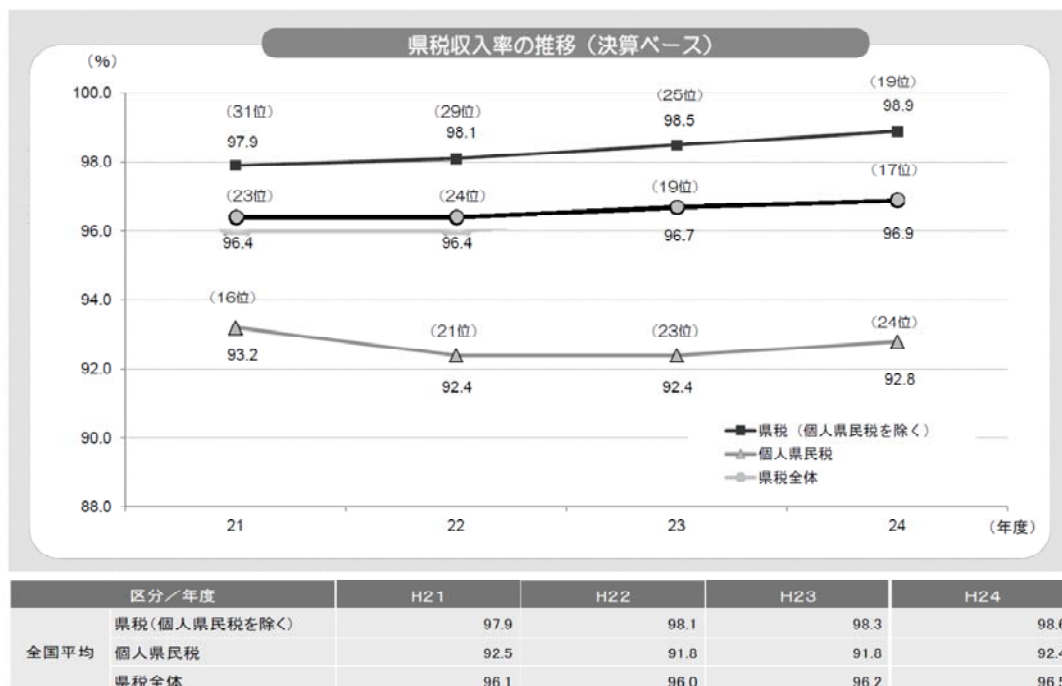
- ・ 県税収入率の推移

県税の収入率は、徴収対策の取組の強化により、平成 21 年度以降年々上昇している。

■ 県税収入率

平成 21 年度 96.4%（全国平均 96.1%、全国 23 位）

→ 平成 24 年度 96.9%、（全国平均 96.5%、全国 17 位）



（出典：岡山県行財政経営指針【参考資料 5】「県税収入率の推移」）

< 中長期目標 >

社会保障関係費の累増等により、年々財政の硬直化が進んでいく状況下においても、社会経済情勢の変化を捉えた施策を積極的に展開していくため、次のような目標を掲げ、持続可能な財政運営を行う。

- ・ 県税の収入率の向上

県税の収入率について、全国順位一桁台の収入率を目指していく。

e 歳入確保のための取組（県税に関連する箇所を抜粋）

- ・ 県税収入率の向上及び滞納額の縮減、税外滞納債権整理の推進

県税（個人県民税を除く）の徴収対策として、財産調査の徹底、迅速・厳正な差押え並びに公売及び取立の実施、徴収体制の充実に努めるとともに、納付方法の多様化を検討する。

個人県民税については、市町村との連携を強化し、特別徴収の徹底及び滞納整理推進機構による滞納整理の促進を図る。また、税外滞納債権については、県が一丸となって組織を上げて徴収対策に取り組む。公平性の確保のため、払えるのに払わない者に対しては弁護士との連携による法的手段を活用するなどの対策を講じるとともに、生活が困窮している方など払いたくても払えない方の債権等については、財産調査等を適切に行った上で、債権の放棄等も行う。

・ふるさと納税の推進、宝くじの売上増加

ふるさと納税を推進するとともに、宝くじの一人当たり販売額全国平均以上を目指し、各種取組による販路拡大など積極的に販売促進を図る。

イ 税務行政重点実施事項

行財政経営の基本的方針や取組を明らかにした「岡山県行財政経営指針」に基づき、税務部門としての基本的な取組方針が「平成 26 年度における税務行政の運営について」（総務部長通知 税第 1 号 平成 26 年 4 月 1 日）として通知されている。

さらに、平成 26 年度の重点実施事項として、具体的な取組内容等が「平成 26 年度 税務行政重点実施事項について」（総務部税務課長通知 平成 26 年 4 月 1 日 税第 2 号）により通知されている。

以下、その内容を抜粋する。

<基本的な方針>

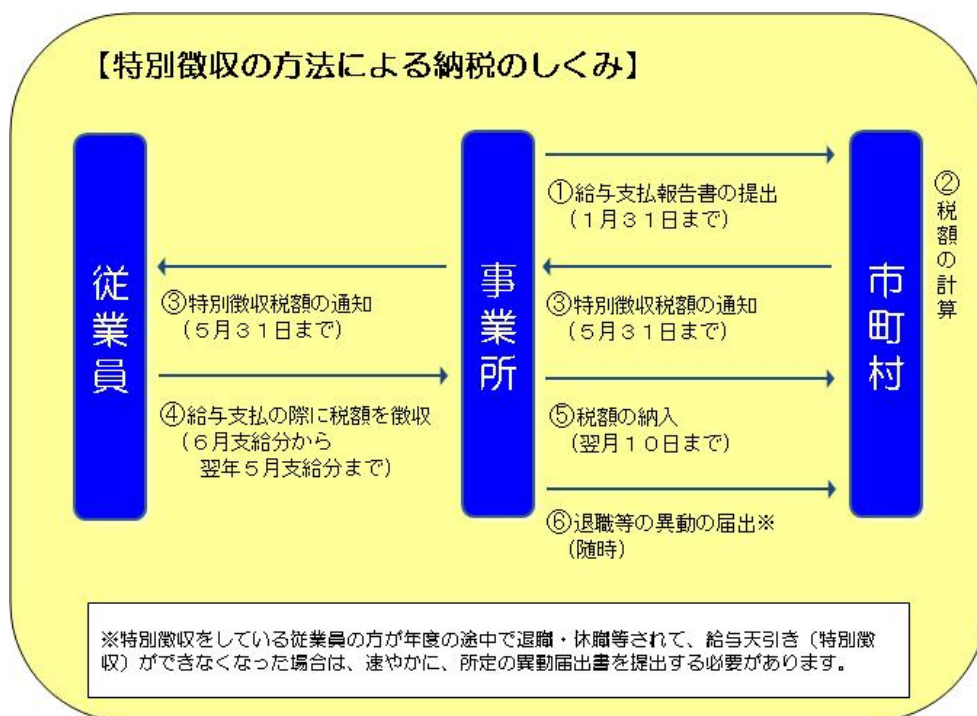
- ・県民の信頼や税負担の公平性を確保するため、公平・適正な課税に努める。
- ・納税に誠意を見せない滞納者に対しては、滞納処分を迅速、かつ、厳格に執行する。
- ・個人情報取扱いについて、万全を期する。

＜具体的な取組＞

- ・国、市町村及び関係団体（税理士会等）と連携して、県民・事業者に対し、県税への理解と協力が深まるよう働きかける。
- ・計画的な税務調査により課税客体を正確に把握するとともに、適正かつ迅速な課税に努める。
- ・納税者に対して適切な申告指導及び課税内容の説明に努める。
- ・財産調査の徹底、迅速・厳正な差押え並びに取立を実施する。
- ・単年度整理（現年課税分について繰越しない）を目指し、早期着手・早期解決に取り組む。
- ・クレジットカード収納など納付方法の多様化を進める。

ウ 個人住民税の特別徴収について

個人住民税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が従業員（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を引き去り（給与天引き）、市町村などに納入する制度をいう。



(出典：岡山県ホームページ)

特別徴収の方法によると、事業主が従業員に代わり個人住民税を納入するため、収入率が高まることが期待される。

特別徴収による収入率と普通徴収による収入率を比較すると、次のとおり、平成 24 年度で特別徴収の方が約 7.2%高くなっていることが分かる。

徴収方法	収入率
特別徴収	99.7%
普通徴収	92.5%

(出典：個人住民税徴収対策会議資料。平成 24 年度決算数値。)

個人住民税は、県、市町村いずれも税収の約 3 割を占めており、重要な財源となっている。さらに、個人住民税の滞納額は、県税で約 8 割（個人県民税）、市町村税で約 4 割（個人市町村民税）を占めており、その徴収対策が急務となっている。

そこで、県では「個人住民税徴収対策会議」を開催し、県・市町村が連携した税収確保に向けた取組について検討を行っている。

その中で、個人住民税の「現年課税分」に対する税収確保のための取組として、「特別徴収の推進」が掲げられている。

(なお同会議では、個人住民税の「滞納繰越分」に対する取組として、「第 4. 12 滞納整理推進機構の今後の在り方」でも述べている「岡山県滞納整理推進機構」による県・市町村の連携等が取り上げられている。)

県における特別徴収の実施率の推移、これまでの取組状況は、次のとおりである。

【給与所得者に占める特別徴収実施者数の比率の推移】

		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
岡山県	給与所得者数	681,074	678,003	679,291	681,097
	うち特別徴収実施者数	536,264	538,806	545,319	552,269
	特別徴収の実施率	78.7%	79.5%	80.3%	81.1%
全国の特別徴収の実施率		71.2%	71.9%	72.8%	73.8%
岡山県の全国順位		2 位	2 位	3 位	4 位

(注) 給与所得者数には特別徴収対象者以外も含むため、実施率は 100%にはならない。

【特別徴収を実施している事業者数の比率の推移】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
給与支払報告者数	152,945	147,012	145,865	147,951
うち特別徴収実施者数	76,775	76,796	79,845	81,125
特別徴収の実施率	50.2%	52.2%	54.7%	54.8%

(注) 給与支払報告者数には特別徴収対象事業者以外も含むため、実施率は 100%にはならない。

【これまでの取組状況】

時期	取組状況
平成 22 年度～	各市町村及び県民局が事業所への制度周知、特別事業者への働きかけ実施。 (パンフレットの送付、事業所への訪問・電話指導)
平成 23 年 8 月	個人住民税徴収対策会議（副知事・副市町村長）を初めて開催。 →県と市町村が連携して特別徴収の推進に取り組むことで合意。
平成 24 年 8 月	個人住民税徴収対策会議を開催し、次のとおり合意。 「特別徴収への働きかけは、文書等から個々の事業者への訪問活動へ重点を移す（平成 24 年度）」 「特別徴収を行わない事業所については、特別徴収義務者として指定する方向で検討を進める（平成 25 年度以降）」

このような取組の中、県は平成 26 年 8 月の個人住民税徴収対策会議において、平成 28 年度から、県内全ての市町村において、個人住民税の特別徴収未実施の事業所（当面、従業員が 3 名以上の事業所）を特別徴収義務者に指定し、給与からの特別徴収を徹底する方針を定めている。

全ての市町村が足並みを揃え、法令で特別徴収が義務付けられた事業所を特別徴収義務者に一斉に指定（＝「特別徴収の全県一斉実施」）することで、次のような効果が期待されている。

- ・県内全ての市町村が一斉に同じ基準で取り組むことにより、特別義務者の指定を徹底できる。
- ・届出書類等の提出時期や様式の統一化により事業者の事務負担を軽減できる。
- ・全県で一斉に広報を行うことにより、事業者等に効果的・効率的に周知できる。

【今後の予定等】

<p>実施時期</p>	<p>一定（2年程度）の準備期間が必要であるため、次のスケジュールで取り組む。</p> <p><平成26年度> 県民や事業所向けに周知広報を開始</p> <p><平成27年度> 県・市町村が事業所宛てに指定予告通知を発送</p> <p><平成28年度> 市町村が特別徴収税額決定通知書を事業所に送付（5月）</p> <p style="text-align: right;">事業所が従業員から特別徴収（給与天引）を開始（6月～）</p>
<p>対象範囲</p>	<p>県内で統一した基準の策定が必要であるため、次の基準で取り組む。</p> <p><特別徴収を行うべき事業所の範囲></p> <p style="padding-left: 20px;">所得税の源泉徴収義務のある事業所</p> <p style="padding-left: 20px;">※当面、特別徴収を行うべき従業員が3名以上の事業所を対象とする。</p> <p><特別徴収を行うべき従業員の範囲></p> <p style="padding-left: 20px;">所得税の源泉徴収を行っている従業員</p> <p style="padding-left: 20px;">※ただし、次の従業員を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・退職者・退職予定者 ・収入が一定額（均等割非課税基準所得）以下の者 等
<p>周知・広報</p>	<p>事前に十分な周知が必要であるため、次の内容で取り組む</p> <p><事業所へ> チラシ・Q&A、指定予告通知等を送付</p> <p><県民へ> 広報誌、テレビ・ラジオ等</p> <p><関係団体へ> 会合での説明や会報誌への掲載等</p>

（出典：平成26年8月「個人県民税徴収対策会議」資料）

(7) 電子申告制度について

岡山県では、先行団体として平成 17 年 1 月から、他の多くの都道府県では平成 18 年度から、eLTAX（エルタックス）を用いた地方税の電子申告制度が導入されている。eLTAX とは、地方税に関する手続をインターネットを利用して電子的に行うシステムであり、正式名称を『地方税ポータルシステム』という。

eLTAX の電子申告で利用可能な手続は次のとおりである。なお、都道府県や市町村によって利用可能なサービス内容は異なる。

岡山県（県税）としては、法人都道府県民税・事業税・地方法人特別税の電子申告サービスが利用可能となっている。また、申告手続の他、電子納税、電子申請・届出のサービスも利用可能である。

【電子申告手続一覧】

税目	利用可能な手続
法人都道府県民税 法人事業税 地方法人特別税	<ul style="list-style-type: none">• 予定申告• 中間申告• 確定申告• 修正申告• 清算確定申告 など
法人市町村民税	<ul style="list-style-type: none">• 中間申告• 確定申告• 修正申告 など
固定資産税 (償却資産)	<ul style="list-style-type: none">• 全資産申告• 増加資産／減少資産申告• 修正申告 など
個人住民税	<ul style="list-style-type: none">• 給与支払報告• 給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出• 普通徴収から特別徴収への切替申請• 退職所得に係る納入申告及び特別徴収票又は特別徴収税額納入内訳届出• 公的年金等支払報告 など

事業所税	<ul style="list-style-type: none"> • 資産割、従業者割の納付申告 • 免税点以下の申告 など
------	--

(出典：eLTAX 地方税ポータルシステムホームページ)

県及び全国における法人二税の電子申告利用率は、次のとおりである。

全国的にみると、利用率は年々上昇傾向にある。県においても、同様に利用率は年々上昇してきており、過去5年間ではいずれも全国的な利用率の水準を上回っている。

【法人二税の電子申告利用率】

(単位：件)

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
岡山県	全体申告件数 (①)	58,956	57,865	56,605	56,583	56,485
	電子申告件数 (②)	15,964	22,679	27,410	30,226	32,827
	電子申告利用率 (②/①)	27.1%	39.2%	48.4%	53.4%	58.1%
全国	全体申告件数 (③)	3,867,184	3,770,474	3,747,211	3,797,289	3,819,710
	電子申告件数 (④)	925,347	1,212,202	1,482,431	1,685,628	1,885,761
	電子申告利用率 (②/①)	23.9%	32.1%	39.6%	44.4%	49.4%

【参考】

地方税の電子申告システムである eLTAX に対して、国税に関する各種の手続をインターネットを利用して電子的に手続が行えるシステムを e-Tax (イータックス)、正式名称を『国税電子申告・納税システム』という。e-Tax を用いた国税の電子申告は、平成 16 年 2 月に導入されている。

主な国税の e-Tax 利用率は、次のとおりである。

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
所得税申告	44.1%	47.3%	50.4%	51.8%
法人税申告	52.5%	59.0%	63.6%	67.3%
消費税申告 (個人)	44.8%	49.1%	51.0%	53.5%
消費税申告 (法人)	52.4%	58.6%	62.7%	65.9%

(出典：国税庁 HP「平成 25 年度における e-Tax の利用状況等について(概要)」より抜粋)

(8) ふるさと納税

ア ふるさと納税の概要

ふるさと納税とは、地方公共団体（都道府県・市区町村）に対して寄附をした場合に、所得税と個人住民税から一定の控除が受けられる制度のことをいう。出身地に対する寄附に限られるわけではなく、任意の地方公共団体に対して寄附することができ、一定の控除を受けることができる。

控除を受けるためには、地方公共団体が交付する寄附金領収書等を添えて確定申告を行うことが必要となる。また、寄附を行った年の所得税又は翌年度の住民税が課税されない場合は、所得税、住民税の控除を受けることはできない。

【ふるさと納税による控除の概要】

都道府県・市区町村に対する寄附金（ふるさと納税）のうち2千円を超える部分については、一定の上限まで、原則として次のとおり所得税・個人住民税から全額控除される。

①所得税	(寄附金－2千円)を所得控除 (所得控除額×所得税率(0～40% (※))が軽減)
②個人住民税(基本分)	(寄附金－2千円)×10%を税額控除
③個人住民税(特例分)	(寄附金－2千円)×(100%－10%(基本分)－所得税率(0～40% (※)))

①、②により控除できなかった寄附金額を、③により全額控除(所得割額の1割を限度)。

(※) 平成26年度から平成50年度については、復興特別所得税を加算した率とする。

(出典：総務省ホームページ)



(注) 所得税の限界税率が10%で住民税293,500円を納めている者の場合
(給与収入700万円で夫婦と子ども2人の場合)

(出典：岡山県ホームページ)

県では、ふるさと納税を行う際に「ふるさと岡山応援寄附金 寄附申出書」において、次の中から寄附金の使い道を選択することができる。

(1) 防災対策の充実

- ・ 大規模災害などに備えた広域防災ネットワークの構築 など

(2) 中山間地域の活性化

- ・ 中山間地域における魅力づくり活動の支援
- ・ 交通基盤や情報インフラの整備 など

(3) 地球に優しい、持続可能な社会の実現

- ・ 地球温暖化対策
- ・ 循環型社会の実現に向けた取組の支援 など

(4) 保健・医療・福祉の充実

- ・ 誰もが安心して医療を受けられる体制の整備
- ・ 子供を健やかに産み育てられる社会の構築 など

(5) 産業支援を通じた地域経済の活性化

- ・ ものづくり産業の振興
- ・ 観光産業の振興 など

(6) 力強い農林水産業の育成

- ・農林水産物の販路拡大と世界に通じる岡山ブランドの確立
- ・将来を見据えた、新たな担い手の確保・育成 など

(7) 安全で快適な暮らしを守るインフラ整備

- ・中四国における拠点性を高めるための交通網の整備
- ・災害防止のための河川整備や道路維持補修 など

(8) 教育環境の充実と将来を担う人づくり

- ・学力向上を目指した指導体制の充実
- ・道徳教育や体験活動「心の教育」の充実 など

(9) 安全・安心のまちづくり

- ・犯罪対策の推進
- ・交通安全対策の推進 など

(10) その他

- ・県のさまざまな施策に広く活用

(出典：岡山県ホームページ)

イ ふるさと納税の実績

県における過去5年間及び平成26年度のふるさと納税の受領額及び県民税の控除額の実績は、次のとおりである。

(ア) 受領額の実績（県の収支にプラスの影響を与える部分）

【受領額の実績推移】

(単位：件、千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
県への寄附件数	48	40	29	33	35	929
県への寄附金額 (a)	2,036	7,734	27,269	14,232	4,097	23,882

(注) 平成26年度は、平成26年4月から11月までの寄附実績を集計。

(イ) 控除額の実績（県の収支にマイナスの影響を与える部分）

【控除額の実績推移】

（単位：人、千円）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
寄附金控除適用者数	344	279	365	8,373	1,145	
寄附金額	89,907	46,710	36,152	548,806	93,284	
控除額	45,411	11,672	10,480	192,212	33,489	
うち県民税分 (b)	18,164	4,658	4,194	76,768	13,325	
うち市町村民税分	27,247	7,013	6,286	115,444	20,164	

（注）各年度は、それぞれ前年の 1 月から 12 月までにされた寄附のうち、寄附金控除の申告があった「都道府県・市区町村に対する寄附金」を集計。

（注）寄附金を受領した自治体ごとの集計ではなく、寄附者の居住する自治体ごとの集計。

(ウ) ふるさと納税制度による県の収支への影響

（単位：千円）

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
差引 (a-b)	△ 16,128	3,076	23,075	△ 62,536	△ 9,228	

平成 24 年度は、前年度に発生した東日本大震災の影響から、全国的にも東北地方への寄附が増加しており、岡山県における寄附金控除額も増加している。また、岡山県では平成 26 年度より、増収に向けた取組として、一定額以上の寄附を行った県外居住者に対して特産品の贈呈を実施しており、平成 26 年 11 月までの実績で 929 件(2,388 万 2 千円)の寄附を受領している。

他の地域から岡山県に対する寄附があれば、当然、岡山県としての収入は増加する（県の収支にプラスの影響を与える）。一方で、岡山県居住者が他の地域へ寄附を行えば、県民税の算定上、税額控除（寄附金控除）が生じるため、県税収入は減少することとなる（県の収支にマイナスの影響を与える）。

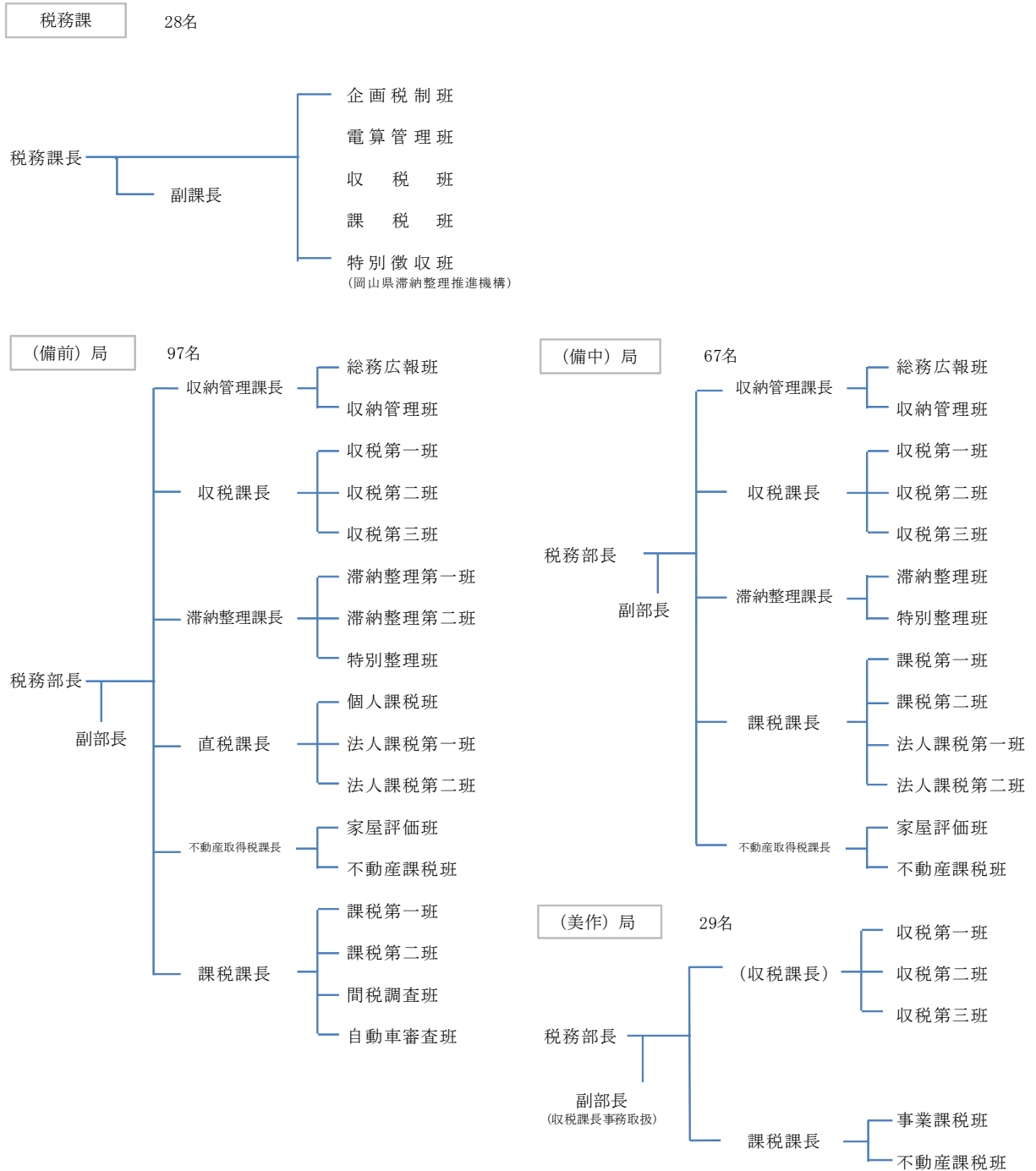
例えば、平成 25 年度をみると、ふるさと納税として県が 409 万 7 千円の寄附金を受領する一方、県居住者による他の地域への寄附によって県民税の控除額が 1,332 万 5 千円生じているため、差し引きすると、県の収支への影響額は、△922 万 8 千円となっている。

3 総務部税務課及び県民局税務部の組織体制

(1) 組織体制及び業務内容

岡山県総務部税務課及び県民局税務部の組織体制及び業務内容は、次のとおりである。

ア 組織体制（平成26年4月1日現在）



イ 業務内容（平成 26 年 4 月 1 日現在）

【本庁総務部】

課名	班名	分掌事務
税務課（28 名）	企画税制班（5 名）	1 税務行政の企画及び運営に関する事
		2 租税制度及び税制改正に関する事
		3 県税条例及び通達に関する事
		4 県民局税務部との連絡調整に関する事
		5 税務訴訟及び不服申立てに関する事
		6 地方税の電子化に関する事
		7 岡山地方税務協議会に関する事
		8 税務広報に関する事
		9 ふるさと納税の推進に関する事
		10 個人県民税の特別徴収の推進に関する事
	電算管理班（6 名）	1 税務事務トータルシステムの運用に関する事
		2 電子申告・納税システムの運用に関する事
	収税班（3 名）	1 県税の徴収対策に関する事
		2 県税の収納管理に関する事
		3 県税の予算及び決算に関する事
		4 地方交付税（基準財政収入額）及び地方譲与税に関する事
		5 市町村交付金に関する事
	課税班（7 名）	1 県税（県たばこ税を除く）及び地方法人特別税の賦課徴収に係る企画及び指導に関する事
		2 県税の特例措置に関する事
		3 法人県民税及び法人事業税の電子申告に関する事
		4 地方消費税の賦課及び県たばこ税の賦課徴収に関する事
		5 不正軽油対策に関する事
		6 軽油引取税の犯則取締りに関する事
		7 納税対策等補助金に関する事

		8 公益法人の認定に関すること
	特別徴収班（5名）	1 岡山県滞納整理推進機構に関すること
		2 個人住民税等の滞納整理に関すること
		3 市町村との連絡調整に関すること
		4 悪質滞納者への対応に関するプロジェクトチームに関すること

【県民局税務部各課】

局名	課名	分掌事務
備前県民局（97名）	収納管理課（11名）	1 徴収金の収納及び管理に関すること
		2 過誤納徴収金の還付又は充当に関すること
		3 滞納処分票の作成及び督促状の発付に関すること
		4 納税証明書の交付に関すること
		5 預金口座振替に関すること
		6 証紙代金収納印の押印手数料の交付に関すること
		7 税務広報に関すること
		8 庶務に関すること
	収税課（14名）	1 徴収金の徴収及び滞納処分に関すること
		2 滞納処分の執行停止及び欠損処分に関すること
		3 滞納処分の引継ぎに関すること
	滞納整理課（15名）	1 徴収金の徴収及び滞納処分に関すること
		2 滞納処分の執行停止及び欠損処分に関すること
		3 滞納処分の引継ぎに関すること
		4 差押物件の換価・配当に関すること
		5 差押の解除に関すること
	直税課（18名）	1 県民税・事業税、狩猟税及び鉦区税の賦課に関すること
		2 外形標準課税対象法人の賦課及び調査に関すること
		3 特例条例の処理に関すること
		4 法人県民税・事業税の電子申告等に関すること
	不動産取得税課 （16名）	1 不動産取得税の賦課及び減免に関すること
		2 特例条例の処理に関すること

		3 家屋評価員の育成指導に関すること
		4 固定資産税（徴収関係除く）の助言に関すること
	課税課（21名）	1 自動車取得税、自動車税、ゴルフ場利用税、軽油引取税及び産業廃棄物処理税の賦課等に関すること
		2 産業廃棄物処理税、ゴルフ場利用税及び軽油引取税の調査及び犯則取締りに関すること
		3 自動車取得税申告書の審査及び指導に関すること
備中県民局（67名）	収納管理課（9名）	「備前」の「収納管理課」に同じ（証紙代金収納印の押印手数料の交付に関するものを除く）
	収税課（16名）	「備前」の「収税課」に同じ
	滞納整理課（10名）	「備前」の「滞納整理課」に同じ
	課税課（18名）	「備前」の「直税課」「課税課1及び2」に同じ（特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税及び鉾区税除く）
	不動産取得税課（12名）	「備前」の「不動産取得税課」に同じ
美作県民局（29名）	収税課（15名）	「備前」の「収納管理課」「収税課」「滞納整理課」に同じ（証紙代金収納印の押印手数料の交付に関するものを除く）
	課税課（12名）	「備前」の「直税課」「不動産取得税課」「課税課1及び2」に同じ（特定配当等に係る県民税、特定株式等譲渡所得金額に係る県民税及び鉾区税除く）

（出典：岡山県ホームページ「平成26年度 総務行政の概要」より抜粋）

(2) 各税目と業務を担当する事務所の関係

ア 各税目と担当事務所の関係

県では、原則として、各県民局がそれぞれの管轄地域の業務を分担して実施しているが、一部の税目や業務については、1つの事務所が県内全域に係る業務を一括して担当している場合がある。

- ・地方消費税、県たばこ税の2税目については、本庁税務課が県内全域に係る業務を一括して担当している。
- ・自動車取得税及び新規登録時の自動車税に係る業務は、備前県民局が県内全域を担当している。
- ・ゴルフ場利用税、軽油引取税、産業廃棄物処理税に関する調査は、備前県民局に設置された間税調査班が備中県民局及び美作県民局を兼務して県内全域を担当している。

主な税目と業務を担当する事務所の関係を示すと、次のとおりとなる。

税目等	備前県民局	備中県民局	美作県民局	本庁税務課
個人県民税	○ (注1)	○ (注1)	○ (注1)	
法人県民税	○	○	○	
個人事業税	○	○	○	
法人事業税	○	○	○	
地方消費税				○
不動産取得税	○	○	○	
県たばこ税				○
ゴルフ場利用税 (★)	○	○	○	
軽油引取税 (★)	○	○	○	
産業廃棄物処理税 (★)	○	○	○	
上記 (★) に関する調査	○	(○) (注2)	(○) (注2)	
自動車取得税	○			
自動車税	○	○	○	
狩猟税	○	○	○	

(注1) 個人県民税の賦課・徴収事務は、市町村が担当している。

(注2) 備前県民局に設置された間税調査班が兼務している。

イ 各県民局の管轄地域

各県民局の管轄地域は、次のとおりである。県内 27 市町村の単位で管轄地域を区分している。

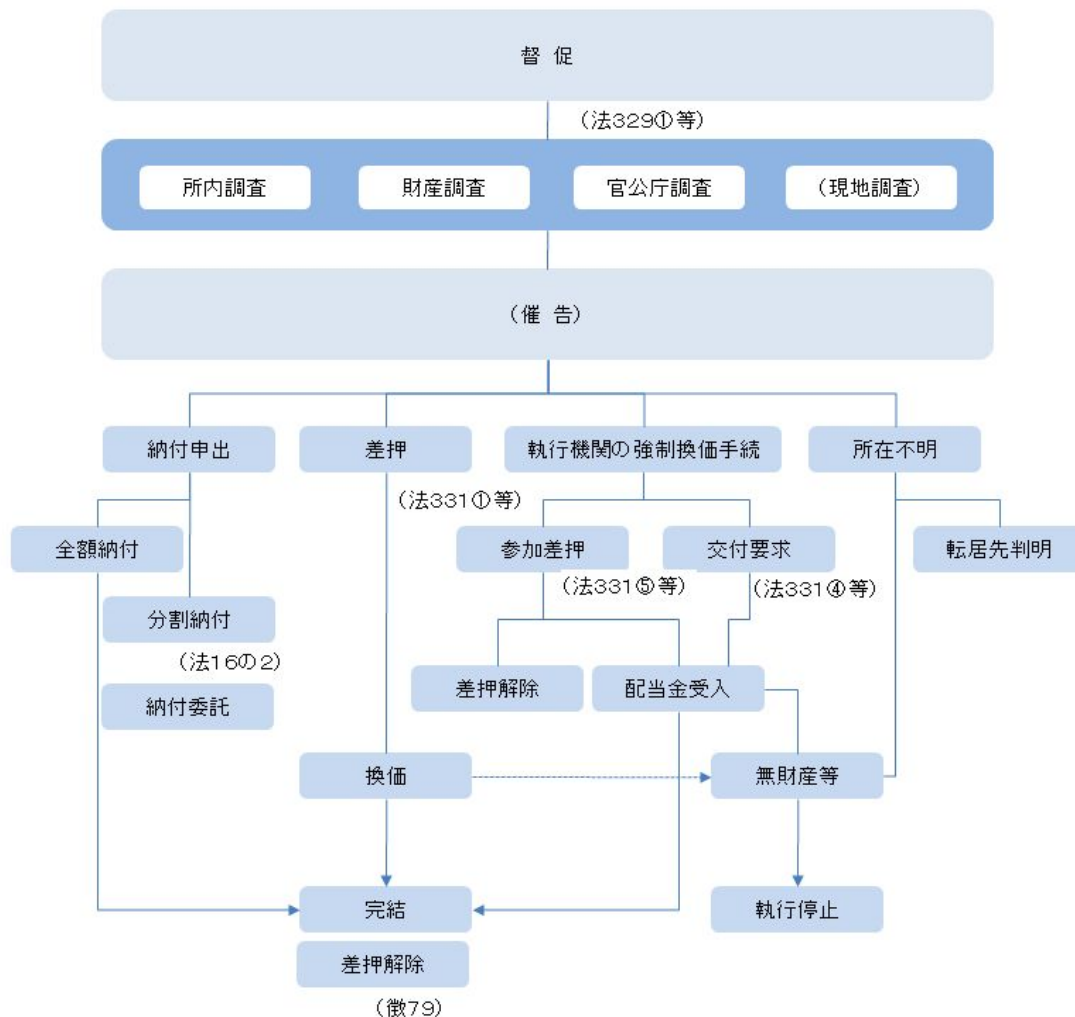
	備前県民局	備中県民局	美作県民局
管轄地域	岡山市、玉野市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町、吉備中央町	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町	津山市、真庭市、美作市、新庄村、鏡野町、勝央町、奈義町、西粟倉村、久米南町、美咲町

(3) 徴収事務の概要

ア 徴収事務の流れ

県の徴収事務の流れは、次のとおりである。

滞納整理事務の流れ



イ 徴収事務の年間スケジュール

県の徴収事務の年間スケジュール（平成25年度）は、次のとおりである。

年月	平成25年										平成26年				
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	
自動車税	現年 (重点11月～5月)	納税通知書発送	→	督促状発送	催告書1発送・滞納分引継	→	催告書2発送	→	催告書3発送(差押予定以外)	→	→	催告書4発送(差押予定以外)			
		財産調査										処分			
	繰越 (重点6月～10月)	処分方針に沿って事案分類(分納・再交渉・差押・執停・搜索)		執行停止処理促進	H20定期課税分時効					催告書3発送(差押予定以外)		催告書4発送(差押予定以外)			
		財産調査：未調査分の捕捉→各調査										処分			
一般税	現年	個人事業税				1期分課税		1期分督促状・滞納分引継	1期分催告書・2期分課税		2期分督促状・滞納分引継	2期分催告書			
		法人2税	引継受後、即対応、3カ月以内の完納を目標とする。困難案件も長期化させないで、1年以内に完結するよう努力。												
	不動産取得税									一斉催告					
	催告										一斉催告				
	繰越 (重点6月～10月)			一斉催告											
大口分	課税情報の確認(課税課・不動産取得税課)→事前調査→滞納となった場合は最優先で調査・処理														
集中月間			一斉搜索		納税コールセンター				一斉ダイヤロック						

ウ 収納方法

県税の収納方法の主なものは、次のとおりである。

収納方法	対応している税目等
銀行・郵便局（納付書による納付）	全ての税目。
コンビニ払い	自動車税、個人事業税、不動産取得税のうち、納税通知書及び督促状（ただし、税額30万円以下のもの）。
口座振替	個人事業税、自動車税、産業廃棄物処理税。
県民局、市町村窓口（納付書による納付）	県税の市町村窓口の納付は、岡山市、倉敷市及び玉野市以外の市町村にて対応。
臨戸回収（現金納付）	現在はほぼ実施しておらず、搜索等で領収する場合などが該当。
クレジットカード	自動車税について、平成27年度定期課税時から導入予定。
現金書留	全ての税目。

第3 実施した監査手続の概要

1 監査手続の概要

今回の監査に当たって実施した手続の概要は、次のとおりである。

(1) 予備調査

県税に関する現況や組織体制、役割分担などの全般的な事項、主要税目の概要等について、担当部署に対する質問及び関連資料の閲覧を実施し、県税全体の概況や主要税目の特徴の把握に努めた。

(2) 監査対象範囲の選定

予備調査の内容を踏まえ、県の税収額及び収入未済額等を考慮した結果、金額的重要性が高いと判断した次の税目を監査対象とした。これらの税目については、賦課・徴収事務の執行状況に主眼を置いて監査を実施した。

【監査対象税目①（主に賦課・徴収事務の観点）】

個人県民税、法人県民税、個人事業税、法人事業税、不動産取得税、県たばこ税、ゴルフ場利用税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税

なお、徴収事務の執行状況に関連して、平成21年度に総務部税務課に設置された「滞納整理推進機構」の事務の執行状況についても、監査の対象とした。

これに加え、特定の用途に充てる目的で徴収される税である目的税（狩猟税、産業廃棄物処理税）については、当該税目を財源とした事業が目的に沿った内容となっているかという観点から検討することが有意義であると考えて監査の対象とした。おかやま森づくり県民税については、普通税に分類される税目であるが、税収額を基金化して特定の用途のために執行することとされているため、同様の観点から監査の対象とした。

【監査対象税目②（主に実施事業の目的適合性の観点）】

狩猟税、産業廃棄物処理税、おかやま森づくり県民税

さらに、過年度に同様のテーマで実施された「平成 17 年度包括外部監査」の指摘等について、直近の状況確認を行い、改善状況の検討を行ったほか、公会計に関する論点として、未収税金に焦点を当て、県の財務諸表についての考察を行った。

(3) 個別事項に関する調査

監査対象とした税目や論点について調査を行うため、次の部署に対して、質問書の送付、担当者への質問、現地にて保管されている文書の閲覧等を実施し、個別事項に関する内容把握、課題の抽出を行った。

- ・賦課・徴収事務の主な実施主体である「総務部税務課（滞納整理推進機構を含む）」及び「備前・備中・美作県民局」
- ・目的税等（おかやま森づくり県民税を含む。）を財源とした事業の実施主体である「環境文化部循環型社会推進課」、「環境文化部自然環境課」、「農林水産部林政課」

また、現地における質問、関係書類等の閲覧以外にも、必要に応じて電話、電子メール等により随時資料の入手や担当者への質問を実施し、課題の検討を行った。

第4 監査の指摘事項及び意見

監査の指摘事項及び意見は、賦課事務に関する事項、徴収事務に関する事項、調査事務に関する事項、目的税に関する事項、その他の事項の5分類に整理でき、その件数は次のとおりである。

【指摘事項及び意見の件数一覧】

項目	指摘事項	意見	計
【賦課事務に関する事項】	1	8	9
1 不動産取得税課税権の消滅	1	0	1
2 不動産取得税の期限内申告義務	0	1	1
3 ゴルフ場利用税の等級の認定方法	0	1	1
4 軽油引取税の課税免除	0	4	4
5 自動車税の課税免除の取扱い	0	1	1
6 課税誤り事例（個人事業税、自動車税）の再発防止	0	1	1
【徴収事務に関する事項】	3	7	10
7 預り金であるゴルフ場利用税の滞納	1	0	1
8 延滞金についての対応	0	1	1
9 財産調査の方法	0	3	3
10 差押可能財産等に対する執行停止	1	0	1
11 執行停止後の再調査	1	2	3
12 滞納整理推進機構の今後の在り方	0	1	1
【調査事務に関する事項】	1	2	3
13 事業税の医療機関への調査方法	0	1	1
14 産業廃棄物処理税及びゴルフ場利用税の調査方法の在り方	1	1	2
【目的税に関する事項】	0	3	3
15 目的税に係る職員費の算定方法	0	1	1
16 産業廃棄物処理税報償金の在り方	0	1	1
17 産業廃棄物処理税の使途の優先順位	0	1	1
【その他の事項】	0	1	1
18 公会計を通じた債権分類と徴収業務への活用	0	1	1
合計	5	21	26

1 不動産取得税課税権の消滅

(1) 概要

不動産取得税は、土地や家屋を売買、交換、贈与等により取得した者、家屋を新築や増改築により取得した者に課せられる税であるが、「第 2. 1 (4)ケ 不動産取得税」に記載のとおり、取得した不動産の課税標準額が一定額以下の場合には、免税となる。また、土地や家屋を取得した際に課税されるものであるが、実務上、登記情報をもとに課税していることも多いため、取得後直ちには登記されずに 5 年以上の期間を経た後に、登記が行われた場合には、登記情報を得た時点で、既に除斥期間（注）が経過しており、課税できない事例もある。

（注）地方税法上、税目ごとに更正、決定又は賦課決定についての期間制限（除斥期間）が設けられており、法定納期限の翌日から起算して一定期間（不動産取得税の場合は、5 年）を経過した日以後においては、更正、決定又は賦課決定することができず（地方税法第 17 条の 5）、課税権は消滅することとなる。

(2) 指摘事項

各県民局の平成 25 年度の不動産取得税の不課税決裁文書のファイルを閲覧したところ、不課税となった原因は、ほぼ課税標準額が免税点以下であるか、又は、取得後 5 年以上を経て登記が行われたことにより、登記情報により課税すべき事実を知った時点で既に 5 年の除斥期間が経過しているものであった。

しかし、美作県民局で、登記情報により課税すべき事実を知った時点では除斥期間は経過していなかったものの、課税処理の過程で、除斥期間が経過し、課税権が消滅した案件があった。

これは、所有権移転登記があった数ヶ月後に県が市町村から登記情報（所有権移転）を入手し、不動産取得税の課税計算のために課税標準である当該市町村の固定資産課税台帳を確認したが、取得不動産と一致する課税台帳がなく、当該市町村等に問い合わせたものの、適切な回答が得られないまま 5 年の除斥期間が経過し、課税権が消滅してしまったものであった。

所有権移転登記された不動産について、当該市町村に該当する課税台帳がなく、その事実が判明した後も適切な修正等が行われなかった点で、第一義的には市町村の対応に問題があったと考えられるものの、当該市町村や取得者等への追加調査等を怠り、除斥

期間を経過し、課税できなくなったことは県にも不手際があったと考えられ、今後再発防止に努めるべきである。

不動産の種類	地積又は床面積	取得年月	当該市町村の課税台帳確認、問い合わせ等	除斥期間到来	税額
居宅・木造、平家	114.71 m ²	平成20年7月	平成20年及び21年とも課税台帳を検索するが、該当がなかった。	平成25年7月	(注)

(注) 今回の監査時点において、当該不動産に対応する当該市町村の固定資産課税台帳の有無について調査を依頼したところ、未だないことから課税標準額及び課税すべきであった額は不明であるが、建物の規模等から課税点（免税点）は超えると考えられる。

2 不動産取得税の期限内申告義務

(1) 概要

不動産の取得者は、不動産取得の日から 60 日以内に不動産取得税の賦課徴収に関する事項を申告する義務が課されている（地方税法第 73 条の 18 第 1 項、県税条例第 62 条第 1 項）。

地方税法	<p>(不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)</p> <p>第 73 条の 18 不動産を取得した者は、当該道府県の条例の定めるところによつて、不動産の取得の事実その他不動産取得税の賦課徴収に関し同条例で定める事項を申告し、又は報告しなければならない。</p> <p>2 前項の規定による申告又は報告は、文書をもつてし、当該不動産の所在地の市町村長を経由しなければならない。</p>
県税条例	<p>(不動産取得税の賦課徴収に関する申告義務)</p> <p>第 62 条 不動産の取得者は、不動産取得の日から 60 日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を当該不動産の所在地の市町村長を経由して知事に提出しなければならない。</p>

また、一定の要件を満たす住宅用不動産（住宅や宅地）を取得した場合には、取得者の申告により、不動産取得税が軽減される措置があるが、この申告についても 60 日以内に行わなければならない、とされている（地方税法第 73 条の 14 第 4 項、県税条例第 58 条の 3 第 1 項、同条例第 66 条第 4 項第 5 項）。

さらに、地方税法上、申告義務に違反した場合には罰則規定を設けることができるとされ（地方税法第 73 条の 20）、県では、県税条例第 63 条により、不申告の場合に「10 万円以下の過料」に処する規定を設けている。

地方税法	<p>(不動産取得税に係る不申告等に関する過料)</p> <p>第 73 条の 20 道府県は、不動産の取得者が第 73 条の 18 の規定によつて申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなく申告又は報告をしなかつた場合においては、その者に対し、当該道府県の条例で 10 万円以下の過料を科する旨の規定を設けることができる。</p>
------	--

県
税
条
例

(不動産取得税に係る不申告に関する過料)

第 63 条 不動産の取得者が前条の規定によつて申告すべき事項について正当な事由がなく
て申告をしなかつた場合においては、その者を 10 万円以下の過料に処する。

不動産取得税の課税関係書類（不動産取得税申告書、登記情報等）を閲覧したところ、
不動産取得の日から 60 日以内に申告書が提出されていない事例が散見された。

土地や家屋の取得という事象が頻繁に発生する場合は（個人の場合は特に）少なく、
不動産取得税に申告義務があること自体の認知度が低いいため、自発的な申告は期待でき
ず、適時に申告されないことが多い。このため、県が連絡をして事後的に申告を促して
いることが多く、期限内に申告がなされる事例はほとんどないとのことであった。

また、住宅用不動産の軽減措置についても、期限内に申告がない場合であっても実務
上は軽減措置を容認しているのが現状となっている。この点、県では別途「不動産取得
税事務処理要領」（三 申告の運用）において、当面の間これらの軽減措置に係る申告は
次のとおり運用する旨、定めている。

三 申告の運用

(1) 住宅の課税標準の特例（条例第 58 条の 3 関係）

2) 既存住宅

…当該申告書が期限後に提出された場合においても条例第 58 条の 3 第 1 項に規定する申告が
あったものとみなす。

(2) 住宅の用に供する土地の不動産取得税の減額（条例第 66 条関係）

…条例第 66 条第 5 項に基づく不動産取得税申告書兼減額・還付申告書が提出期限後に提出され
たときにおいても申請があったものとみなす。

さらに、条例上、申告義務違反に対する罰則規定（過料）も設けられているが、実際
に適用した例はなかった。

(2) 意見

第一に、条例に定められた申告期限が徹底されておらず、是正されることが必要である。現在は、申告義務について周知が徹底されていないことから、申告義務違反を行った者に対して、県税条例第 63 条で定められた罰則規定も適用されていない。

第二に、県では、市町村を経由して不動産登記の情報から取得の事実を把握している場合が大半であるため、所有権の移転があってもその登記がない場合には、取得の事実の把握ができない、あるいは把握に相当の時間を要することとなる。

特に、取得から 5 年以上経過して登記がなされ、取得の事実が判明した場合には、既に除斥期間（5 年）が経過しているため、課税権が消滅し、課税することができない扱いとなる。適時に申告することが徹底されれば、除斥期間の経過により課税の機会を失うような事態も避けられると考えられるため、この点においても、期限内の申告義務を徹底することは重要である。

平成 25 年度において、除斥期間経過により課税することができなかったものや、評価額が過少でそもそも課税とならないものなど（不課）の件数は、次のとおりである。

【平成 25 年度 不課処理件数】 (単位：件)

	備前県民局	備中県民局	美作県民局
原始取得	1,064	202	26
承継取得	129	240	94
合計	1,193	442	120

不動産取得税の申告義務が十分に認知されていない状況を踏まえ、申告義務があること及び申告期限、罰則規定の存在について、積極的な周知が望まれる。

現在、県では、不動産取得税の概要を示した「不動産取得税のあらまし」を市町村に配布し、取得者への配布を依頼している。また、県ホームページでの概略説明の掲載、新築分の課税が増える毎年 6 月頃に、総務部税務課によるテレビ、ラジオ等を通じた広報活動を行っているが、更に、市町村による固定資産税評価のための家屋評価の際に周知することや不動産の取得手続に関与することの多い不動産業者や建築業者、司法書士等に対する周知への協力依頼などが望まれる。

3 ゴルフ場利用税の等級の認定方法

(1) 概要

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場を利用した者が納める税であり、ゴルフ場の経営者が利用料金と一緒に税金を受け取り、申告を行うことによって県に納めるものである。

ゴルフ場利用税の額は、利用者 1 人 1 日につき次のとおりで、ゴルフ場の規模と利用料金により決められた等級によって異なる。

等級	税額
1 級	1,200 円
2 級	1,100 円
3 級	950 円
4 級	800 円
5 級	650 円
6 級	500 円
7 級	400 円

過去 5 年間におけるゴルフ場利用税の推移は次のとおりである。

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ゴルフ場利用税	1,073,785	982,565	934,309	918,372	839,348
前年比	—	91.5%	95.1%	98.3%	91.3%

前表のとおり、ゴルフ場利用税は年々減少傾向にあり、平成 25 年度にあつては前年比 91.3%となっており、平成 21 年度との対比では 78.2%となり 5 年間で 20%以上減少していることになる。主な要因は、ゴルフ場利用者の減少及び後述するゴルフ場の等級の変更によるものであった。

備前県民局管内のゴルフ場における等級判定について、等級変更がなされていたものは、次のとおりであった。

【備前県民局管内のゴルフ場等級判定の状況】

	旧等級	新規等級	発見された事例
A ゴルフ場	5 級 650 円	6 級 500 円	平成 26 年 1 月より等級を 5 級から 6 級に下げている。グリーンフィーを下げ、カートフィーを上げることによって、等級を 6 級に変更していた。
B ゴルフ場	5 級 650 円	6 級 500 円	平成 25 年 2 月より等級を 5 級から 6 級に下げている。グリーンフィーを下げ、カートフィーを上げることにより、等級を 6 級に変更していた。
C ゴルフ場	4 級 800 円	6 級 500 円	平成 25 年 4 月より等級を 4 級から 6 級に下げている。グリーンフィーを下げ、カートフィーを上げることにより、等級を 6 級に変更していた。
D ゴルフ場	4 級 800 円	5 級 650 円	平成 25 年 6 月より 4 級から 5 級に下げている。季節的変動によりカートフィーを変えたことによるものであった。
E ゴルフ場	5 級 650 円	6 級 500 円	平成 25 年 5 月より等級を 5 級から 6 級に下げている。グリーンフィーを下げ、カートフィーを上げることによって、等級を 6 級に変更していた。

前表のように、等級の算定対象になるグリーンフィーを下げ、等級の算定対象にならないカートフィーを上げることによって、等級の変更をしているゴルフ場が散見された。カートの更新等ゴルフ場固有の事情で変更しているとはいえ、ゴルフ場利用税とゴルフ場利用料の合計額は変更していない場合もあり、意図的にゴルフ場利用税の負担を下げたとも考えられる事例が見受けられた。

備前県民局管内におけるゴルフ場利用税の過去 5 年間の推移をみると、次のとおりであった。

(単位：千円)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
ゴルフ場利用税	484,133	448,709	437,777	431,064	394,210
前年比	—	92.7%	97.6%	98.5%	91.5%
利用人数	—	643,263 人	643,463 人	642,330 人	604,746 人
平均税額	—	697 円	680 円	671 円	651 円

県全体のゴルフ場利用税同様、備前県民局においても年々減少傾向にあり、特に平成 25 年度は前年比 91.5%と減少傾向が大きくなっていた。平成 22 年度と平成 25 年度の対比では、ゴルフ場利用税は約 5 千 4 百万円減少しており、利用人数による減少はその半分の約 2 千 7 百万円で、平均税額、すなわち等級の変更による減少が約 2 千 7 百万円となっている。

(2) 意見

ゴルフ場利用者が年々減少している情勢下、利用人数によりゴルフ場利用税が減少するのはやむを得ないが、等級変更によるゴルフ場利用税の減少には一定の歯止めが必要であると考えます。

ゴルフ場利用税の税率に関する地方税法の定めは、次のとおりであり、「ゴルフ場の整備の状況等に応じて、ゴルフ場利用税の税率に差等を設けることができる。」(地方税法第 76 条第 3 項)とされている。

地方税法

(ゴルフ場利用税の税率)

第 76 条 ゴルフ場利用税の標準税率は、1 人 1 日につき 800 円とする。

2 道府県は、前項に定める標準税率を超える税率でゴルフ場利用税を課する場合には、1,200 円を超える税率で課することができない。

3 道府県は、ゴルフ場の整備の状況等に応じて、ゴルフ場利用税の税率に差等を設けることができる。この場合においては、前項の規定を準用する。

県の「ゴルフ場利用税事務処理要領について」では、等級判定の基準料金はグリーンフィーとしており、カートフィーは利用者が選択性を有するものであるため、等級判定の基準料金に含まれていない。ゴルフ場の利用料金の低下に伴い、カートフィーの占める割合が大きくなってきており、利用料金総額を勘案した等級判定をすることを検討すべきである。

なお、他の自治体においては、カートフィーやキャディフィー等の選択性を有するものは、等級判定の基準料金に含まれていない例が多いが、一部の自治体では、カートフィー等も考慮した等級判定を導入しており、県としても検討すべきと考える。

4 軽油引取税の課税免除

(1) 概要

ア 軽油引取税の課税免除制度

次に掲げる用途に供する軽油の引取りについては、免税証の交付があった場合又は都道府県知事の承認があった場合に限り、軽油引取税が免税される（地方税法第144条の6、地方税法附則第12条の2の7）。

船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り
海上保安庁その他政令で定める者が航路標識法（昭和24年法律第99号）第2条の規定により設置し、及び管理する航路標識の電源の用途その他公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で政令で定めるものに供する軽油の引取り
鉄道事業又は軌道事業を営む者その他政令で定める者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類するもので政令で定めるもの（日本貨物鉄道株式会社にあつては、政令で定める機械を含む。）の動力源に供する軽油の引取り
農業又は林業を営む者その他政令で定める者が動力耕うん機その他の政令で定める機械の動力源に供する軽油の引取り
陶磁器製造業、木材加工業その他の政令で定める事業を営む者が製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の政令で定める用途に供する軽油の引取り

このように、軽油引取税は、もともと道路に関する目的税であったことから、道路使用に直接関係しないと認められる一定の用途に用いられる軽油の引取りについては、対象者及び用途を限って課税免除する措置が取られていた。この免税措置については、道路特定財源の一般財源化に伴い、引き続き恒久的な措置とされた石油化学製品の原料用の軽油を除き、課税免除の特例措置の一部を廃止のうえ、平成30年3月31日までの措置とされている。

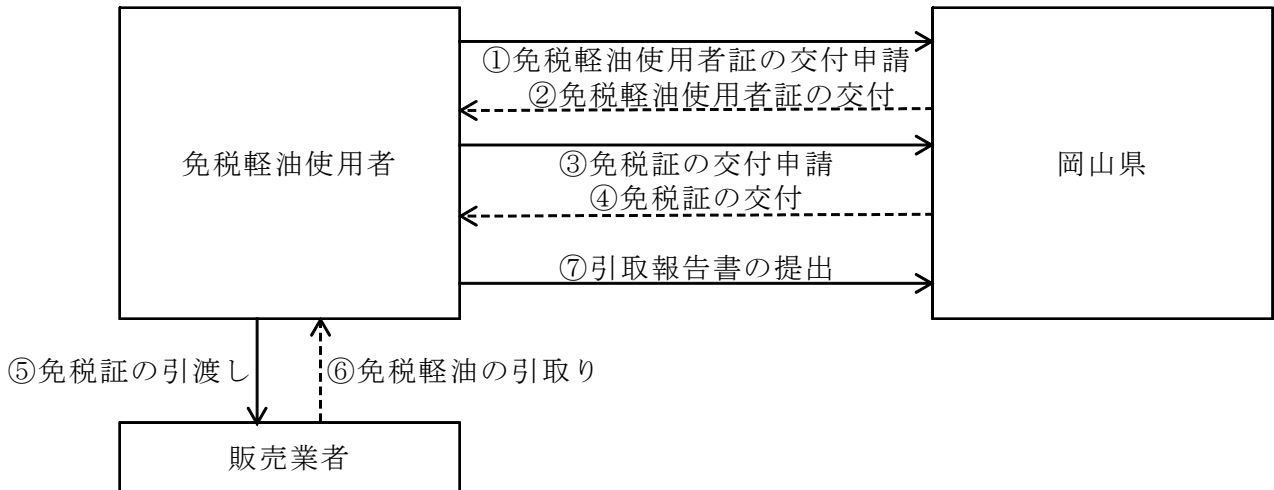
免税軽油使用者は、あらかじめ都道府県知事から免税軽油使用者証の交付を受けておかなければならない。

免税軽油を使用する必要があるときは、免税軽油使用者証を提示し、免税証交付申請書を都道府県知事に提出して免税証（県税条例第104条の13第3項に規定する免税軽

油の引取りであることを証する書面をいう。)の交付を受け、その免税証と引き換えに販売業者から免税軽油を引き取ることになる。

免税軽油使用者証の交付から免税軽油の引取りまでの流れは、次のとおりである。

【免税軽油の引取りまでの流れ】



【免税証サンプル】

免税証 (表)	免税証 (裏)
	<p>販売業者の氏名又は名称 上記販売業者から免税軽油の引取りを行いました。 平成 年 月 日 住 所 業種名及び氏名印</p> <p>注意 1 免税証に交付印のないものは無効です。 2 免税証を他人に譲り渡した場合には罰せられます。 3 免税軽油を他人に譲り渡す場合は、あらかじめ知事に届け出て承認を受けてください。承認を受けずに譲り渡した場合には罰せられます。</p>

イ 免税軽油に係る報告義務

免税証を使用した免税軽油の購入及び消費があった場合、県は、実際に取引が行われていること、定められた用途に消費されていること等について確認する必要がある。

そのため、免税証の交付を受けた者には、免税軽油の引取り等に係る報告書（以下、「引取報告書」という。）の提出を義務付けている（県税条例第 104 条の 17）。また、免税証

の更新を行う際、前回交付分に係る引取報告書の提出がない者に対しては、新たな免税証は交付しない運用となっている。

なお、引取報告書の提出に当たっては、免税軽油の引取りを行った日及びその数量並びに免税軽油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類として、販売業者から免税軽油を購入した際に受け取る領収書、納品書等の証憑類及び免税軽油の購入数量や消費数量を記録した免税軽油受払簿の添付が必要となる。

ウ 免税証の交付状況

平成 25 年度において交付された免税証（当該免税証によって課税免除となる軽油の数量は合計 50,891,891 リットル）の券種別、業種別の内訳は、次のとおりである。

【券種別の交付状況】

（単位：リットル）

券種	払出免税証によって課税免除となる軽油の数量			
	備前県民局	備中県民局	美作県民局	合計
1 リットル券	0	1,090	0	1,090
5 リットル券	0	4,095	10	4,105
10 リットル券	38,930	73,830	32,660	145,420
18 リットル券	180,846	87,570	630	269,046
20 リットル券	1,134,960	989,400	97,320	2,221,680
50 リットル券	460,150	464,500	164,000	1,088,650
100 リットル券	2,124,700	2,292,700	751,600	5,169,000
200 リットル券	3,095,000	4,375,000	1,749,400	9,219,400
500 リットル券	79,000	650,000	296,500	1,025,500
1,000 リットル券	4,115,000	8,481,000	1,962,000	14,558,000
5,000 リットル券	610,000	4,085,000	15,000	4,710,000
10,000 リットル券	1,780,000	3,740,000	860,000	6,380,000
50,000 リットル券	0	1,600,000	0	1,600,000
100,000 リットル券	0	4,500,000	0	4,500,000
合計	13,618,586	31,344,185	5,929,120	50,891,891

【業種別の交付状況】

(単位：リットル)

業種	払出免税証によって課税免除となる軽油の数量			
	備前県民局	備中県民局	美作県民局	合計
漁船	2,675,000	2,589,627	0	5,264,627
漁船以外の船舶（注）	4,059,218	6,010,804	53,310	10,123,332
航路標識等	620	0	0	620
鉄道用車両・軌道用車両	0	2,600,000	588,000	3,188,000
農業等	1,608,798	613,464	456,430	2,678,692
林業等	76,400	177,700	1,303,050	1,557,150
陶磁器製造業	0	0	0	0
電気供給業	0	8,260,000	0	8,260,000
鉱物の掘採事業	3,010,580	5,455,420	1,944,000	10,410,000
とび・土木工事業	1,017,980	59,400	178,920	1,256,300
鉱さい・バラス製造業	0	2,445,000	0	2,445,000
化学工業	0	0	0	0
セメント製品製造業	136,100	63,400	163,980	363,480
索道事業	0	20,000	69,190	89,190
港湾運送業	176,940	2,196,140	0	2,373,080
倉庫業	153,080	354,430	0	507,510
貨物運送業	600	195,000	0	195,600
航空運送サービス業	129,900	0	0	129,900
たい肥製造業	104,000	0	0	104,000
廃棄物処理事業	91,060	66,800	71,800	229,660
木材加工業	99,260	24,900	649,240	773,400
木材市場業	15,050	202,100	451,200	668,350
石油製品製造業	264,000	0	0	264,000
生コンクリート製造業	0	10,000	0	10,000
合計	13,618,586	31,344,185	5,929,120	50,891,891

(出典：軽油引取税免税証受払調)

(注)「漁船以外の船舶」の内訳は次のとおりである。

(単位：リットル)

	備前県民局	備中県民局	美作県民局	合計
プレジャーボート	3,837,518	5,298,804	53,310	9,189,632
海上保安庁	192,000	712,000	0	904,000
県・警察関係	17,300	0	0	17,300
市町村関係	12,400	0	0	12,400
合計	4,059,218	6,010,804	53,310	10,123,332

(2) 意見

ア 引取報告書の提出状況の把握

「(1)イ 免税軽油に係る報告義務」で述べたとおり、県は免税軽油使用者に対して引取報告書の提出を義務付けているが、免税証を交付した者から漏れなく引取報告書が提出されているか、という観点での把握は行われていなかった。

免税軽油の適正使用を確認するため、引取報告書の提出を義務付けているのであるから、漏れなく提出されていることを把握することは重要である。

さらに、免税証を他人へ譲渡、あるいは免税軽油を他の用途に使用して、そのまま引取報告書を提出しない場合など、引取報告書が未提出となっている使用者については、免税証を不正使用する可能性もあると考えられる。このため、不正使用防止の観点からも、引取報告書の提出状況の把握を行うことは重要であると考えられる。

引取報告書が未提出となっている使用者を特定し、当該使用者へ問い合わせを行う、あるいは、備前県民局で実施している軽油引取税の現地調査の対象に含めるといった対応を検討すべきと考えられる。

イ 免税証の回収管理

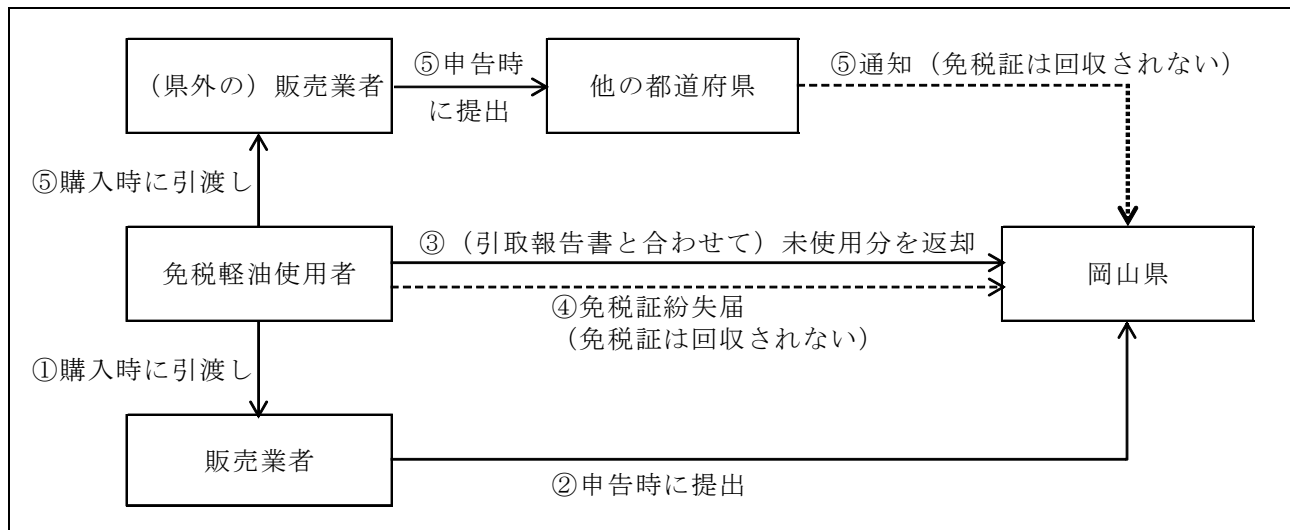
免税軽油使用者に交付された免税証は、後述の【免税証回収の流れ】のとおり、原則として県へ回収されることになっている。

免税証発行時に、個々の免税証には固有の番号が印字されており、免税証の交付時期や交付先が電算システム上で把握することができる。免税証を回収後、その番号を電算システムに入力することにより、免税証の回収状況を把握することができる仕組みになっている。

電算システム上、免税軽油使用者ごとに免税証の交付数量、使用数量、返却数量、未使用数量等を検索することが可能となっており、これらの情報は、免税証を更新する際に、適正な交付数量を決定するための情報として利用されている。

交付した免税証の回収の流れは、次のとおりである。

【免税証回収の流れ】



- ① 免税軽油使用者は、免税軽油の購入時に販売業者（特別徴収義務者）へ免税証を引き渡す。
- ② 県内の販売業者は、納入申告書に免税証を添付して県へ申告を行う。
- ③ 有効期間の満了等により使用されなかった免税証については、県へ返却することを義務付けている。
- ④ 免税証の紛失等があった場合、免税証紛失届により、県に届出を行うことを義務付けている。
- ⑤ 免税軽油使用者が県外において免税証を使用して免税軽油を購入する場合もある。この場合、他の都道府県において申告書とともに免税証が提出されることとなり、県に対してその旨の通知がなされる。

②、③の場合、（県内で）使用された免税証及び未使用のまま有効期限が経過した免税証については、販売業者又は免税軽油使用者から、県へ提出（返却）される。

④、⑤の場合、免税証自体は回収されない。該当する免税証の枚数は、免税証紛失届、他の都道府県からの通知により把握することができるが、電算システムにその枚数情報は記録されないこととなる。

申告書に添付された免税証及び未使用で返却された免税証については、各県民局で回

収された後、いったん本庁へ送付され、「岡山県入出力センター運用業務」（外部委託／情報政策課所管）の中で、免税証の読取り、データ作成業務を実施している。さらに、「税務システム保守運用委託」（外部委託／税務課所管）にて、作成したデータを基に発行分の消込み処理（発行分と回収分との照合処理）を実施している。

電算システムから出力した「免税証発行回収状況集計表」によると、免税証の発行枚数、回収枚数は次のとおりであった。

次表は、免税証の発行年月ごとに、平成 26 年 11 月時点の回収状況を示したものである。なお、免税証の有効期間は最長 1 年間であり、免税証の回収後、電算システムへ反映されるまで 2 カ月程度要する点を勘案し、平成 24 年 10 月から平成 25 年 9 月発行分の状況を記載している。

【免税証の発行・回収状況】

（備前県民局）

（単位：枚）

発行年月	H24/10	H24/11	H24/12	H25/1	H25/2	H25/3	H25/4	H25/5	H25/6	H25/7	H25/8	H25/9
発行枚数	16,850	7,347	7,070	12,889	9,800	8,473	19,769	9,899	5,428	8,806	7,330	8,196
回収枚数	16,594	7,099	6,828	12,443	9,569	8,190	18,748	9,539	5,325	8,412	6,910	7,755
差引	256	248	242	446	231	283	1,021	360	103	394	420	441

（備中県民局）

発行年月	H24/10	H24/11	H24/12	H25/1	H25/2	H25/3	H25/4	H25/5	H25/6	H25/7	H25/8	H25/9
発行枚数	8,503	10,721	6,729	5,581	8,227	12,689	10,009	9,107	17,649	11,025	16,422	12,723
回収枚数	8,449	10,381	6,666	5,563	8,168	12,507	9,855	8,739	17,054	10,359	16,089	11,893
差引	54	340	63	18	59	182	154	368	595	666	333	830

（美作県民局）

発行年月	H24/10	H24/11	H24/12	H25/1	H25/2	H25/3	H25/4	H25/5	H25/6	H25/7	H25/8	H25/9
発行枚数	2,366	1,208	3,508	4,012	2,247	3,518	2,371	2,859	1,943	2,486	3,722	1,542
回収枚数	2,322	1,208	3,505	4,010	2,247	3,462	2,083	2,855	1,943	2,449	3,722	1,536
差引	44	0	3	2	0	56	288	4	0	37	0	6

（出典：平成 26 年 11 月時点の「免税証発行回収状況集計表」より抜粋）

このように、電算システムに集計された発行枚数と回収枚数には乖離が見受けられる。乖離が生じる状況及びその主な要因としては、次の場合が考えられるものの、県は、個々

の免税証の乖離要因について特定出来ていない。また、回収された免税証に傷・汚れ等があり、機械による読み取りができない場合、各県民局において、手作業による電算入力を行うこととされているが、事務作業の煩雑性もあり、入力が徹底されていない。

乖離が生じる状況	主な要因	備考
免税証は回収されているが、電算システムにその情報が記録されていない場合	回収された免税証に傷・汚れ等があり、機械による読み取りができず、手作業による電算入力がなされていない	
免税証の回収自体がない場合	免税証の発行を受けた者が、未使用のまま免税証を紛失した	別途、免税証紛失届の提出を義務付けている
	免税証の発行を受けた者が、県外において免税証を使用して免税軽油を購入した	他の都道府県から免税証の使用があった旨の通知を受ける

電算システムに集計された回収情報を利用して、免税証更新時の適正な交付数量を決定するためには、使用数量や返却数量が電算システムに正確に記録され、免税証の回収管理が適切に行われていることが前提となる。

このため、まず、電算システムへの回収情報の入力を徹底することが必要である。その上で、発行枚数と回収枚数に乖離が生じている場合には、その原因を特定し、合理的な理由（免税証の紛失、県外使用など）によるものかを検証する必要があると考える。

ウ 免税証の交付数量について

免税軽油使用者から提出された引取報告書を閲覧した結果、例えば、当初の免税証の交付が6,000リットル分であったが、実際に使用した免税証の数量は、850リットル分であったといったように、交付した免税証の数量と実際に使用した免税証の数量に大きな乖離がある事例が見受けられた。

「(2)イ 免税証の回収管理」でも述べたとおり、免税証の更新に際し、過去の使用実績等が勘案されているが、質問等により異常な点がなければ、交付申請された数量で免税証を交付している。免税証が未使用であった場合は、引取報告書の提出とともに県へ

返却されるが、免税証を過度に交付した場合、免税証を不当に他に譲渡したり、免税対象外の用途に使用したりする余地を免税証申請者に与えることになる。また、免税証はそれを軽油販売業者に提出することにより軽油引取税の支払を免責する効力を有し、金券に近い性質を有することから、その交付や管理には厳重さを必要とする。

そのため免税証を交付する数量について、農業用の交付基準など一定の数量基準を設定したり、過去の使用実績の報告数量を基準にしたりすることが望ましい。

エ プレジャーボートの課税免除の取扱い

軽油引取税免税証の交付先について免税軽油使用者証交付申請書を閲覧したところ、使用用途がプレジャーボートとなっている交付先が複数見受けられた。プレジャーボートは「船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り」に該当するため、軽油引取税が免税される。

軽油引取税は、元々道路に関する目的税であったことから、道路使用に直接関係しないと認められる一定の用途に用いられる軽油の引取りについては、対象者及び用途を限って課税免除する措置がとられていたため、現行法では、漁業のような業務上必要と認められる使用の場合に限らず、プレジャーボートのような主に遊興を目的とした使用が多いと考えられる場合にも軽油引取税の免税が認められている。

免税とするのは、税金の課税対象となっている行為を実施しなければ、納税者の生活や業務に著しく支障をきたす場合に限定されるべきであり、主に遊興を目的とすると考えられるプレジャーボートに軽油引取税を課したとしても、納税者の生活や業務に著しく支障をきたすものではないものとする。

ただし、プレジャーボートの使用を免税範囲に含めているのは、地方税法を根拠とするものである。そのため、県から国へ免税範囲を限定するよう働きかけることが必要である。また、軽油引取税の免税制度を廃止し、漁業や農業等の第1次産業に従事するための軽油の使用については、補助金を給付する形に変更することも考えられる。

5 自動車税の課税免除の取扱い

(1) 概要

県では、次の自動車に対して自動車税を課税免除としている(岡山県税条例第106条)。

- | |
|---|
| <p>① 身体障害者等が所有する自動車(身体障害者で年齢18歳未満のもの又は知的障害者等と生計を一にする者が所有する自動車を含む。)で、当該身体障害者等が運転するもの又は当該身体障害者等と生計を一にする者若しくは当該身体障害者等(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者が当該身体障害者等のために運転するもの</p> <p>② 消防専用自動車、救急専用自動車、巡回診療の用に供するレントゲン車</p> <p>③ 私立学校、私立専修学校又は私立各種学校が所有する自動車のうち、専ら学生又は生徒の教育練習の用に供するもの</p> <p>④ 法第146条第1項の規定によつて自動車税を課することのできない者に対し無料貸与している自動車</p> <p>⑤ 医療法第31条の規定により厚生労働大臣が定める者、社会福祉法人(社会福祉法人恩賜財団済生会を除く。)又は公益社団法人もしくは公益財団法人が所有する自動車で、その業務の用に供するもののうち、救急自動車、患者の輸送の用に供する自動車、血液事業の用に供する自動車、巡回診療の用に供する自動車(レントゲン車は除く。)のいずれかに該当するもの</p> <p>⑥ 社会福祉事業又は更生保護事業を行う者が所有する自動車で、その事業の用に供するもの</p> |
|---|

①の障害者等に対する施策は、障害者等が健常者と同様に社会生活を営むことができるように、全ての都道府県で実施していることであるが、県の施策は課税免除によるものであるのに対して、他の都府県は減免を行っており、課税免除としているのは、岡山県以外では北海道のみである。

課税免除は、税金の納税義務を発生させないのに対して、減免は、発生した税金の全部又は一部を減らすことである。

「課税免除」	地方公共団体が、その地域における特殊事情や公益上その他の事由から、一定の範囲について課税することが不相当であると判断する場合に、その
--------	--

	地域社会における社会経済生活の特殊事情を考慮して、地方公共団体の自主性に基づき、条例によって課税を免除することができるとしたもの。
「減免」	地方公共団体が税条例の規定によって課税権を行使した結果、納税者について発生した納税義務を当該納税者の申請に基づき担税力の減少その他の事情に着目して、課税権者である地方公共団体自らがその租税債権の全部又は一部を放棄し、消滅させる処分を行うことによって、納税義務を解除するもの。

課税免除を受ける者は、必要書類を添付し、課税免除申告書を提出することにより、課税免除がなされる。自動車税は毎年4月1日の自動車の所有者に課税されるが、一度、課税免除とされた者については、課税免除の要件が満たされていることを条件に、課税免除が継続適用されていくため、課税免除の要件を満たさなくなった者は、その旨を申告し、課税免除を解除する必要がある。

この課税免除の要件が満たされているかどうかについて、県は書面による使用状況調査を行っている。県の書面調査は、課税免除対象者を3つに分けて毎年調査しているため、課税免除とされた者からみれば、3年に一度、書面調査を受けることとなる。

書面調査を実施した結果、「死亡」、「死亡以外の失格判明」、「回答なし」の3つのいずれかに該当すれば、課税免除の要件から外れ、課税されることになる。

平成25年度の課税免除に関する調査結果は、次のとおりであった。

	備前県民局	備中県民局	美作県民局	合計
調査対象者数	1,773人	1,496人	623人	3,892人
課税免除の取消件数及び課税額	132件 3,808,600円	103件 2,973,900円	58件 1,568,100円	293件 8,350,600円
(内訳)				
死亡	30件 1,679,600円	26件 1,564,400円	17件 774,600円	73件 4,018,600円
失格判明(注)	64件 1,248,300円	56件 1,014,100円	25件 447,600円	145件 2,710,000円

回答なし	38件	21件	16件	75件
	880,700円	395,400円	345,900円	1,622,000円

(注)「死亡以外の失格判明」は、主に次のような理由である。

自動車の使用日数が月4日に満たない。

対象者が入院や施設に入所した。

運転免許証の更新を中止した。

身体障害者手帳を返納した。

対象者が他県へ転居した。

家族運転の等級を満たさない。

課税免除の取消要件に該当し、課税することとなった場合の課税時期は次のとおりである。

「死亡」…死亡した次月から課税

「死亡以外の失格判明」…調査年度の10月1日から課税

「回答なし」…調査年度の10月1日から課税

調査年度の10月1日とあるのは、9月末までに県の調査が完了し、結果が確定するため、その次月から課税しているからである。

(2) 意見

ア 問題点

課税免除の要件を満たさなくなった場合、その旨を申告することになっているのは前述のとおりであるが、申告すればその次月から課税されるのに対して、申告せず県の書面調査で判明するか、若しくはその調査書に回答しなければ、調査年度の10月1日から課税されることになっており、正直に申告した者との間で不公平が生じている。

県によると、課税免除後、再度課税とするにはその根拠が厳密に求められるため、「死亡以外の失格判明」や「回答なし」に対して、課税を実施する根拠の立証責任は県側にあり、その立証が困難であるため、書面調査後の10月1日から課税しているとのことである。

イ 改善のための意見

県は、この不公平を改善すべきである。しかし、いつから課税免除要件を満たさなくなったのかを立証することは、県の主張どおり困難であり、ただちに解決することは難しいと考える。しかし、免除要件を満たさなかったとして正直に申告した者に対して速やかに課税しないとすれば、これもまた不相当である。

以上のような状況下では、書面調査の頻度を上げることが必要である。なお、調査の頻度を上げることは既に平成17年度の包括外部監査でも意見として挙がっている（「第5平成17年度包括外部監査の状況」参照）。

しかし、調査の頻度を上げるだけでは申請者及び県の負担が増加することとなる。他の都府県が減免の枠内でそれぞれ減免要件やその上限額の見直しなど制度改定を行っているなか、県は制度創設以降、これまで実質的な見直しを行ってきていない。そのため、税の適正性、公平性、費用対効果等を勘案したうえで、これを機に減免への移行も含めて現行の制度自体を見直すことも検討すべきである。

減免へ制度移行すれば、前述のような不公平が是正されるだけでなく、減免制度の利点も享受できると考える。減免への移行に伴う主な利点と欠点は次のとおりである。

利点	欠点
<p>①毎年申請が必要となるため、状況確認を確実に実施することができ、年度途中で非該当になった場合には翌年度から課税することができる。</p> <p>②年度途中で名義変更した際に、課税免除制度の場合に発生する月割課税（減額）が減免制度では発生せず、他県との整合性（注）が図れるほか、それに要する事務手続も省略できる。</p> <p>③減免は課税免除と異なり、その減免額に上限を設けることができる。</p>	<p>①減免申請・審査・承認を毎年行うため、申請者及び県ともに負担が増加する。</p> <p>②現行の電算システムでは減免制度に対応しておらず、システム改修が必要である。</p>

(注) 他県との整合性について

減免の自動車が他県に転出し、課税対象者へ名義変更した場合、当該年度の末日に変更があったとみなされる（地方税法第150条第4項）ため、当該年度中については課税が発生しないが、課税免除の場合は、同条項のただし書が適用されるため、新所有者に名義変更の翌月からの月割課税が発生する。

また、他県で課税済の自動車が入り、県の障害者が取得した場合、減免の場合は、同条項により当該年度の課税に影響しないが、課税免除の場合は、同条項のただし書が適用されるため、他県の（健全者の）前所有者に対して新所有者（障害者）が課税免除になった日の翌月からの月割還付が発生する。

このように課税免除としている県と減免としている他県との間で税負担に違いがある。

課税免除は、各種の政策目的、税負担の均衡等に着眼して、公益性が極めて高い場合には、条例により画一的に一定のものに課税しないものとする、地方公共団体による非課税措置を意図したものであるが、障害者等にとっては、課税免除と減免のいずれの方法であっても結果的に税を納付する必要がない、あるいは納税額が軽減されるという点では同等である。

減免では、毎年その根拠が必要となるが、課税免除であっても毎年調査すべきというのは前述のとおりである。

また、減免へ移行するためのシステム改修に費用（県による推定値：約7千万円）がかかるが、減免制度の利点である減免額に上限を設定することによる増収（県による推定値：約3千万円）があれば、約3年で費用を賄うことが可能である。

さらに、課税免除では自動車税の納税義務を発生させないため、一般的には取得価額も高く贅沢な自動車と捉えられることが多い排気量が3リットル（自動車税51,000円）や4リットル（自動車税66,500円）の自動車であっても、税金がかかることはない。これは県民の感覚とは乖離しているものと考えられる。

いまや多くの自治体で排気量2リットル（もしくは2.5リットル）相当の自動車税額を上限として、自動車税を減免していることに鑑みれば、県の財政に与える影響はそれほど大きくないとしても、岡山県だけ自動車税の優遇幅が大きいとすると、地域間の納税者の公平性が取れているとは言えない。

なお、これから減免に移行し、減免額の上限を決めるのであれば、近年の自動車の排気量の縮小化や技術進歩に伴う自動車の高性能化に伴い、平成 25 年度 3 月末で、自家用乗用車（軽自動車を除く）の約 74%が排気量 2 リットルまでであることを勘案し、大阪府や兵庫県の取組にならい、排気量 2 リットル相当の自動車税に相当する金額を減免額の上限とするのが妥当であると考えます。

6 課税誤り事例（個人事業税、自動車税）の再発防止

(1) 概要

平成 25 年度に課税額の誤りを原因として減額修正等を行った事例の有無について、県に対して問い合わせを行い、事例の内容、発生原因等について回答を入手した。これらは今回の監査において新たに発見された案件ではないが、今後の再発防止策を検討する観点から、主な事例の内容を記載することとする。

なお、監査時点において、いずれも納税通知書の再発送、還付処理など適切な措置が行われている。

【個人事業税】

No	内容	当初の課税処理を行っていた原因	減額すべきことが判明した経緯
事例 1	年度途中で不動産売却があり、事業規模を満たさなくなったため、実際には非課税所得とすべきであることが判明した。	課税時の確認が不十分であった。	内部での検証作業により判明した。
事例 2	不動産所得按分を再計算した結果、非課税所得が増加し、課税対象の所得金額が事業主控除額（290 万円）以下となったため、課税を取り消した。	課税時の確認が不十分であった。	内部での検証作業により判明した。
事例 3	非課税扱いの不動産所得に係る青色申告控除額を課税対象として税額を計算していた。	課税時の確認が不十分であった。	内部での検証作業により判明した。
事例 4	非課税所得であった土地を課税所得の駐車場（駐車場業）として判断し、按分計算していた。	課税時の確認が不十分であった。	内部での検証作業により判明した。
事例 5	駐車場業として課税の対象と判断していた貸付物件が、実際は土地の貸付であり、不動産貸付業としては認定基準以下であった。	課税時の確認が不十分であった。	内部での検証作業により判明した。
事例 6	所得金額に青色申告特別控除額を加えた額で課税していたが、実際は青色申告していないことが判明した。	課税時の確認が不十分であった。	内部での検証作業により判明した。

事例 7	県外に事業所を有する個人事業者に対して、岡山県でも課税処理していた。	課税時の確認が不十分であった。	納税義務者からの申し出により判明した。
事例 8	当初課税時に計算に含めていない繰越損失があることが判明し、課税所得が事業主控除額（290 万円）以下となった。	課税時の確認が不十分であった。	納税義務者からの申し出により判明した。
事例 9	営業所得と不動産所得を合算して課税していたが、実際は不動産の貸付件数が事業規模に満たないため、不動産所得は課税対象外とすべきであった。	課税時の確認が不十分であった。	内部での検証作業により判明した。

【自動車税】

No	内容	当初の課税処理を行っていた原因	減額すべきことが判明した経緯
事例 1	課税免除とすべき社会福祉法人に対して課税していた。	課税免除コードの入力漏れ。	関係者からの問い合わせにより判明した。
事例 2	登録番号の入力誤りにより、誤った登録番号で課税していた。	電算システムの入力誤り。	滞納の発生による収税担当課からの指摘により判明した。
事例 3	登録番号変更時に、免税継続の入力処理を失念し、課税免除とすべき相手方に課税していた。	免税継続の入力漏れ。	納税者からの申し出により判明した。
事例 4	同姓同名の別人に対して課税していた。	複数ある宛名データの統合作業誤り。	誤って課税された者からの申し出により判明した。
事例 5	住所変更の際、番地の入力を誤り、別人に納税通知書を送付していた。	新住所入力時の入力誤り。	誤って課税された者からの申し出により判明した。

(2) 意見

個人事業税の課税誤り事例では、事業認定に係る審査誤り、特に、不動産貸付業や駐車場業の認定に関連する案件の発生件数が多い傾向にあった。

当初の課税処理を行っていた原因及び課税誤りが判明した経緯について質問を行った結果、通常の注意を払えば避けられた単純な誤り・見落としと考えられる事例も見受けられたが、一方で、課税の段階での証拠書類の検証に担当者の経験値の差が生じている事例も存在していた。

個人事業税は、定期課税の際に賦課決定資料の収集、整理等の事務作業が集中する傾向にあるため、課税の段階では担当者自身による検証作業に頼らざるを得ない状況にある。その後、作業が落ち着いた段階で、改めて一連の資料を見直すこととしており、その際に課税誤りが発見される場合が多い。

各県民局で使用されている事務処理マニュアル、研修資料などでは、基本的な事務の流れを習得する、という点に重点が置かれており、当該資料の活用度は担当者に依存している状況である。

再発防止策として、誤りやすい点を網羅したチェックリストを作成し、実際の課税作業の際に活用できるようにすることを提案する。チェックリストの作成に当たっては、過去の課税誤りの発生事例や経験豊富な職員の意見も組入れ、想定される事例を掲載することが望ましい。また、新たな注意点が発生する都度、チェックリストを更新し、内容を充実させていくことも必要である。

また、自動車税の課税誤り事例についても、その発生原因、課税誤りが判明した経緯について質問を行った結果、電算システムの登録内容を更新する際などの単純な入力誤りが多い傾向にあった。

自動車税に係る登録内容の更新時には、プルーフリストを出力し、変更前後の内容をチェックすることとされているが、処理件数も膨大であることから、担当者自身による検証作業のみにとどまっているのが現状である。

プルーフリストの検証を行う際には、十分な注意を払い内容を検討する必要がある。また、入力担当者以外の者による検証体制の構築も検討すべきと考える。

7 預り金であるゴルフ場利用税の滞納

(1) 概要

ゴルフ場利用税は、ゴルフ場を利用した者が納める税金であるが、徴収は特別徴収の方法により（岡山県税条例第 77 条）、ゴルフ場の経営者が特別徴収義務者となる（同第 78 条）。ゴルフ場経営者は、毎月分のゴルフ場利用税を利用料金とともに受け入れて翌月 15 日までに申告を行い、納めることとなっている（同第 80 条）。

岡山県税条例

（ゴルフ場利用税の徴収の方法）

第 77 条 ゴルフ場利用税の徴収については、特別徴収の方法による。

（ゴルフ場利用税の特別徴収義務者）

第 78 条 ゴルフ場の経営者をゴルフ場利用税の特別徴収義務者に指定する。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、ゴルフ場利用税の徴収について便宜を有する者を特別徴収義務者に指定するものとする。

（ゴルフ場利用税の申告納入）

第 80 条 ゴルフ場利用税の特別徴収義務者は、毎月 15 日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべきゴルフ場利用税を申告納入しなければならない。ただし、ゴルフ場の経営を廃止した場合においては、徴収すべきゴルフ場利用税でまだ納期限に達しないものを廃止した日から 5 日以内に申告納入しなければならない。

しかし、ゴルフ場利用税を滞納している事案があった。その概要は次のとおりである。

	平成 25 年度末 滞納額（千円）	概要
a ゴルフ場	16,017	ゴルフ場の費用が収入を上回り、預り金であるゴルフ場利用税を費用に充てている状況で、滞納している。 平成 25 年 3 月に不動産差押。平成 25 年 5 月に納付催告実施。
b ゴルフ場	2,089	冬季のゴルフ場の利用者の減少に伴い、冬季の費用が収入を上回り、預り金であるゴルフ場利用税を費用に充てている状況で、滞納している。 春季以降に完納されるが、毎年同じ状況が続いている。

c ゴルフ場	1,505	冬季のゴルフ場の利用者の減少に伴い、冬季の費用が収入を上回り、預り金であるゴルフ場利用税を費用に充てている状況で、滞納している。 春季以降に完納されるが、毎年同じ現象が続いている。
--------	-------	---

(2) 指摘事項

ゴルフ場利用税はゴルフ場利用者からの預り金であり、ゴルフ場はゴルフ場利用税をより確実に納付することが必要である。岡山県税条例第 80 条にも翌月 15 日までに申告納入しなければならないと規定されている。当該事案は、岡山県税条例に違反するものであり、かつ、ゴルフ場の運営費にゴルフ場利用税を充てることとなり、預り金の流用と言わざるを得ない。県は、滞納分を速やかに回収し、厳しく指導を行う必要がある。

また、同様の事案が起きないように、県全体においても周知徹底する必要がある。

8 延滞金についての対応

(1) 概要

延滞金とは、納期限までに県税を納めないときに徴収されるもので、県は、納期限の翌日から納付（納入）の日までの期間に応じて、次の算式によって計算した額を本税に加算して徴収することとなる。

$\text{延滞金} = \text{本税の納付税額} \times \text{延滞金の割合（注）} \times \text{納期限の翌日からの日数} \div 365 \text{ 日}$
--

（注）延滞金の割合

納期限の翌日から1カ月を経過する日まで …原則として年7.3%

その後納付の日まで …原則として年14.6%

県は本税の取立てを優先しており、本税に対しては催告書の送付後、財産調査や差押え、搜索など必要に応じて実施しているが、（本税がなく）延滞金だけの滞納に対する対応が延滞金納付書及びその催告書の送付にとどまっており、それ以上の滞納処分を実施していないことが多い。

延滞金の平成25年度の徴収実績は次のとおりであり、滞納繰越分の収入率が低い。

（上段：件、下段：千円）

		調定	収入	不納欠損	収入未済	執行停止	収入率
現年課税分	件数	25,451	22,840	270	2,343	64	86.2%
	金額	367,118	316,369	25,876	24,882	1,125	
滞納繰越分	件数	18,297	2,605	3,358	12,334	1,556	6.7%
	金額	399,154	26,890	82,538	289,742	40,571	

税金を滞納し、一部を納付した場合に、本税額と延滞金のいずれが先に納付されたことになるかについては、民法の規定によると、弁済の充当は、まず利息に充てられ、その残額が元本に充てられるという利息優先主義がとられているが、税法では、納税者の利益を考慮して、元本優先主義がとられ、納税者の納付した金額がその延滞金の額の計算の基礎となる本税の額に達するまでは、その納付された金額は、まず本税に充当され、その残余が延滞金に充てられる。

(2) 意見

県の本税と延滞金への対応の違いは、期限どおりに納税している納税者や延滞金を納めた納税者からみれば納得がいかないものとする。期限どおりに納税を行わないことによる罰則として延滞金が発生しているのであれば、それらは健全な納税者からみれば本税と区別する理由に乏しく、本税と同様に厳しい滞納処分を実施することが必要である。

9 財産調査の方法

(1) 概要

徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調査する必要があるときは、その必要と認められる範囲内において、次に掲げる者に質問し、又はその者の財産に関する帳簿書類（その作成又は保存に代えて電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の作成又は保存がされている場合における当該電磁的記録を含む。第146条の2及び第188条第2号において同じ。）を検査することができる（国税徴収法第141条）。

- a 滞納者
- b 滞納者の財産を占有する第三者及びこれを占有していると認めるに足りる相当の理由がある第三者
- c 滞納者に対し債権若しくは債務があり、又は滞納者から財産を取得したと認めるに足りる相当の理由がある者
- d 滞納者が株主又は出資者である法人

また、調査の一例として生年月日については市町村に、申告書については税務署に問い合わせを行っており、財産調査の手続の一つとして、地方銀行や都市銀行等の金融機関に対して、滞納者の財産状況の照会を実施している。

(2) 意見

財産調査の方法として、次の点に改善が望まれる。

ア 財産調査の範囲について

任意の滞納者について金融機関の調査結果に関する資料を閲覧した。その結果、次のような調査結果があった。

A氏（滞納金額8万1,402円）

本籍：倉敷市、住所：和気郡

口座が判明した金融機関：倉敷市のB銀行（調査年月日H24.7.25）

この調査では、本籍地である倉敷市のB銀行に口座を有していたが、県は同市を拠点とするその他の金融機関には調査を実施していなかった。

当該滞納者が本籍地に口座を有する以上、その他の金融機関にも口座を有する可能性があり、追加で調査を実施する必要があったと考える。

イ 優先順位の判断について

「第 2. 2 (3) 収入率の推移」に記載のとおり、県では、ここ数年の間に、収入率を大きく向上させてきた。しかし、滞納案件は平成 25 年度決算時点で 17,716 件と依然として多くある。

滞納案件では、一斉送付の督促状のみで納付されることも多いが、督促状で納付されない場合、滞納整理事務を適切に実施するには、滞納者への催告、財産調査の実施、差押の実施、滞納処分執行停止の処理、更には差押え後の換価の要否決定、分納誓約後の履行状況の確認等、金額の大小にかかわらず一定の時間を要する。

よって、現在の限られた徴税担当職員のなかで、滞納に対し、如何に滞納処分を行う案件の優先順位や調査方法等を決定し、早期かつ効率的に滞納整理を行うことで徴収金額を増加させることができるかが、更に収入率を向上させるうえで重要である。

県では、滞納整理を行う優先順位については、金額の大きいもの及び滞納の発生が新しいものから優先する方針で、収入率向上に取り組んでおり、一定の成果があがっている。財産調査の必須範囲等も各県民局で基本の方針が示されている。しかし、更に踏み込んで、滞納者の年齢層や業種等にも着目し、それに応じた調査方法を検討する必要があるが、基本的な調査範囲を超える調査については、各徴税担当者が各滞納者の状況に応じ、その範囲及び内容を判断、決定しており明確な方針は示されていない。よって、徴税担当者の経験や資質により調査内容に差が生じやすいといえる。今後、マニュアル等を作成し、また、上長によりその判断を点検する等により、担当者判断の差を発生させないようにすることが必要である。

ウ インターネット銀行への照会について

滞納整理推進機構（平成 21 年度に総務部税務課に設置。詳細は、「第 4. 12 滞納整理推進機構の今後の在り方」参照。）の滞納案件の回収実績をみると、インターネット銀行の調査も積極的に実施しており、インターネット銀行の口座の発見及び差押の実施の事

例も相当数ある。滞納者の年齢層等によっては、インターネット銀行の調査も有効であると考えられる。各県民局でも積極的に取り組むことが望まれる。

なお、備前県民局ではインターネット銀行調査の取組を始めているが、一部のインターネット銀行より、照会件数の絞り込みを要望されているとのことであった。これは、全国の地方公共団体等から大量の照会依頼があったために照会手続に膨大な時間を要していることが理由であり、備前県民局では件数を絞って照会を行っている。

インターネット銀行の依頼への協力はやむを得ないものとするが、一部の金融機関では、県からの多数の照会に一元的に対応するため、照会対象者の情報についてエクセルデータによる提出を県に依頼している。金融機関は、データで入手することにより、自己のシステムデータとの照合が容易になり、効率的に取引の有無を確認することが可能になっていると考えられる。この対応は金融機関と県の双方にとって非常に効率的な方法であり、その他の銀行、とりわけ件数の絞り込みを依頼してきているインターネット銀行においても、データによる照合の方法を検討してもらうよう働き掛けを行い、より多くの案件を効率的に照会できる仕組みを構築すべきと考える。

10 差押可能財産等に対する執行停止

(1) 概要

滞納があった場合、滞納者に対する財産調査や所得調査が実施され、差押等の滞納処分可能な財産が発見された場合には滞納処分により滞納額を回収するが、滞納処分をすることができる財産がないとき、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させる恐れがあるとき、その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるときは、滞納処分の執行停止が行われている。

(2) 指摘事項

滞納者の財産調査等の結果、滞納処分の執行停止をした案件について、決裁文書ファイルのなかで、執行停止せずに滞納処分を実施すべきであったと考えられる案件が 2 件あった。その事例は次のとおりである。

【事例 1】

名称	年代	税目	年度期	滞納額 (本税)	備考
M氏	40代	自動車税	平成 24 年度	29,500 円	平成 25 年度執行停止
		同上	平成 25 年度	(注) 13,100 円	平成 25 年度執行停止

(注) 平成 25 年 7 月に同自動車の登録を抹消しているため 4 カ月分のみ。

当該事例では、平成 25 年度自動車税の滞納に対し、県が財産調査をした結果、平成 24 年度に一定の所得があるものの、近隣金融機関との取引はなく、固定資産も所有していないことから、財産等がないとして、滞納処分の執行停止が適当と判断し、執行停止がなされている。

県によると、当該滞納者の医療費控除額が多いこと等も総合的に判断して滞納処分の執行停止を実施したとのことであるが、給与等の額は、国税徴収法第 76 条により差押が禁止されている金額を上回っており、差押が可能であった。

滞納が発生し、督促しても納付されない場合、差押可能な給与等の所得が発見されれば、差押を行い、税金の回収を図るべきである。その上で、個々の事情への配慮については、滞納者より申し出があれば、事情を鑑み、やむを得ないと認められる場合に分納誓約による分割納付を許容するなどの措置をすることが必要である。

< 国税徴収法 >

(給与の差押禁止)

第 76 条 給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権（以下「給料等」という。）については、次に掲げる金額の合計額に達するまでの部分の金額は、差し押えることができない。この場合において、滞納者が同一の期間につき二以上の給料等の支払を受けるときは、その合計額につき、第 4 号又は第 5 号に掲げる金額に係る限度を計算するものとする。

(1)～(3) (略)

(4) 滞納者（その者と生計を一にする親族を含む。）に対し、これらの者が所得を有しないものとして、生活保護法第 12 条に規定する生活扶助の給付を行うこととした場合におけるその扶助の基準となる金額で給料等の支給の基礎となった期間に応ずるものを勘案して政令で定める金額

(5) その給料等の金額から前各号に掲げる金額の合計額を控除した金額の 100 分の 20 に相当する金額（その金額が前号に掲げる金額の 2 倍に相当する金額をこえるときは、当該金額）

< 国税徴収法施行令 >

(給与等の差押禁止の基礎となる金額)

第 34 条 法第 76 条第 1 項第 4 号（給料等の差押禁止の基礎となる金額）に規定する政令で定める金額は、滞納者の給料、賃金、俸給、歳費、退職年金及びこれらの性質を有する給与に係る債権の支給の基礎となった期間 1 月ごとに 10 万円（滞納者と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。）その他の親族があるときは、これらの者 1 人につき 4 万 5 千円を加算した金額）とする。

【事例 2】

名称	年代	税目	年度期	滞納額 (本税)	備考
0 氏	40 代	個人事業税	平成 22、23 年度	432,764 円	平成 24 年度 執行停止

当該事例では、財産調査の結果、次のとおり 5 金融機関 8 口座の預金等残高が発見されているが、そのうち、D 信用金庫の普通預金 17 万 407 円を差押え、滞納額に充当している。しかし、その他の預金残高（合計 4 万 2,535 円）については差押を行っておらず、差押により滞納額に充当した 17 万 407 円を控除した残額 43 万 2,764 円（本税）を滞納処分の執行停止にしている。

金融機関名	種類	残高（円）	備考
A 銀行	普通	14,963	
〃	普通	4,750	
B 銀行	普通	1,922	
C 銀行	通常貯金	8,703	
〃	普通	2,215	
D 信用金庫	普通	8,855	
〃	普通	170,407	取立済み
E 信用金庫	普通	1,127	

県によると、国税及び市税ともに執行停止の方針で一致していたこと、その他の預金は滞納額に対し僅少であること、別居の子供を扶養していたこと、事業が破綻し、サラリーローン等の借入があり、生活が困窮していたと推測される、とのことである。

なお、この事例については、その他の預金残高について差押を実施しなかった理由の記録がなく決裁されており、担当者の判断に任されている傾向が窺える。担当者により差押を実施する範囲の判断に差が生じないように、差押除外の判断理由等についても決裁文書等に記載すべきである。

11 執行停止後の再調査

(1) 概要

県では、滞納案件について、時効到来 6 カ月前及び 1 カ月前にシステムから出力される「時効到来予定一覧」に基づき、滞納処分が実施されていない案件の財産調査や所得調査を行っており、時効到来前には必ず一定の調査を実施することとなっている。

滞納処分の執行停止中の案件も当該リストに含まれているため、時効到来 6 カ月前又は 1 カ月前には再調査が実施され、その結果、財産や所得の発生等による資力の回復が判明した場合には執行停止が取り消される。

平成 25 年度の各県民局の執行停止後再調査を実施した件数及び執行停止が取り消された件数は次表のとおりである。

	備前県民局	備中県民局	美作県民局	合計
再調査件数	250 件	60 件	20 件	330 件
うち執行停止取消件数	2 件	5 件	2 件	9 件

このように、滞納処分の執行停止後、再調査した結果、資力の回復があると判断され、執行停止が取り消された案件は非常に少ない。

このことは 2 つの問題があると考えられる。

1 つは、実際は資力の回復が認められるにもかかわらず、執行停止が取り消されず、時効が到来し、不納欠損となってしまっている事案はないかという再調査の実効性の問題である（「(2) 指摘事項（再調査の実効性の問題について）」にて後述。）。

もう 1 つは、過去に十分な調査を実施した結果、執行停止となった案件であるため、その後 3 年から 5 年の間に資力が回復し、執行停止が取り消される事例は少ないであろうとの考えに基づいた再調査の方法となっていないかという、再調査の効率性の問題である（「(3) 意見（再調査の効率性の問題について）」にて後述。）。

(2) 指摘事項（再調査の実効性の問題について）

執行停止後の再調査を実施した結果、執行停止が取り消されなかった決裁文書ファイルを備前及び備中県民局でそれぞれ 1 冊ずつ閲覧したところ、備中県民局において、次のとおり、資力の回復が認められるものの、執行停止が取り消されなかったと考えられ

る案件が2件あった。

【事例1】

名称	年代	税目	課税年度	滞納額 (本税)	執行停止 時期	備考
M氏	40代	個人事業税	平成18年度	47,000円	平成22年度	平成24年度 不納欠損
			平成18年度 ～平成20年度	179,000円	平成22年度	平成25年度 不納欠損

平成22年度に合計22万6,000円（個人事業税）について滞納処分の執行停止を実施している。そのうちの一部4万7,000円については、平成24年度の時効到来の6カ月前に、「時効到来予定一覧」に基づき、再調査が実施されたが、その結果、執行停止が継続され、不納欠損となっている。そして、17万9,000円については、平成25年度の時効到来の6カ月前に、「時効到来予定一覧」に基づき、再調査が実施されたが、その結果、執行停止が継続され、不納欠損となった。それぞれの再調査の結果及び執行停止継続の理由は、次のとおりである。

【調査の結果】

	所得調査		財産調査
平成22年度 執行停止時	営業所得（平成21年分）	△744千円	銀行残高僅少
平成24年度 再調査時	営業所得（平成23年分）	4,371千円	銀行残高僅少
平成25年度 再調査時	営業所得（平成24年分）	5,277千円	銀行残高僅少

【執行停止継続理由：決裁文書より】

	滞納者の概況	執行停止継続理由
平成 22 年度 執行停止時	平成 21 年営業所得は△744 千円であり、生活は かなり苦しいと思われる。妻と子供 2 人の 4 人暮 らしであるが、詳細な生活状況は不明である。	換価可能な動産等は見あ たらなく、生活が精一杯 で担税力はないと思料さ れ、滞納処分執行停止 はやむを得ない。
平成 24 年度 再調査時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国税を取扱う税務署が平成 22 年分の営業所得 を決定し、平成 23 年分の営業所得について指導 を行い申告させた。国税については、平成 21 年 分まで執行停止している。 ・ 現在、平成 22 年所得分以降の県税は、分割納 付を履行しており、これ以上の担税力はないと思 料される。(税務署も執行停止の取り消していな い。平成 24 年 8 月聴取) 	執行停止時と状況は変わ っているが、執行停止さ れた税金については、担 税力が回復されていない と思料され、執行停止の 継続が適当と考える。
平成 25 年度 再調査時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 24 年分営業所得は 5,277 千円である。(平 成 23 年分所得：4,371 千円) ・ 税務署は執行停止した平成 21 年分までの滞納 額 1,854 千円について、その後の所得の増加に伴 い、平成 25 年 6 月に執行停止を取り消している。 今後、分割納付額を決定する予定。 ・ 市税については、260 万円の滞納額のうち約 150 万円を執行停止済みであり、執行停止取消の予定 はない。執行停止していない約 110 万円について は平成 25 年 8 月から毎月 3 万円を納付誓約し、 現年分 35 万円についても別途納付誓約してい る。 ・ 平成 22 年所得以降の県税については分納誓約 を履行している。平成 24 年所得分は滞納になっ ていないものの 12 万円弱の税金が新たに発生し 	執行停止時と状況は変わ っているが、執行停止さ れた税金については、担 税力が回復されていない と思料されるので、執行 停止の継続が適当と考 える。

	<p>ている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国税の分割納付額は確定していない状態であるが、市税の納付誓約及び県税の新たな税金の発生を勘案すると、これ以上の担税力はないと思料される。 	
--	---	--

当該事例では、再調査の結果、執行停止時より営業所得が増加していることが判明しているが、執行停止された税金については、担税力が回復されていないとの理由で、執行停止が取り消されず、不納欠損処理されていた。

市税等で納付誓約されていること、新たな県税の発生があることから担税力が回復していないとしているが、新たな税金の発生があるのであれば執行停止継続の理由になるものではないと考える。市税等では納付誓約を取り付けており、県税においても同様に納付交渉すべきであると考ええる。

さらに、平成24年度の再調査において、国税も執行停止の取消を行っていないということが、担税力がないことの判断理由の一つにされているが、平成25年度の再調査の際には、国税は執行停止を取り消していることがわかっている。そうであるにもかかわらず、県では依然として担税力はないと判断しており、この点、矛盾がある。

【事例2】

名称	年代	税目	課税年度	滞納額 (本税)	執行停止 時期	備考
Y氏	50代	個人事業税	平成17年度 ～平成18年度	159,000円	平成22年度	平成25年度 不納欠損

平成22年度に合計15万9,000円（個人事業税）について滞納処分の執行停止を実施し、平成25年度の時効到来の6カ月前に、「時効到来予定一覧」に基づき、再調査が実施されたが、その結果、執行停止が継続され、不納欠損となった。その再調査の結果及び執行停止継続の理由は、次のとおりである。

【調査の結果】

	所得調査		財産調査
平成 22 年度 執行停止時	給与収入（平成 21 年分）	2,458 千円	・銀行残高僅少 ・電話加入権を当局が差押し、換価代金を滞納額に充当
平成 25 年度 再調査時	給与収入（平成 24 年分）	3,697 千円	銀行残高僅少

【執行停止継続理由：決裁文書】

	滞納者の概況	執行停止継続理由
平成 22 年度 執行停止時	平成 20 年に電話加入権の差押をして、分納約束をしていたが、生活が苦しく納付がなかった。そのため、電話加入権を公売し、換価代金を滞納に充てたところである。電話加入権の差押中にも NTT より毎月、料金未納のため契約解除見込み通知書が届いていた。本人の給与収入（月 10～16 万円程度）があるが、家族 3 人の生計は苦しいと思料される。	滞納処分 of 執行停止はやむを得ないものと思料する。
平成 25 年度 再調査時	平成 20 年に電話加入権の差押をし、納付がなかったため、平成 22 年度に電話加入権を公売し、換価代金を滞納税額に充てた。本人の給与収入（月 30～31 万円程度）であるが、家族 3 人では生計は苦しいと思料される。	執行停止調査時より生活水準は多少向上しているが、生計はなお苦しいと思料されるため、執行停止の継続が適当と思われる。

当該事例では、平成 25 年度の再調査の結果、執行停止調査時より給与収入が増加しているが、生活水準は多少向上しているものの生計はなお苦しいと思料されるとの理由により、執行停止が取り消されず不納欠損処理されている。

しかし、本人の給与収入が国税徴収法第 76 条に定める差押禁止の金額を超えており、

執行停止調査時より生活水準は多少なりとも向上しているのであれば、執行停止を継続する理由に欠けている。

少なくとも執行停止は取り消し、滞納額の請求を実施した上で、なお納付がなければ、給与の差押による滞納処分も含め、税金の回収を図るべきであったと考える。

なお、資力の回復が認められるが、執行停止が取り消されなかった事例として挙げた前述の 2 つの事例は、いずれも、執行停止時より所得が増加しているものの、財産調査で発見された預金等の金額は僅少となっている。

よって、預金の差押による回収は図れないため、本人との納税交渉などが必須となるが、滞納整理に関する税務課の方針として、「財産調査による差押え等を行うことで早期に解決を図る。」という方針であることから、財産が発見されていない事例では、一定の所得が認められる場合でも、本人と折衝して納付誓約を取り付け、分割回収を図るという取組が積極的に実施されていないものと考えられる。

所得も財産も僅かな事例において、長時間を費やして納税交渉をすることは非効率であるかもしれないが、所得が増加し、資力の回復が認められるような場合には、財産が発見されていなくとも、国税や市税同様、納税交渉を行うことで税金の回収を図るべきであると考ええる。

(3) 意見（再調査の効率性の問題について）

過去に執行停止となった案件は、所得調査では、所得がない又は僅少であり、財産調査等では、取引金融機関が発見されなかった又は発見されても僅少であるなどの滞納者であることから、執行停止後 3 年から 5 年の間に資力の回復や財産が発見される例は少ないと考えられるものの、前表のとおり、平成 25 年度の執行停止後の再調査件数は 3 県民局合計で僅か 330 件であり、そのうち、執行停止が取り消された案件は 9 件である。

そこで、膨大な執行停止案件に対し、限られた人員で、一定の公平性も図りながら、効率的に資力回復の有無を把握し、再調査を実施することが重要になるといえる。

課税は、課税対象者に何らかの担税力が認められるために発生するものであることから、執行停止中の滞納者に新たな課税が発生した場合は、当該滞納者の資力が回復している可能性が高いといえる。よって、新たな課税の発生を如何に適時、効率的に把握す

ることができるかが重要である。

以下では、県管内で課税される県税と、市町村で課税される個人住民税に区分して意見を記載する。

ア 県管内で課税される県税の発生の把握

県では、執行停止中の債権の新たな課税の発生の有無について、担当者がそれぞれの滞納者ごとに、課税の発生時期の都度、再調査を実施することとなっているが、執行停止中の案件は多く、すべての案件に対し実施するには多大な工数がかかる。このため、実際には、新たな課税が発生し、これを滞納した場合にのみ、滞納整理の手続の過程で、執行停止中の債権も存在することを担当者が税務システムにより認識することが多い。よって、新たな課税が発生しても、それが納付されている場合には、滞納者の資力が回復している事実を徴収担当者は認識できていない場合がある。

資力の回復が最も課税に現れる個人事業税の場合、課税情報を把握している課税担当者が、近年課税がなかった者で新たな課税が発生した者の情報を徴収担当者へ伝えることで、徴収担当者が新たな課税の事実を容易に認識できる。課税担当者と徴収担当者の連携を密にすることが必要である。

イ 個人住民税の発生の把握

個人県民税は市町村民税と併せて各市町村が管理しているため、県は市町村に照会をしない限り、その発生を知ることができない。現在、県では、前述のとおり、時効到来の6カ月前又は1カ月前の再調査のときにのみ、個人市町村民・県民税の発生状況を市町村に照会しており、その資力の回復を即時に把握できていないのが現状である。

一方、国税を取り扱う税務署や市町村ではこの事実を即時に把握できる。よって、県で執行停止を取り消した事例等においても、県が再調査により所得の発生を認識し、納付交渉するときには、所得の発生を先に知り得る税務署及び市町村において既に滞納額の分納誓約の取付けや納税がなされている事例が見受けられた。その後、県においても分納誓約を取り付け、順調に納税がなされている事例もあるが、時期を逸すると本来納税できたものも納税できなくなることにともなるため、可能な限り早期に把握することが必要である。

県において、市町村と同様に滞納者の所得の発生を把握するためには、市町村が所得

の発生を知り得る時期などに、毎年、市町村に照会する必要がある。しかし、件数が膨大にあるため、例えば、毎年実施する対象は、所得が最も発生しやすいと考えられる労働の稼働年齢層に絞り込んで実施することも考えられる。また、県が現在実施しているような書面による照会は、県と市町村の双方にとって膨大な手数がかかる。

そこで、平成 29 年度から始まるマイナンバー制の導入も見据えて、市町村のデータと照合し、個人住民税発生者を特定できるような仕組みの構築を各市町村及びマイナンバー制を所管する省庁に働きかけることにより、県も市町村も作業の効率化が期待できると考える。

12 滞納整理推進機構の今後の在り方

(1) 概要

平成 18 年度の税制改正により、地方分権を進めるため、国（所得税）から地方（住民税）へ税源が移譲され、市町村が課税する個人住民税の税額が大幅に増加し、それに伴い、個人住民税の滞納額も大きく増加した。

このため、県税である個人県民税と市町村税の個人市町村民税からなる個人住民税の徴収対策は、県及び市町村にとって重要な課題となり、岡山県では、このような状況を踏まえ、県内の市町村と連携を図りながら、滞納整理を一層強力に進めるため、平成 21 年 4 月 1 日、県内全市町村とともに「岡山県滞納整理推進機構」を県庁税務課内に設置し、県内各市町村から個人住民税の徴収困難な事案等を引き継ぎ、滞納整理を推進することとした。

滞納整理推進機構の設置期間は当初平成 24 年度までとされていたが、個人住民税の徴収対策については県・市町村いずれにとっても重要な課題であり、平成 24 年 8 月に開催の副知事・副市町村長で構成する個人住民税徴収対策会議において、平成 27 年度まで延長することが県・市町村間で合意されている。

平成 26 年度に開催の機構のあり方を検討する会議において、滞納整理推進機構の平成 28 年度以降の在り方が議論されているところである。

【滞納整理推進機構の概要】

(平成 26 年 4 月 1 日現在)

1. 設置

平成 21 年度～平成 27 年度（県庁 5 階 総務部税務課内）

設置根拠：県と県内各市町村との間で締結している覚書（毎年度締結）

2. 目的

個人住民税の徴収困難事案等の滞納整理の促進

市町村職員の滞納整理に係る技術の向上

3. 組織体制

15 名（内訳 県職員 5 名、市町村職員 8 名、税務・警察連絡員（警察 0B）1 名、県税滞納調査員 1 名）

4. 所掌事務

① 個人住民税の滞納者のうち市町村が滞納整理を行うことが困難であると認める者

を市町村から引継ぎを受けて、財産調査、搜索、差押え及び公売を行う。

- ② 派遣職員は、自団体の事案の滞納整理を担当するとともに、能力向上につながる
と認められる場合は、他団体の事案の滞納整理を行う。

5. 引継ぎ等

地方税法の規定に基づいて市町村から県へ徴収の引継ぎ又は嘱託を行っている。

① 税目

個人住民税……………徴収の引継ぎ（地方税法第 48 条）

個人住民税以外…徴収の嘱託（地方税法第 20 条の 4）

② 件数

職員派遣団体	職員派遣のない団体
50～80 件を目安 (一律の上限は設けない) (事案が完結した場合は、新たな事案の引 継ぎを受ける。)	10 件を限度 (事案が完結しても、新たな事案の引継ぎ は受けない。)

③ 期間

毎年度、8 月 1 日から 7 月 31 日まで

平成 25 年度に職員を派遣したのは 7 市町（岡山市、備前市、赤磐市、和気町、倉敷市、井原市、真庭市）であり、職員派遣はないものの事案を引き継いだのは 14 市町村（瀬戸内市、笠岡市、総社市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町、津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町、西栗倉村、美咲町）である。

6. 経費負担

- ① 事案 1 件当たりの単価を 6 千円とし、単価に引継案件数を乗じて求めた金額を当
該年度に県へ納入する。

※単価については、平成 23 年度において滞納整理に要した実費及び共通経費（滞
納整理推進機構専用車リース料、コピー代、電話代等）をもとに算出している。

- ② 特殊な経費（訴訟費用、徴収できなかった滞納処分費）については、発生の際
に支払時期を協議する。

平成 26 年度は、市町村から職員を派遣する団体は、新たに早島町を加え 8 団体となり、その体制が強化された。今後とも県・市町村との円滑な連携により、迅速・厳正な滞納処分を一層徹底し、個人住民税の滞納の縮減を図ることとしている。

滞納整理推進機構の活動実績は、次のとおりである。

【引継事案】

年度	事案数	滞納税額 (a)	うち個人住民税 (b)
21 年度	185 人 (法人)	642,699 千円	189,298 千円
22 年度	244 人 (法人)	440,311 千円	216,961 千円
23 年度	311 人 (法人)	319,536 千円	187,191 千円
24 年度	389 人 (法人)	344,530 千円	261,879 千円
25 年度	630 人 (法人)	567,552 千円	472,827 千円

【引継事案】

年度	差押件数	差押で確保した滞納税額	
		滞納税額	うち個人住民税
21 年度	604 件	629,366 千円	183,732 千円
22 年度	594 件	381,508 千円	183,636 千円
23 年度	690 件	256,946 千円	148,384 千円
24 年度	634 件	234,413 千円	171,137 千円
25 年度	1,101 件	499,435 千円	429,526 千円

【本税徴収額】

(徴収率は小数点以下切り捨て)

年度	徴収税額 (c)	うち個人住民税 (d)	徴収率 (全体) (c/a)	徴収率 (住民税) (d/b)
21 年度	59,039 千円	32,628 千円	9%	17%
22 年度	95,188 千円	50,962 千円	21%	23%
23 年度	173,831 千円	114,647 千円	54%	61%
24 年度	165,982 千円	115,592 千円	48%	44%
25 年度	324,287 千円	264,182 千円	57%	55%

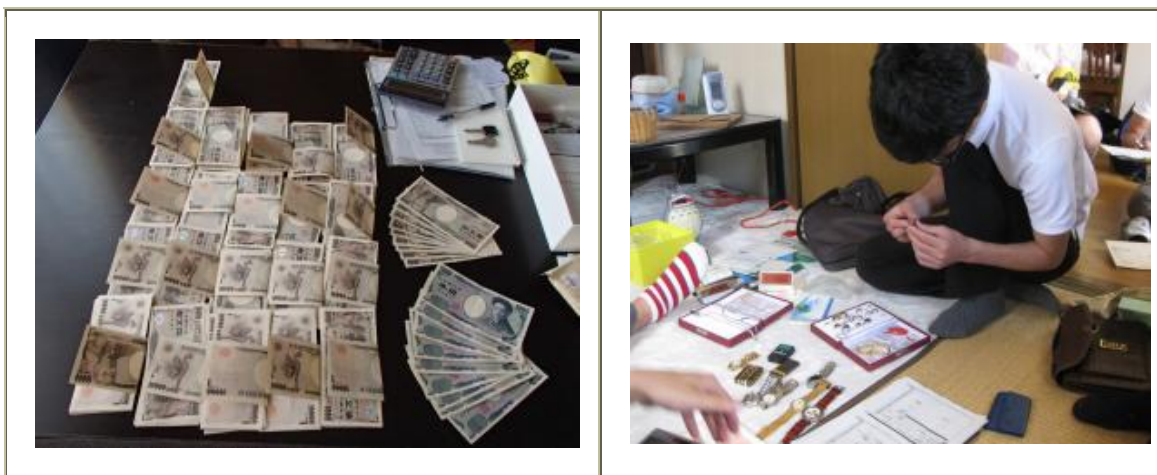
【効果額】

(単位：年度、数、千円)

年 度	本税徴収 額(e)	延滞金徴収 額(f)	督促手数料 徴収額(g)	現金徴収額 (h=e+f+g)	完納事案数	アナウンス 効果(i)	総効果額 (h+i)
21	59,039	32,163	113	91,316	49	32,783	124,099
22	95,188	36,351	173	131,712	80	38,991	170,703
23	173,831	38,127	304	212,262	162	35,828	248,090
24	165,982	61,917	383	228,282	220	90,843	319,125
25	324,287	125,484	555	450,326	355	307,260	757,586

平成 25 年度に本税徴収額が大幅に増加しているのは、平成 24 年度から引継ぎを受けようになった倉敷市の影響も大きいですが、それを除いても滞納整理推進機構の活動は効果が出ているといえる。アナウンス効果とは、徴収の主体が市町村から県に移行する旨を市町村が納税者に予告する通知書を送付することにより納税又は納付誓約した金額を集計したものであり、県として徴収行為を実施しなくても自主納付されたものである。納税者は徴収が県に移行することにより、より徹底した徴収が行われると想像し納税してきたものと推測される。

滞納整理推進機構の活動の様子は岡山県のホームページでも取り上げており、次のような写真が掲載されている。





(出典：岡山県ホームページ)

(2) 意見

個人県民税の収入率は、平成 25 年度で 93.1%と他の税目と比較すると低いものの、個人県民税の徴収は、原則として個人市町村民税とともに市町村が行うこととされており、県が直接的に関与できる場合は限定され、基本的には市町村の徴収業務とされている。しかし、県は、その個人県民税の徴収率を上げる必要があることから、その施策として市町村から県への職員派遣を受け入れて滞納整理推進機構として共同徴収組織を立ち上げ、県内市町村と連携を強化し、市町村における困難事案に対して県組織である滞納整理推進機構が直接徴収することとしたものである。

一般的には、市町村には次のような固有の事情があることが多く、徴収困難事案に対して適切に対応することが難しいこともあるため、県が直接徴収することは効果的な面がある。

市町村は、その市町村の規模に応じて絶対数としての人員が少なくなるため、税務の専門知識を保有する人員が少なくなるうえに、税務に特化した教育も難しくなるという問題がある。また、市町村は、納税者との距離が県に比べて近いことが問題として挙げられる。市町村の規模が小さくなれば、税務課の職員が、納税者と顔見知りである場合や、市町村内で遭遇するのではないかと、人事異動で福祉や用地担当部局など違った立場になった場合に次の立場での仕事がやりにくくなるのではないかと、といった心理的な圧力がある場合に、厳しい滞納処分を躊躇するといったことがあり得ると考えられる。

このような事情もあり、市町村における徴収困難事案について、救済の手段があることは望ましいと考える。

滞納整理推進機構は現時点で非常に効果的であり、成果もあげている。現時点において、平成27年度までの設置期間が設定されているが、市町村には徴収困難事案が残っており、かつ、まだ県に引継ぎや職員派遣を行っていない市町村もあるため、効果が継続する蓋然性は非常に高く、現在の設置期間で終了するのではなく、当面は継続すべきである。

しかし、滞納整理推進機構は常設すべきとの意見もあるものの、滞納整理推進機構は、いずれは終了させるべきものであり、その時期について検討が必要である。

今の滞納整理推進機構が効果をあげているのは市町村から引き継がれる過去からの困難事案が多くあるからであり、それらを解消すれば、いずれは徴収すべき案件が減っていくこととなる。しかしながら、案件の減少は、市町村で発生しうる徴収困難事案について根本的に解決したのではなく、機構がなくなれば、いずれは同じ状況になり、ひいては県税の徴収率も下がり、同様の組織の立ち上げが必要になると想定される。

したがって、事案の減少を理由として終わらせるべきではなく、市町村が自律的に困難事案を解決していく体制が整っているかを見定め、その体制が整ったのを見極めたうえで滞納整理推進機構を終わらせるべきである。

市町村が連携して困難事案を解決していく体制として、岡山市、倉敷市、井原市及び津山市を除く市町村が組成した「岡山県市町村税整理組合」(注)がある。当該組合が現在よりも有効に困難事案の引受・徴収を行い、また、市町村の職員の教育を担うといった、滞納整理推進機構のような機能を担っていくことも考えられる。

また、終了基準を明確にするだけでなく、それらの体制を整備するために県ができることがあれば、積極的に支援していくべきである。なぜなら、それは県としての個人住民税の徴収率を上げる(もしくは現状を維持する)ことに繋がると考えられるためである。

(注) 岡山県市町村税整理組合

この組合は、地方税法(昭和25年法律第226号)第5条に定める市町村税、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の3の規定に基づく徴収金、土地改良法(昭和24年法律第195号)第39条第3項の規定に基づく徴収金及び農業災害補償法(昭和22年法律第185号)第87条の2の規定に基づく徴収金、並びにその延滞金、延滞加算金、督促手数料、不申告加算金、過少申告加算金、重加算金及び滞納処分費(以下「市町村税等」という。)の滞納整理に関して、次の事務を共同処理する。

- 1 市町村税等の納付の啓蒙を行うこと。
- 2 市町村税等で督促状に定める期限内に完納されなかった場合に当該市町村長の通知に基づき、国税徴収法(昭和34年法律第147号)の規定による滞納処分の例により処分すること。
- 3 滞納処分にかかる市町村税等(滞納処分費を除く。)を当該市町村に還付すること。

13 事業税の医療機関への調査方法

(1) 概要

医療法人等の事業税の所得の算定においては、地方税法の定めにより、社会保険診療報酬等に係る所得を課税除外するという特例があり、自由診療事業に係る収入が課税の対象となる。

法人	医療法人又は医療施設（政令で定めるものを除く。）に係る事業を行う農業協同組合連合会（特定農業協同組合連合会を除く。）が社会保険診療につき支払を受けた金額は、益金の額又は個別帰属益金額に算入せず、また、当該社会保険診療に係る経費は、損金の額又は個別帰属損金額に算入しない（地方税法第72条の23第1項ただし書）。
個人	次に掲げる事業を行う個人が社会保険診療につき支払を受けた金額は、総収入金額に算入せず、また、当該社会保険診療に係る経費は、必要な経費に算入しない（地方税法第72条の49の12第1項ただし書）。 ア 医業 イ 歯科医業 ウ 薬剤師業 エ あん摩、マツサージ又は指圧、はり、きゆう、柔道整復その他の医業に類する事業（両眼の視力を喪失した者その他これに類する政令で定める視力障害のある者が行うものを除く。）

非課税社会保険診療所得のある法人数及び個人事業者数と社会保険診療に係る所得金額は、次のとおりである。

【法人】

（法人数：法人、所得金額：千円）

		備前県民局	備中県民局	美作県民局	合計
医療法人	法人数	479	328	83	890
	社会保険診療に係る所得金額	5,715,120	1,871,279	766,972	8,353,372
その他法人	法人数	5	2	5	12
	社会保険診療に係る所得金額	436,397	893,590	30,082	1,360,069

合計	法人数	484	330	88	902
	社会保険診療に係る 所得金額	6,151,518	2,764,869	797,054	9,713,442

(出典：非課税社会保険診療所得のある法人調)

【個人事業者】

(人員数：人、所得金額：千円)

		備前県民局	備中県民局	美作県民局	合計
医業	人員数	243	148	54	445
	社会保険診療に係る 所得金額	4,140,522	3,319,104	1,208,127	8,667,753
歯科医業	人員数	342	234	68	644
	社会保険診療に係る 所得金額	3,371,019	2,641,668	876,295	6,888,982
薬剤師業	人員数	19	8	1	28
	社会保険診療に係る 所得金額	183,166	50,967	2,161	236,294
あん摩等 の事業	人員数	66	51	15	132
	社会保険診療に係る 所得金額	264,326	251,965	56,464	572,755
合計	人員数	670	441	138	1,249
	社会保険診療に係る 所得金額	7,959,033	6,263,704	2,143,047	16,365,784

(出典：非課税社会保険診療所得のある個人事業者)

県は、事業税の課税に当たり、医療機関等から提出された資料等について、次のように確認等を行っているが、書面審査によるものであり、医療機関への現地調査は実施されていない。

【法人】

申告時に「医療法人等の所得金額計算書（本表）」（県が定めた様式）と財務諸表、法人税別表4等の提出を受け、社会保険診療に係る収入、自由診療事業に係る収入は、損益計算書で確認し、それでは把握することができない雑収入・雑益等の内容は、法人税の勘定科目内訳表等から確認を行っている。

【個人】

確定申告書の「非課税所得など」欄による金額の確認や、社会保険調査票により本人又は関与税理士に対して照会調査を行っている。

また、回答のない場合や不明確な点がある場合には電話照会等を行っている。

(2) 意見

前述のとおり、社会保険診療に係る収入は、事業税が非課税となるため、医療機関で発生した収入を社会保険診療に係る収入と自由診療事業に係る収入に区分する必要がある。その際に医療機関が作成する書類上、自由診療事業に係る収入を非課税である社会保険診療に係る収入に計上して申告した場合には、課税漏れとなる可能性があると考えられる。

これらの検証を行うためには、現地に保管されている帳簿や領収書等の証憑類の確認や、社会診療報酬支払基金へのレセプトの照会、また、国民健康保険団体連合会への診療報酬請求書等の確認により調査を実施し、課税漏れを防ぐ必要がある。

14 産業廃棄物処理税及びゴルフ場利用税の調査方法の在り方

(1) 産業廃棄物処理税の調査について

ア 概要

平成 25 年度の産業廃棄物処理税の調査は、34 箇所中 7 箇所を調査の対象としている。調査結果は、更正件数が 2 件あったが、同一相手先で増額と減額の内容であったため、更正税額はなしという結果であった。

なお、直近 3 年の調査の状況は、次のとおりである。

	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
調査対象数	6 箇所	5 箇所	7 箇所
更正件数	1 件	1 件	2 件
更正税額	△2, 297, 940 円	319, 690 円	更正税額なし

現地調査の対象は、各県民局の意見及び調査人員等を勘案して選定しており、平成 26 年度は 11 箇所の計画である。

産業廃棄物処理税事務処理要領では、調査の対象について、適正な申告が行われるよう、特別徴収義務者又は納税者の指導を兼ねて 2 年に 1 回程度、最終処分場を訪問し、定期調査を行うことになっているが、施設によっては、処理量が少ない施設もあり、何年も調査の対象となっていないところが散見される。

イ 指摘事項

前述のとおり、産業廃棄物処理税の調査については、事務処理要領に定める 2 年に 1 回程度の調査が行われておらず、要領に即した調査が行われていないため、改善が必要である。

処理量が少なく、現地調査の対象となっていない施設についても、適正な申告が行われるよう、県の適切な対応が必要であるため、現地調査とは別の方法、例えば、簡易な書面調査で代替するなどして、納税者に対する牽制機能を発揮すべきである。また、要領に規定されている 2 年に 1 回程度の調査が困難である実態を踏まえると、費用対効果を十分に検討した上で、要領自体の変更も検討すべきであると考えている。

産業廃棄物処理税事務処理要領の制定について

六 指導及び調査

2 調査

(1) 調査の対象

適正な申告が行われるよう、特徴者又は納税者の指導を兼ねて2年に1回程度、最終処分場を訪問し、定期調査を行う。

なお、各県民局地域政策部環境課に報告された埋立実績等を比較して申告数量が少ないと認められる業者については、必要に応じ、重点的に調査を実施すること。

(2) 調査の方法

調査の前にはあらかじめ連絡を取り、訪問日時や準備書類等について調整する。

調査対象が最終処分業者の場合は、免税軽油使用者であることが多いので、免税軽油の使用状況、機械等の調査も同時に行うことが望ましい。

書類調査は、四、2、(1)による保存すべき書類及び帳簿による。

調査時において提示された書類を借用する必要がある場合は、産業廃棄物処理税に関する書類の借用書を交付して借用することとし、返却されたときは、産業廃棄物処理税に関する書類の受領書に受領印を押印させる。

(3) 調査後の処理

調査後、最終処分場等調査書に証拠書類等を添付して決裁を受け、速やかに更正・決定処理を行う。

また、登録・届出内容に変更のある場合は、変更届の提出を指導する。

(2) ゴルフ場利用税の調査について

ア 概要

平成25年度のゴルフ場利用税の調査は、51施設中8施設を調査の対象としている。調査結果は、5件において指摘があり、更正税額は18万4,700円であった。

なお、直近3年の調査の状況は、次のとおりである。

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
調査対象数	7施設	9施設	8施設
更正件数	1件	8件	5件
更正税額	12,350円	3,236,350円	184,700円

現地調査の対象は、各県民局の意見及び前回調査から経過した期間等を勘案して選定しており、平成 26 年度は 14 施設の計画である。

イ 意見

「ゴルフ場利用税事務処理要領について」では、利用料金、利用の状況、諸帳簿の整備状況等を十分把握し、最も効果的な調査を行うこととなっている。要領に違反するものではないが、調査での労力と時間に比して指摘数が少なくなっており、費用対効果の点で、有効かつ効率的な調査であるとは言い難いものとする。調査を実施することにより、一定の牽制効果が出ていることは認めるが、牽制効果をより発揮するには、1 法人当たりの調査内容の見直しや書面調査の導入などをして、従来方式の調査に加え、簡易な調査も導入することにより調査の対象法人を増加させ、県の牽制機能をより発揮すべきである。

ゴルフ場利用税事務処理要領について

2 調査

利用料金、利用の状況、諸帳簿の整備状況等を十分把握し、最も効果的な調査を行う。

(1) 課税標準等の調査

ゴルフ場の調査は次により行う。

- 1) 現在の利用料金に対する適用税率は適正か。
- 2) 利用人員は、日計表と受付簿、伝票、スタート組合せ表等とが合致しているか。
- 3) 課税対象とならない利用行為の内容は適正か。
- 4) 非課税措置、課税の特例の適用は適正か。

(2) ゴルフ場実態調査

毎年 3 月末現在におけるゴルフ場の実態をゴルフ場等実態調査書により調査する。

なお、4 月 1 日現在の状況に変更がある場合には、その状況についても併せて調査するものとする。

15 目的税に係る職員費の算定方法

(1) 概要

県が目的税として徴収している税目は、次の2つである。

ア 狩猟税

イ 産業廃棄物処理税

また、法的な区分は普通税であるが、税収を財源とした使途があらかじめ定められている税目として、

ウ おかやま森づくり県民税

が挙げられる。

これらのうち、産業廃棄物処理税とおかやま森づくり県民税は、それぞれ「岡山県環境保全・循環型社会形成推進基金」、「おかやま森づくり県民基金」という形で基金化されており、税収額をいったん基金に積み立て、各税目の目的に沿った事業実施のための支出に充てられている。一方で、狩猟税は、基金化されずに単年度の税収額が当該年度に全額支出されている。

以上の内容を踏まえ、それぞれの目的税等の税収額、支出額、基金残高の推移を示すと、次のとおりとなる。

ア 狩猟税

(ア) 税収額の推移

(単位:千円)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
税収額	51,120	48,051	47,581	44,855	42,946

(イ) 支出額の推移

(単位:千円)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
職員費	20,315	15,440	13,363	9,698	8,780
事業費	30,805	32,611	34,218	35,156	34,165
鳥獣審議会費	87	290	1,168	334	118
鳥獣保護員関係費	9,189	10,813	10,910	11,883	11,921
鳥獣保護区等設定費	623	624	1,851	804	898

放鳥獣費	13,204	13,204	12,709	12,709	11,609
普及宣伝費	385	360	229	249	440
鳥獣生息調査費	605	604	636	636	636
その他（注）	6,709	6,711	6,711	8,538	8,540
合計	51,120	48,051	47,581	44,855	42,946

（注）その他の内容は、「鳥獣保護センター委託費」である。

狩猟税を財源とした各年度の支出額合計は、当該年度の税収額と同額である。

支出額の内訳をみると、事業実施に直接要した費用（事業費）と、当該事業に従事した県職員の人件費相当額である職員費とに大きく区分できる。狩猟税に係る職員費は、当該年度の税収額から事業費を差し引いた差額により算定されている。

職員費	=	当該年度の税収額	－	当該年度の事業費（差額により算出）
-----	---	----------	---	-------------------

イ 産業廃棄物処理税

（ア） 税収額の推移

（単位：千円）

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
税収額	420,295	451,013	480,378	448,461	410,918

（イ） 基金残高の推移（岡山県環境保全・循環型社会形成推進基金）

（単位：千円）

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
積立額	281,388	331,025	330,826	287,116	294,043	
取崩額	事業充当額	419,546	402,138	280,840	303,597	266,266
	人件費充当額	—	24,000	24,000	24,000	24,000
	合計	419,546	426,138	304,840	327,597	290,266
増減	△138,158	△95,113	25,986	△40,481	3,777	
基金残高	761,578	666,465	692,451	651,970	655,747	

（注）積立額＝税収額－市町村交付額－徴税费＋運用益＋事業繰越額 等

「岡山県環境保全・循環型社会形成推進基金」の残高推移をみると、平成 22 年度より

基金取崩額の中に「人件費充当額」が含まれているが、これは平成 22 年度の行財政改革の一環として法定外税の充当事業を拡大したことに伴い、基金から充当する項目に職員費を含める取扱いに変更し、新たに計上しているものである。当時の平均的な給与（共済費を含む）の額として、1 人当たり 800 万円とし、産業廃棄物処理税充当事業に従事する県職員 3 名分を積算し、年間 2,400 万円を毎年度充当することとしている。

職員費 = 1 人当たり 800 万円 × 3 名分 = 2,400 万円 (定額)
--

ウ おかやま森づくり県民税

(ア) 税収額の推移

(単位：千円)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
税収額	562,222	553,614	556,848	558,587	563,585

(イ) 基金残高の推移 (おかやま森づくり県民基金)

(単位：千円)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	
積立額	561,769	585,678	560,756	557,342	560,302	
取崩額	事業充当額	520,793	490,834	552,310	592,450	637,577
	人件費充当額	—	—	—	16,000	16,000
	合計	520,793	490,834	552,310	608,450	653,577
増減	40,976	94,844	8,446	△51,108	△93,275	
基金残高	187,380	282,224	290,670	239,562	146,287	

(注) 積立額 = 当該年度税収見込額 + (前年度税収実績額 - 前年度税収見込額) + 運用益

「おかやま森づくり県民基金」では、平成 24 年度より、人件費充当額として年間 1,600 万円を基金から充当することとしている。その積算については、産業廃棄物処理税と同様、1 人当たり 800 万円とし、おかやま森づくり県民税充当事業に従事する県職員 2 名分を乗じた金額となっている。

職員費 = 1 人当たり 800 万円 × 2 名分 = 1,600 万円 (定額)
--

(2) 意見

狩猟税に係る支出額の内訳のうち、職員費に充当される額は、税収額と事業費との差額により算出されたものであり、他の税目のような積算により算出したものとはなっていない。

ここで、狩猟税に係る支出額の推移を再掲する。

【支出額の推移】

(単位：千円)

区分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
職員費 (①)	20,315	15,440	13,363	9,698	8,780
事業費 (②)	30,805	32,611	34,218	35,156	34,165
合計 (①+②)	51,120	48,051	47,581	44,855	42,946

前表の推移からも分かるように、平成 21 年度の職員費は 2,031 万 5 千円であるが、平成 25 年度には 878 万円となっており、事業費は概ね横ばいである一方で、税収額は毎年減少傾向にあるため、差額により算出される職員費は毎年減少して計算される結果となっている。

このように、本来、当該事業に従事する人件費相当額であるはずの職員費であるが、狩猟税に係る職員費は、単に税収額と事業費との差額で算出しており、意味を持つ金額とはなっていない。これは目的税の用途として説明するために十分な内容とは言えない。

目的税たる狩猟税を財源とした支出額として、職員費に充当するのであれば、1 人当たりの標準的な人件費の額に事業に従事している人員数を乗じる等、実態に合わせ、合理的な積算に基づいた金額を用いるべきと考える。

また、狩猟税に限らず、産業廃棄物処理税とおかやま森づくり県民税についても、現在の職員費の積算が実態に照らして妥当な水準であるのかどうか、税収額や基金残高の推移、事業充当額と人件費充当額の割合等を勘案して、定期的に見直しを行うことが望ましい。

16 産業廃棄物処理税報償金の在り方

(1) 概要

産業廃棄物処理税は、最終処分場へ搬入される産業廃棄物に対し課される税金であり、平成 15 年 4 月 1 日に導入された法定外目的税である。県においても平成 15 年 4 月 1 日より導入し、1 トン当たり 1,000 円の課税をしており、徴収方法は、産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者から最終処分業者が特別徴収して県に申告納入する特別徴収方式を採用している。

また、県では、産業廃棄物処理税の特別徴収義務者（最終処分場）の適正な特別徴収義務の履行に伴う負担を軽減し、納税協力に対して報償する目的で、特別徴収義務者に対し、一定割合の報償金を交付している。その割合については、特別徴収義務者にとっては、軽油引取税の特別徴収義務者と同程度の事務負担が発生すると見込まれるとして、収入見込額の 2.5% とした。産業廃棄物処理税を導入し、特別徴収方式を採用している他都道府県においても同様に特別徴収義務者へ同程度の率の報償金が支払われている。

なお、平成 25 年度の交付率は 3% 削減した 2.425% となっている。

直近の交付状況の推移は、次のとおりである。

	H20 年度	H21 年度	H22 年度	H23 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度 予算
交付対象	納期限内納付額及び徴収猶予期間内納付額						
交付率	2.5% (H15～)	2.425% (3%削減)	2.375% (5%削減)	2.325% (7%削減)	2.325% (7%削減)	2.425% (3%削減)	2.425% (3%削減)
交付額	15,838 千円	10,454 千円	10,213 千円	10,548 千円	9,987 千円	9,784 千円	10,210 千円

(2) 意見

前述のとおり、県は、特別徴収義務者に対し、特別徴収義務の履行に伴う負担を軽減し、納税協力に対して報償する目的で報償金を交付している。

しかし、地方税法総則研究会（編）『逐条問答 地方税法総則入門』（株式会社ぎょうせい、1994年）によると、特別徴収義務者の税金徴収費用は特別徴収義務者の社会的、経済的地位に基づく反射的な義務として受忍すべきものであり、一般的な特別徴収義務者と異なる特別の事情がある特別地方消費税や軽油引取税の特別徴収義務者を除き、原則として徴収取扱費は交付すべきではないとしている。

そこで、産業廃棄物処理税の特別徴収事務について、特別地方消費税や軽油引取税の特別徴収事務と同様に特別の事情があるか否かを考察すると、特別消費税の特別徴収事務のような免税点適用の判断は不要であり、また、軽油引取税の特別徴収事務のような免税証の受取義務もない。慣行として商取引が売掛金となる場合も多いが、その売掛金の回収条件は、県の産業廃棄物処理税の申告納入期限の月末締め翌月末納入と同じ、月末締め月末払いの条件であるところが多くみられることから、申告納入よりも代金回収時期が遅延する場合は少ないと考えられるため、商取引が売掛金となることを特段考慮する必要性は乏しいといえる。

よって、産業廃棄物処理税の特別徴収事務については、特別地方消費税や軽油引取税のように一般的な特別徴収事務と異なる特別の事情は認められないと考える。

現在は、県も交付率を3%削減しているが、県の財政はさらに厳しくなることが予想されることを考慮すると、特別徴収義務者に理解を求め、報償金の廃止も視野にその在り方を検討すべきである。

なお、産業廃棄物処理税の導入当初は、特別徴収義務者の理解と協力を求める必要性があったことも否定できないが、導入から10年以上が経過している。また、現在の産業廃棄物処分場の許可年月を見ると、産業廃棄物処理税の導入後に許可を受けている処分場もいくつかある。一度に報償金すべてを廃止することが困難であれば、今後、許可申請する最終処分場については報償金の交付はしないこととするなどにより、廃止に向けて進めていくことも一案と考える。

<『逐条問答 地方税法総則入門』より>

(問) 課税団体の代わりに特別徴収義務者に税を徴収させるのは、特別徴収義務者にのみ重い責任を負わすもので、憲法違反ではないか。

(答) この点については、遊興飲食税(現在の特別地方消費税)特別徴収違憲訴訟事件に関する最高裁大法廷昭和37年2月21日判決がある。同判決によれば、

「そのような措置を採らなければ、遊興飲食税は徴収の実を挙げることを得ないのであるのみならず、他面、徴税のための煩雑な手続、多くの費用、起り易い紛争を避けることができ、公共の福祉のためになることであるから、真にやむを得ないといわなければならない。」(略)と述べて、特別徴収制度を合憲としている。

したがって、特別徴収義務者が税金を徴収する費用についても、特別徴収義務者の社会的、経

済的地位に伴う反射的な義務として受忍すべきものであり、原則として徴収取扱費用は交付すべきではない。ただし、特別地方消費税については個々具体的に利用者の免税点適用の有無を判断した上でその税金を徴収しなければならないこと、売上に占める売掛金が高いこと及び帳簿書類の保存義務が課されていること、軽油引取税については免税証の受取義務があること、石油業界の慣行として商取引が売掛金の場合があり、申告納入よりも代金回収時期が遅延すること等特別地方消費税及び軽油引取税の特別徴収事務については、一般的な特別徴収義務者と異なる特別の事情があることから、通常必要とされる事務経費の一部を補助するという趣旨で、納入金の一定割合を交付金として特別徴収義務者に交付することは適法であるとされている。一定割合については、特別地方消費税については、2.2%を目途として（略）、軽油引取税については、2.5%を目途として（略）定めることが適当であるとされている。

17 産業廃棄物処理税の使途の優先順位

(1) 概要

産業廃棄物処理税は、法定外目的税として徴収され、それらは産業廃棄物の発生抑制、再生利用、減量化等を目的として使用される。産業廃棄物処理税は次の 3 つを柱に、この優先順位のもとで施策を推進するための事業に充てられる。

- 1 産業廃棄物に係る 3R の促進のための技術導入や施設設備などの「産業活動の支援」
 - 2 産業廃棄物に係る不法投棄の防止など公平性・社会正義を実現するための「適正処理の推進」
 - 3 事業者の事業活動に大きな影響を与える県民のライフスタイル(日常的な生活様式・行動様式)を変革し、3R の推進に向けた県民の実践的な取組等を誘導するための「意識の改革」
- ※3R とは、Reduce (リデュース) : 発生抑制、Reuse (リユース) : 再使用、Recycle (リサイクル) : 再資源化である。

平成 25 年度における具体的な事業及び当初予算額は、次のとおりである。

【平成 25 年度「岡山県産業廃棄物処理税」(当初予算)】

(単位：千円)

産業活動の支援	環境にやさしい企業づくり事業	3,717
	循環型産業クラスター形成促進事業	48,559
	グリーンバイオ・プロジェクト推進事業	25,761
	工業技術センター研究開発費	8,400
	畜産ふん尿からのリン除去・回収技術の開発	2,000
	合計	88,437
適正処理の推進	おかやま発！環境技術のアジア貢献事業	2,198
	産業廃棄物処理施設等建設促進事業	26,268
	産業廃棄物監視強化対策事業	109,021
	アスベスト対策指導啓発推進事業	3,150
	環境保健センター調査研究費等	24,414
	環境保全型畜産確立対策推進事業	2,387
	浜と取り組む海上ゴミ等対策事業	1,600
	海底ごみ適正処理体制効率事業フォローアップ事業	2,000
合計	171,038	

意識 の 改 革	環境学習推進事業、地球環境保全推進事業	35,712
	児島湖再生事業	7,770
	循環型社会形成推進事業	29,761
	里海保全活動支援事業（海面アダプト事業）	142
	スーパーエンバイロメントハイスクール研究開発事業	3,569
	合計	76,954
総計		336,429

(2) 意見

県の主張どおり、「産業活動の支援」、「適正処理の推進」、「意識の改革」の優先順位で、その目的を果たしていくべきと考える。しかし、前述の具体的な使途を見ると、「産業活動の支援」、「適正処理の推進」、「意識の改革」が、ほぼ、1:2:1の金額比で使用されており、そのような優先順位が守られているとは考えにくい。

県によると金額の多寡ではないとのことであるが、金額に依るところも大きいと考えられる。

前述の事業の一つ一つは社会的に意義のあることを実施しており、それら自体を否定することは難しいが、産業廃棄物処理税は目的税であり、その徴収目的に沿った優先順位を堅守することが求められる。

これらの事業は、既に環境文化部、産業労働部、農林水産部、教育庁の複数の部署に分けられて遂行されているため、事業ごとの見直しはできたとしても抜本的に見直すことは容易ではないと考えられる。そのため、更に高い観点からの予算の優先順位の検討や再配分が必要である。

隣県の広島県では、産業廃棄物埋立税を活用した廃棄物対策事業として、次のような配分となっている。制度等が異なる部分もあり、完全な比較は難しいが、県が目指すべき優先順位が守られており、その事業内容などを参考にすべきである。

(単位：千円)

3R の推進	594,275 千円
廃棄物の適正処理	361,994 千円
啓蒙活動	23,693 千円
その他の循環型社会の形成	29,794 千円
総額	1,009,756 千円
	(うち基金充当 1,000,561 千円 一般財源当等 9,195 千円)

(出典：広島県ホームページより該当箇所を抜粋)

また、「産業廃棄物処理税使途事業に係る充当方針」の中で、3Rのうち最も優先順位の高い発生抑制は、必ずしも十分進んでいるとは言えない状況であるとのことであり、こちらについても、予算配分を増やすなどの工夫を加えながら、継続的な努力が必要であると考えている。

18 公会計を通じた債権分類と徴収業務への活用

(1) 概要

岡山県では、県民へのわかりやすい財政状況の開示等の観点や、財政状況をより総合的かつ長期的に把握するために、企業会計の手法を導入した公会計制度について、平成21年度から、国が示したモデルのうち「総務省方式改訂モデル」を採用して、普通会計ベース及び連結ベースで財務書類を作成している。

新公会計制度の意義は次のとおりで、税未収金に関しては、回収不能見込額（いわゆる貸倒引当金）が計上されており、また、県財政全体において未収金がどれぐらいの残高を示しているか把握することができる。

項目	説明
現金主義による会計処理の補完	貸借対照表における「回収不能見込額」、「退職手当等引当金」など、現金主義では見えにくいコストを明示することにより、資産・負債をより正確に把握することができる。 将来の住民負担に対する意識を高めることができる。
公社・第三セクター等との連結による、県財政全体の把握	会計処理方式の異なる団体間で、統一したモデルによる財務諸表を整備することにより、県財政全体の財政状況を見ることができる。
コスト分析と政策評価への活用	行政コスト計算書を作成することで、県行政の運営にかかるコストを多角的に分析することができる。

平成24年度の連結財務書類における貸借対照表及び税未収金の概要は、次のとおりである。

流動資産1,244億円に未収金が44億円含まれており、そのうち平成24年度の税未収金が17億円となっている。また、投資等9,670億円に長期延滞債権が63億円含まれており、そのうち平成23年以前の税未収金が39億円となっている。

また、税未収金については、将来の不納欠損による損失に備えて回収不能見込額（資産のマイナス項目）を計上しており、流動資産の税未収金17億円に対しては4億円、長期延滞債権の税未収金39億円に対しては10億円計上している。

結果として、税未収金の評価額は、流動資産の税未収金は13億円(=17億円-4億円)、長期延滞債権は29億円(=39億円-10億円)となっている。

【連結貸借対照表】

(単位：億円、△は減少)

区分	H23	H24	増減	区分	H23	H24	増減
資産の部				負債の部			
公共資産	32,681	32,221	△460	固定負債	16,157	16,342	185
投資等	9,440	9,670	230	流動負債	1,343	1,344	1
(うち、長期延滞債権)	(67)	(63)	(△4)	負債合計	17,500	17,686	186
流動資産	1,148	1,244	96	純資産の部			
(うち、未収金)	(46)	(44)	(△2)	純資産合計	25,770	25,450	△320
資産合計	43,269	43,136	△133	負債及び純資産合計	43,269	43,136	△133

一般会計の決算書においては、現金主義に基づき税金は入金されたものを収入として処理されており、入金されるまでは決算書の収入とならない。新公会計制度においては、当該年度に調定された税金は純資産の増加として計上され、年度末時点で未収となっているものは、貸借対照表に未収金として表示されている。さらに未収金のうち、将来回収できる見込みのない額を過去の実績に基づき算出し、回収不能見込額として貸借対照表上に計上している。

平成24年度においては、現年度の未収金17億円と過年度の未収金39億円を合わせた56億円の未収金を貸借対照表に計上するとともに、将来の不納欠損による損失に備えた回収不能見込額を資産のマイナス項目として14億円計上している。なお、回収不能見込額は、過去5年間の不納欠損率25.6%(次表参照)に基づき算出している。

(単位：千円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
不納欠損額(A)	586,733	560,624	708,493	726,633	536,484
滞納繰越収入額(B)	1,777,619	1,953,693	2,018,556	1,732,210	1,588,324
A+B(C)	2,364,352	2,514,317	2,727,049	2,458,843	2,124,808
A/C	24.8%	22.3%	26.0%	29.6%	25.2%
5年平均	25.6%				

これは、未収金として残った債権の約 4 分の 1 が回収不能となる可能性があることを示しており、逆にいえば、調定した年度で税金を徴収することがいかに重要であるかということを示しているといえる。

(2) 意見

今後は、公会計を所管している財政課と債権管理をしている税務課が一体となって、公会計における債権の回収可能見込額をよりの確に把握検討することによって、効果的・効率的な債権管理を行っていくことが必要となってくる。そのためには、債権の区分を、例えば滞納が発生した年度ごとに不納欠損の見込みがない債権（一般債権）、少しでも回収の見込みがある債権（不納欠損懸念債権）及び回収見込みのない債権（破産更生債権）等に分類することにより、それぞれの債権を適切に評価して債権管理を行うことが望ましい。

第5 平成17年度包括外部監査の状況

1 平成17年度包括外部監査の指摘等のうち、改善が十分でないもの

(1) 概要

次表は、平成17年度の包括外部監査の結果と意見について、現在（監査対象年度である平成25年度）の県の対応状況を示したものである。

1	意見	収入率向上に向けての取組
	内容	<p>収入率は全体では全国平均を下回っている。個人県民税と軽油引取税を除く税目は全国平均を下回っており、特に個人事業税は極端に低く、全国最下位の収入率となっている。</p> <p>このような原因を分析して、収入率改善に向けて、さらなる取組みが必要である。特に、個人事業税の収入率が非常に低いのは、調定額に占める滞納繰越分の割合が平成16年度で21.2%と、全国平均の9.8%よりはるかに大きく、賦課年度内の滞納整理に手間取っている状況がうかがわれるところである。</p> <p>したがって、個人事業税の徴収事務については、早期に着手し適時に必要な措置を行うよう改善が求められる。</p>
	現在の対応状況	<p>収入率向上に向けて徴収体制を強化し、厳正・迅速な滞納処分に取り組むとともに、納税コールセンターの設置やコンビニ納付の拡大など納税環境の整備に取り組んできた。その結果、平成25年度決算では、全体で収入率が97.2%となっており、全国平均96.9%を上回っている。</p> <p>個人事業税は、収入率が年々改善しているものの、依然として全国平均を下回っている。そのため「単年度整理の展開イメージ」を作成し、預金、保険等のみならず、売掛金についても税務署調査などにより把握することとし、早期の滞納整理に努めるよう、各県民局に徹底した。また、随期の大口案件については、課税担当と収税担当が連携して早期着手、早期処理に努めるよう、各県民局に文書で通知した。</p>

2	意見	法人県民税及び法人事業税-市町村との連携
	内容	2市と不申告法人の共同調査や法人県民税、法人事業税及び法人市民税につ

		<p>いて申告書の共同発送を行っており、業務の効率化を図っている。</p> <p>法人県民税、法人事業税及び法人市民税は納税者が共通であるため、多くの法人が立地している市町村については働きかけて共同調査等を行うことが望まれる。</p>
	現在の対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ・共同調査 <p>多くの法人が立地している岡山市、倉敷市、津山市及び美作市と実施しており、業務の効率化に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同発送 <p>過去に岡山市・倉敷市と行っていたが、大量の発送を行っていたため、申告書を同封する時にミスが発生する可能性があり、平成19年頃に中止している。</p> <p>また、電子申告の普及率が高まり、申告書の送付件数は減ってきている。</p>

3	意見	不動産取得税-課税時期について
	内容	<p>県としては市町村からの通知を受けて賦課手続を行うため、市町村における処理期間が含まれている。しかし、1年以上かかったものについては、県における処理期間が長いものも含まれていると考えられる。</p> <p>課税時期が遅くなることは、納税者の資金計画に齟齬が生じ、収入率が下がる要因ともなる。したがって、極力早期に課税することが望まれる。</p>
	現在の対応状況	<p>承継取得に係る県への通知については、早期の通知を行うように市町村へ働きかけている。県へ通知されたものについては、進行管理を徹底し、課税漏れを防ぎ、早期の課税に努めている。</p> <p>原始取得に係るものについては、市町村の評価額決定後の通知となるので、翌年3月以降となり、県で審査・入力等の作業を行い、6～7月の課税となる。</p>

4	意見	自動車税-免除について
	内容	<p>県では、使用状況の調査について、3年で一巡するように行っている。これは時効が3年間となっているためである。しかし、自動車税について免除取消が少なからず発生しているのであるから、課税の公平を確保するためには、費用対効果等も考慮しながら使用状況の調査を毎年行うよう検討することが</p>

		望まれる。
	現在の 対応状況	3年に1回の調査であっても、免除要件について厳重に調査を行っており、使用状況の把握に当たっては支障がないものと考えている。なお、毎年調査を実施した場合の業務量の大幅な増加に伴う人員増を勘案すれば、現在の調査は費用対効果においても妥当であると考えている。

5	結果	課税の取消
	内容	個人事業税、不動産取得税及び自動車税について、最近5年間の課税の取消状況をみると、納税者に起因するものがあるが、県の課税誤りによるものもある。課税取消を防ぐためにも原因を追及し、再発防止のための対策を講じるべきである。
	現在の 対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業税 業種については、国税連携システム等により課税資料を収集し判定しているところであるが、さらに収入状況等を把握する必要がある場合は、事務処理要領に基づき、文書照会、電話照会、不動産や駐車場の現地確認に加え、例年の課税状況の確認や必要に応じて臨戸調査を実施するなどにより業種判定を行い、適切な課税に努めている。 また、初任者研修会の開催や判定困難なものについては事例検討会を開催し、確実な業種判定を行うよう指示しているところである。 なお、二重課税や誤入力等をチェックするために、システムにより各種リストを出力することで誤課税の防止に取り組んでいる。 ・不動産取得税 不動産の取得にあたらぬ可能性のあるような取得原因のものは、賦課前調査を行うことで事前の状況把握に努めるよう指導している。また、既に賦課済みのもののうち、新規入力分と取得者氏名及び不動産所在地が一致するものを一覧にしたものを「二重課税警告チェックリスト」として出力し、二重課税防止を図っている。 ・自動車税 県の課税誤りの主な原因としては、システムへの誤入力によるものが大半を占めていることから、誤入力を防止するため、非課税コードや住所変更入

		力後に出力されるプルーフリスト及び電算画面で正しく入力されたことを確認するよう研修等を通じて指導している。
--	--	---

6	意見	国税データの入手について
	内容	課税資料の収集のため、個人事業税については、税務署にコピー機を持ち込んでのコピー作業を行っており、法人二税についても、是認手続において税務署にて手作業での照合作業を行っている。このようなコピー作業や手作業は非効率であり、極力データの形で入手する体制とすることが望まれる。
	現在の対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ・個人事業税 <p>賦課決定資料の収集・整理については、基本的に国税連携システムにより配信されるデータを活用することとし、配信されない部分のみ税務署にて収集を行うなど事務の省力化に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人二税 <p>USBメモリで送付されてきたデータ（国）とマッチする申告については、税務署調査を省略している。また、マッチしない場合（所得金額・法人税額等）には、不一致分リストが出力され、それに関する申告だけを税務署で確認しており、事務の省力化に努めている。</p>

7	意見	県民局の徴収取組
	内容	<p>備前県民局及び備中県民局については、収税課と滞納整理課の各班は、特別整理班を除き、実施している徴収事務等の内容が同様のものであり、また、特別整理班についても、大枠でいえば同種の業務と見ることができる。</p> <p>このため、より効果的・効率的な体制となるよう両課の業務内容を更に整理するとともに、滞納整理課については、新たな差押手法や専門的な徴収手法を用いた滞納整理が行えるよう機能強化の検討が望まれる。</p>
	現在の対応状況	機能強化については、徴税対策専門員（税務署OB）を配置して滞納処分の支援や助言を行うほか、財産調査事務を専門に行う滞納調査員を配置するなど、正規職員と非常勤職員等との役割分担を行うことで、効果的・効率的な体制となるよう取り組んでおり、一定の成果が得られている。

8	結果	滞納整理の状況-分納（納付誓約）
	内容	<p>税額を一括納付できない納税者については分納誓約書を入手するよう統一する必要がある。</p> <p>さらに、手形の受取による徴収金の納付委託（滞納税額の回収の方法として手形により徴収しているもの）は納税者から一方的に解約することができないため有効であり、積極的に実施すべきである。</p>
	現在の対応状況	<p>分納は、財産、収入及び支出の状況を明らかにした者で真に納付できない事情を有している者についてのみ認めることとし、その場合においても、分納期間は3カ月以内、遅くとも年度末には完納となるように設定するよう、文書等により指導している。</p> <p>なお、自動車税の定期課税時には、対応マニュアルで統一様式の分納・延納連絡票を作成し、記録として残すよう定めている。</p> <p>また、滞納税額が50万円を超える場合にあっては、手形、小切手、保証人による保証など担保を徴するよう文書等により指導している。</p>

9	結果	納付委託-手形の受取
	内容	<p>長期の手形については、支払期日までの銀行取引停止等のリスクが高まることから、最終的には不納欠損となる恐れもある。納付委託を受けたとしても、財産調査等を随時実施し、資力等を把握しておくなどのリスク管理が必要である。</p>
	現在の対応状況	<p>納付委託の要件等を定めた税務課長通知を、平成24年12月25日付で改正し、納付委託を受ける証券の支払期日について、『概ね6カ月以内に支払期日の到来するものであること。』を明示した。</p>

10	結果	不納欠損について
	内容	<p>会社が清算終了している徴収金、又は清算は終了していないが廃業状態にあり以後事業を再開する見込みが全くない法人に対する徴収金が不納欠損されずに残っている。</p> <p>これらの徴収金は、滞納税額を徴収できないことが明らかであるものとして県税関係通達「滞納処分執行停止及び不納欠損処分について」により即</p>

		時不納欠損すべきものに該当する。また、徴収業務を継続して行う事務負担がかかり、他の滞納の徴収業務が制限される可能性がある。清算終了状態又は清算終了状態になくても滞納税額を徴収することができないことが明らかであるものは早期に不納欠損処理すべきである。
	現在の 対応状況	滞納者が法人で事業を行っていない場合については、早期の財産調査と滞納処分に努めるとともに、事業の再開の見込みなど、速やかに情報収集に努め、滞納処分できる財産がなく、かつ、事業再開の見込みが全くないものについては、速やかに欠損処理を行うよう、各県民局を文書等により指導している。

11	意見	個人県民税の徴収における市町村との連携
	内容	市町村と県との共同徴収などの連携活動によって成果が上がっている場合があること、また県職員の同行は効果があるという市町村の意見が多いことも踏まえ、市町村の主体性を尊重しつつ、協働により、滞納額縮減のための各種支援を強化することが望まれる
	現在の 対応状況	<ul style="list-style-type: none"> ・滞納整理推進機構、県民局による徴取引継ぎ、徴収嘱託 →徴収困難事案の滞納整理 ・県民局職員を市町村へ併任派遣 →財産調査や滞納処分等を支援 ・県市町村税連絡会議の開催（各県民局） →市町村の徴収スキルアップにつながる研修等 ・特別徴収の推進 →県・市町村が共同で全県統一ルールを策定し、徹底に取り組む

12	意見	税務事務トータルシステム
	内容	滞納整理等の事務を重点的かつ効率的に行うためには、情報の検索や分析が不可欠であると考えられる。このため、税務事務トータルシステムについて、費用対効果を念頭において検索や分析などのデータベースとしての機能強化を行った上で、それを活用して事務処理の効率化を図ることが望まれる。
	現在の	滞納整理等の機能強化については、平成 25 年 4 月 1 日稼働の新税務システ

	対応状況	ムより、交渉経過・交渉履歴・財産状況管理機能の強化を実施している。 また、収納DB・滞納関係DB等をシステムからダウンロードし、Excel等により収税担当者毎の滞納整理状況を把握し事務処理の効率化を図っている。
--	------	--

(2) 現在の状況

前表のうち、対応がなされていない3、4、8の3つについて、指摘事項や意見ではないが、現在の状況を詳細に記載する。

3	意見	不動産取得税-課税時期について
---	----	-----------------

ア 平成17年度包括外部監査の概要

平成17年度の包括外部監査における意見の概要は、次のとおりである。

平成16年度に課税した不動産取得税について、取得日から納税告知日までの期間別件数は以下のとおりである。

取得日から納税告知日までの期間	承継取得	原始取得	合計
6カ月未満	14,957件	481件	15,438件
6カ月以上1年未満	8,158件	2,517件	10,675件
1年以上	1,962件	2,247件	4,209件
合計	25,077件	5,245件	30,322件

県としては市町村からの通知を受けて賦課手続を行うため、市町村における処理期間が含まれている。しかし、1年以上かかったものについては、県における処理期間が長いものも含まれていると考えられる。

課税時期が遅くなることは、納税者の資金計画に齟齬が生じ、収入率が下がる要因ともなる。したがって、極力早期に課税することが望まれる。

イ 現在の詳細な状況

平成25年度に課税を行った不動産取得税について、対象となる不動産の取得日から納税告知日までの期間の調査を依頼した結果、各県民局及び県全体における状況は、次のとおりであった。

(備前県民局)

取得日から納税告知日 までの期間	承継取得	原始取得			合計
		市町村評価分	県評価分	計	
6カ月未満	9,926件	76件	136件	212件	10,138件
6カ月以上1年未満	4,029件	1,780件	384件	2,164件	6,193件
1年以上	523件	2,185件	175件	2,360件	2,883件
合計	14,478件	4,041件	695件	4,736件	19,214件

(備中県民局)

取得日から納税告知日 までの期間	承継取得	原始取得			合計
		市町村評価分	県評価分	計	
6カ月未満	3,697件	33件	118件	151件	3,848件
6カ月以上1年未満	4,321件	1,760件	160件	1,920件	6,241件
1年以上	1,078件	2,148件	81件	2,229件	3,307件
合計	9,096件	3,941件	359件	4,300件	13,396件

(美作県民局)

取得日から納税告知日 までの期間	承継取得	原始取得			合計
		市町村評価分	県評価分	計	
6カ月未満	1,292件	12件	9件	21件	1,313件
6カ月以上1年未満	1,525件	458件	19件	477件	2,002件
1年以上	974件	583件	4件	587件	1,561件
合計	3,791件	1,053件	32件	1,085件	4,876件

(県全体)

取得日から納税告知日 までの期間	承継取得	原始取得			合計
		市町村評価分	県評価分	計	
6カ月未満	14,915件	121件	263件	384件	15,299件
6カ月以上1年未満	9,875件	3,998件	563件	4,561件	14,436件
1年以上	2,575件	4,916件	260件	5,176件	7,751件
合計	27,365件	9,035件	1,086件	10,121件	37,486件

前記の状況より、取得形態の区分（承継取得、原始取得、合計）ごとに、それぞれ平成 16 年度と平成 25 年度における件数割合を示すと、次とおりとなる。

取得日から納税告知日までの期間	平成 16 年度			平成 25 年度		
	承継取得	原始取得	合計	承継取得	原始取得	合計
6 カ月未満	14,957 件 (59.6%)	481 件 (9.2%)	15,438 件 (50.9%)	14,915 件 (54.5%)	384 件 (3.8%)	15,299 件 (40.8%)
6 カ月以上 1 年未満	8,158 件 (32.5%)	2,517 件 (48.0%)	10,675 件 (35.2%)	9,875 件 (36.1%)	4,561 件 (45.1%)	14,436 件 (38.5%)
1 年以上	1,962 件 (7.8%)	2,247 件 (42.8%)	4,209 件 (13.9%)	2,575 件 (9.4%)	5,176 件 (51.1%)	7,751 件 (20.7%)
合計	25,077 件 (100.0%)	5,245 件 (100.0%)	30,322 件 (100.0%)	27,365 件 (100.0%)	10,121 件 (100.0%)	37,486 件 (100.0%)

(注) いずれも県全体の件数。括弧内は、取得形態の区分（承継取得、原始取得、合計）ごとに、それぞれの件数割合を示したものの。

合計件数の割合を比較すると、6 カ月以上 1 年未満の割合が 35.2%から 38.5%へ、1 年以上の割合が 13.9%から 20.7%へと、いずれも上昇しており、平成 16 年度と比較して、取得日から課税まで長期間を要している案件の割合は高くなっている傾向にあることが窺える。

承継取得・原始取得の区分ごとの件数をみた場合、承継取得分については、取得から課税まで 6 カ月以内のものが 54.5%（平成 16 年度の割合は 59.6%）と半数以上であるのに対し、原始取得分については、6 カ月以内に課税されているものは 3.8%（平成 16 年度の割合は 9.2%）と 1 割未満となっている。これらの傾向は平成 17 年度包括外部監査の頃と大きく変化していないものの、1 年以上の割合は、承継取得・原始取得ともに平成 16 年度と比較して高い割合となっている。

以上の結果から、現状でも取得から課税まで長期間を要している状況には変わりがなく、平成 16 年度の状況と比較しても改善されていないと考えられる。

原始取得案件のうち市町村評価分については、市町村における評価額決定後、1 年に 1 度の頻度（例年 3 月頃）で県に対して通知されることから、その後県で審査・入力等の

作業を行うと、実際の課税は6月から7月頃となる。また、承継取得案件については、市町村から随時価格決定通知が送付されることになっているが、実務上、市町村によっては、数カ月に1度の頻度となる場合もある。

このように、不動産取得税が市町村と連携して課税事務を行っている関係上、課税までに時間を要する要因として、市町村の評価事務等に影響を受ける部分もあるが、市町村に対する働きかけを強化する対応も含め、極力早期課税がなされるよう努めるべきである。

4	意見	自動車税-免除について
---	----	-------------

ア 平成 17 年度包括外部監査の概要

平成 17 年度の包括外部監査における意見の概要は、次のとおりである。

平成 16 年度の自動車税身体障害者等免除事後調査の結果は以下のとおりである。

(単位：人)

調査対象者数	継続分	取消分		
		死亡	その他	計
3,509	3,308	79	122	201

免除取消による課税状況は以下のとおりである。

取消原因	課税者数	課税額（千円）	備考
死亡	79	4,659	過年度分を含む
その他	92	1,824	失格判明分
	30	1,284	調査非協力のため平成 17 年度から課税
合計	201	7,768	

このように課税免除者について調査を行った結果、状況が変わって課税免除の対象にならなくなったのに県に連絡してこない件数が少なからずある。

課税免除は条件を満たす場合のみ認められるものであることから、県では、使用状況の調査について、3 年で一巡するように行っている。これは時効が 3 年間となっているためである。しかし、上記のとおり免除取消が少なからず発生しているのであるから、課税の公平を確保するためには、費用対効果等も考慮しながら使用状況の調査を毎年行うよう検討することが望まれる。

イ 現在の詳細な状況

県の調査は依然として3年で一巡するように行っている。

平成25年度の事後調査の結果は次のとおりである。

(単位：人)

調査対象者数	継続分	取消分		
		死亡	その他	計
3,892	3,599	73	220	293

免除取消による課税状況は、次のとおりである。

取消原因	課税者数	課税額（千円）	備考
死亡	73	4,018	—
その他	145	2,710	—
	75	1,622	—
合計	293	8,350	—

調査対象者数に対する取消率が平成16年度は5.7%であるのに対して、平成25年度は7.5%となっており、免除取消はより多く発生している。なお、この件に関する監査人の考えについては、「第4.5 自動車税の課税免除の取扱い」のところで詳細に述べているが、書面調査の頻度を上げることが必要であると考えている。

8	結果	滞納整理の状況-分納（納付誓約）
---	----	------------------

ア 平成 17 年度包括外部監査の概要

平成 17 年度包括外部監査において、分納（納付誓約）について、次のとおり、誓約書の入手ではなく、口頭での約束となっている場合があるため、分納誓約書を入手するよう統一する必要があること、さらに、手形の受取による徴収金の納付委託を積極的に実施すべきことが指摘されている。

税金の納付は現金一括納付が原則であるが、納税者が滞納税金を一括して払うことができない場合、納税者は税額を分納することとなるが、この時に分納することについて口頭約束により済ませているものがある。

他のケースにおいては文書により分納することについての誓約書を提出させているものもあるが、この場合、誓約書を提出させることによって納税者に納税債務を認識させ、納税者の税金支払にかかる確約を得る効果が期待できる。

よって、単なる口頭による分納約束より分納の誓約書を入手する方が効果的であるため、税額を一括納付できない納税者については分納誓約書を入手するよう統一する必要がある。

さらに、手形の受取による徴収金の納付委託（滞納税額の回収の方法として手形により徴収しているもの）は納税者から一方的に解約することができないため有効であり、積極的に実施すべきである。

イ 現在の詳細な状況

（本庁税務課）

分納は、財産、収入及び支出の状況を明らかにした者で真に納付できない事情を有している者についてのみ認めることとし、その場合においても、分納期間は 3 カ月以内、遅くとも年度末には完納となるように設定するよう、文書等により指導している。

なお、自動車税の定期課税時には、対応マニュアルで統一様式の分納・延納連絡票を作成し、記録として残すよう定めている。

また、滞納税額が 50 万円を超える場合にあっては、手形、小切手、保証人による保証など担保を徴するよう文書等により指導している。

(備前県民局)

分納は、財産、収入及び支出の状況を明らかにした者で真に納付できない事情を有している者についてのみ認めることとし、その場合は、分納誓約書を徴取し、分納期間は3カ月以内、遅くとも年度末には完納となるように対応している。

自動車税については、分納・延納連絡票(統一様式)を作成し、記録として残すようにしている。

また、滞納税額が50万円を超える場合は、換価猶予制度を説明した上で、手形、小切手、保証人による保証など担保を徴するよう努めている。

(備中県民局)

本庁回答のとおり。

(美作県民局)

分納納付がやむを得ない場合は認めているが、分納誓約書については自動車税等件数が膨大になることから誓約書を徴していない。手形については提出を求めるようにしているが手形取引をしない業者も多く存在している。

これらの回答を受け、大口案件(備前及び備中県民局は滞納額100万円以上、美作県民局は滞納額50万円以上)及び監査人により抽出された案件のうち、分納中の案件について、分納誓約書及び分納・延納連絡票の入手状況を確認した。

その結果は次のとおりである。

県民局	税目	未収額	分納誓約書等の 入手の有無
備前	一般税	1,040千円	有
	一般税	1,383千円	なし
	一般税	7,417千円	有
	一般税	5,954千円	有
	一般税	3,574千円	有
	一般税及び自動車税	24,795千円	有
	自動車税	101千円	有

	一般税	145 千円	有
	一般税	7,352 千円	有
	一般税	14,499 千円	有
	不動産取得税	475 千円	なし
	不動産取得税	346 千円	なし
	不動産取得税	275 千円	なし
	個人事業税	215 千円	有
	個人事業税	200 千円	有
	個人事業税	480 千円	有
	個人事業税	429 千円	有
	個人事業税	378 千円	なし
	個人事業税	372 千円	有
備中	一般税	1,148 千円	なし
	一般税及び自動車税	1,195 千円	なし
	一般税	1,071 千円	なし
	一般税	626 千円	なし
	一般税	1,989 千円	なし
	一般税	1,141 千円	なし
	一般税	2,532 千円	有
	一般税	690 千円	有
	一般税	2,392 千円	なし
	個人事業税及び自税	717 千円	有
	個人事業税	500 千円	なし
	自動車税	203 千円	なし
	個人事業税	833 千円	なし
	個人事業税及び自税	563 千円	なし
	個人事業税	456 千円	なし
	法人事業税	483 千円	なし
	個人事業税	390 千円	なし
	個人事業税	336 千円	なし

	自動車税	321 千円	なし
	法人二税及び自税	293 千円	なし
美作	一般税	2,089 千円	なし
	一般税	1,505 千円	有
	一般税	1,239 千円	なし
	一般税	813 千円	なし
	自動車税	131 千円	なし
	自動車税	112 千円	なし
	自動車税	109 千円	なし
	不動産取得税	151 千円	なし

前表のとおり、備前県民局では一部入手できていないものがあり、備中県民局では、入手しているのは20件中3件のみであった。また、美作県民局では1件のみ押印のある返済計画書を入手しており、それ以外は入手していない。

平成17年度の包括外部監査報告書にも記載のとおり、分納誓約書を提出させることによって納税者に納税債務を認識させ、納税者の税金支払にかかる確約を得る効果が期待できるため、分納誓約書の入手に努める必要がある。

また、分納・延納連絡票については、担当者以外の税務職員が電話等で分納誓約の対応をした場合に、その旨を確実に担当者に伝達するための手段として記載・使用されており、伝達後の分納・延納連絡票の保管の有無については、担当者に任されているとのことである。分納・延納連絡票の使用方法、保管など、その取扱いについて、全庁的な取決めが必要である。

さらに、未収金に対する分納誓約は、時効の中断事由になるため、分納誓約した日付の管理が必要となる。しかし、現在、県では分納誓約日を税務システムに入力しておらず、分納誓約日について、時効中断としての管理をしていない。一方で、滞納案件に入金があれば当該入金も時効中断事由になり、差押をした場合も時効中断事由になる。県では、ほとんどの案件で、分納誓約後に入金があるか、入金がなければ差押を行うため、分納誓約日による時効中断の管理は重要でないという認識であり、サンプルベースで閲覧した分納誓約の案件では、全て分納誓約後に入金があるか差押を実施しているため、

時効の起算日に影響はなかった。

しかし、分納誓約後に入金がなく、差押もできない場合には、時効の計算に影響を与える恐れがあり、法的な時効の消滅期間を適正に把握するため、分納誓約日を税務システムに入力し、管理することが必要である。

なお、各県民局において平成 25 年度の納付委託（滞納税額の回収の方法として手形により徴収しているもの）の状況は、次のとおりである。

【平成 25 年度の納付委託の件数】

	備前県民局	備中県民局	美作県民局
滞納者数	12 件	3 件	2 件
手形枚数	97 枚	3 枚	5 枚
合計金額	728,760 千円	1,613 千円	2,462 千円

これらの手形は一部組戻しされたものや裏書手形で不渡りになったものもあるが、ほぼ期日どおりに入金されている。また、組戻しになったものについても、最終的には美作県民局の 1 件を除き全て入金されている。平成 17 年度の包括外部監査報告書にも記載のとおり、手形を振り出している以上、納税者から一方的に解約することができない点で、手形の受領の徴収効果は大きいといえる。したがって、今後も積極的に手形の受領に努めることが必要である。

第6 総括

「第2.2(1)歳入額の状況」で記載のとおり、県税は依然として県の収入の中で最も比率が高く、重要なものであることは間違いない。今後、県では地方創生へ向けた様々な政策が検討されるものと考えるが、全国レベルでも、高齢化や少子化に伴う生産人口の減少が続いていくと想定され、収入の確保及び公平性の観点から、税務事務として収入率の向上・維持と事務の効率化は引き続きの課題である。税務事務は、収入率と調定額の増加のみを追求するのではなく、純利益の増加につながっているかどうかを意識していくことも大切であり、民間での純利益の増加が収益の増加と費用の削減で成し遂げられるのと同様に、税務事務でも収益の増加（収入率の向上・維持）と費用の削減（事務の効率化）を実施すべきと考えているためである。

また、税務職員には限りがあり、その稼働率も高い現在の状況では、収入率の向上・維持への施策だけでは多くの効果が期待できない可能性も高いと考えられ、事務の効率化による工数削減をもって更なる収入率向上の施策に充てていくといく好循環を作っていく必要があると考えられる。そのため、収入率の向上・維持と事務の効率化はどちらも重要であると考えられる。

1 収入率の向上・維持に向けて

今後の収入率向上・維持に向けては、県が取り組んでいる現年課税分の収入の確実な確保を継続的に行うことが望ましく、滞納が発生した際に早期に徴税できるように今後も継続的な取組が必要である。徴税については、できる限りのことを早期にかつ着実に実施していくことが必要であり、そのためには、徴税職員に与えられた調査と差押の権限を最大限発揮することが重要である。

調査については、「第4.9 財産調査の方法」に記載のとおり、調査範囲について追加で調査すべきと考えられる案件があった。また、差押については、「第4.10 差押可能財産等に対する執行停止」に記載のとおり、差押可能財産があるにもかかわらず差押をせずに執行停止にした案件があった。また、「第4.11 執行停止後の再調査」に記載のとおり、資力の回復が認められるにもかかわらず執行停止を取り消さなかった案件があった。

このように調査や差押を着実に実施することが必要であり、そのためには、個別の税

務職員の日々の業務の正確性や意識の向上のみならず、管理職による管理や適時適切な指導・助言、組織として教育のためのマニュアル整備など、税務業務全体の精度を地道に向上させていくことが必要である。

また、個人住民税について、県は滞納整理推進機構を活用した滞納整理や特別徴収の強化に取り組んでおり、どちらも現時点では順調に進んでいるものとする。しかし、「第4.12 滞納整理推進機構の今後の在り方」に記載しているように、滞納整理推進機構は時限措置となっており、市町村での収入率が向上もしくは維持される体制となっているか見極めてから終了させるとともに、終了後も市町村と県が継続的に努力していくことが重要であるとする。

そのほか、「第4.8 延滞金についての対応」に記載しているように、税外収入であるが、延滞金については対応が不十分なところもあり、本税部分と比較して、徴収率の向上に向けて取り組むべきことが多くあると考えられる。県税の収入率には寄与しなくとも県の純利益が増えるのであれば、確実に取り組むことが必要である。

2 事務の効率化に向けて

税務事務は、正確性・公平性が最も重要であるが、費用対効果も考慮に入れる必要があるとする。「第4.5 自動車税の課税免除の取扱い」や「第4.6 課税誤り事例（個人事業税、自動車税）の再発防止」など、県の業務で正確性・公平性が不十分であった点も監査にて指摘しており、それらを改善すべきことはもちろんであるが、効果的かつ効率的な事務処理も念頭におくべきであるとする。正確性・公平性を確保するために必要であるものの、徴税に結び付く可能性が低い業務に対して多くの工数をかけていないかを特に点検していくことが必要である。例えば、執行停止後の再調査により執行停止が取り消される割合は低く、「第4.11 執行停止後の再調査」で記載しているように、再調査を効率的に実施していくことができないか検討すべきである。

また、「第4.14 産業廃棄物処理税及びゴルフ場利用税の調査方法の在り方」で記載しているように、税務調査についても多くの工数をかけているものの指摘数が少ないものについては、その調査方法についても徴税の可能性に応じた対応を検討すべきである。

これら事務を効率化することにより、削減された工数で更なる収入率向上の施策を実施することが効果的であることを県は意識すべきであるとする。

以上